

平成20年度

法務省事後評価実施結果報告書

平成21年8月

法 務 省

はじめに

本報告書は、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）第7条の規定により作成した法務省事後評価の実施に関する計画（平成20年3月28日決定。平成21年3月31日改定）に掲げる政策について、事後評価を実施した結果を取りまとめたものである。

なお、本報告書の作成に当たっては、平成21年7月10日に開催した第22回政策評価懇談会における意見等を参考とした。

目 次

1	法務省の政策体系	1
2	平成20年度事後評価実施結果報告書	
(1)	一般事業	
	社会経済情勢に即応した基本法制の整備	5
	法教育の推進	12
	法務に関する調査研究	
	再犯防止に関する総合的研究	23
	犯罪被害に関する総合的研究	36
	検察権行使を支える事務の適正な運営	39
	矯正施設における適正な処遇の実施	60
	保護観察対象者等の改善更生	73
	破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた	
	公共の安全の確保を図るための業務の実施	86
	人権の擁護	94
	国の利害に係りのある争訟の統一かつ適正な処理	106
	出入国の公正な管理	112
	法務行政における国際協力の推進	121
(2)	成果重視事業	
	裁判員制度の啓発推進	
	裁判員制度啓発推進事業	133
	登記事務の適正円滑な処理	
	登記情報システム再構築事業	142
	地図管理業務・システムの最適化事業	148
	出入国の公正な管理	
	出入国管理業務の業務・システムの最適化	151

(注) 達成目標の目標値等として数値を用いる場合、過去の実績がない場合などを除き、原則として過去5年分の実績を記載している。

政策体系

基本政策

政策

施策

I 基本法制の維持及び整備

1 基本法制の維持及び整備（事後チェック型社会への転換，社会経済構造の変革に即応した基本法制の維持及び整備を行う。）

- (1) **社会経済情勢に即応した基本法制の整備**（情報化・国際化等の取引社会の変化に対応した民事基本法制を整備することにより，国民が豊かな創造性とエネルギーを発揮する社会の実現と，我が国の経済の活力の維持・向上に資するとともに，社会経済情勢に対応した犯罪事象に的確に対応するよう刑事基本法制を整備することにより，事後チェック・救済型社会の基盤を形成し，社会の安定に資するものとする。）

2 司法制度改革の推進（社会の複雑・多様化，国際化等がより一層進展する中で，明確なルールと自己責任原則に貫かれた事後チェック・救済型社会への転換を図り，自由かつ公正な社会を実現していくために，その基礎となる司法の基本的制度を抜本的に見直し，司法の機能を充実強化する。）

- (1) **総合法律支援の充実強化**（裁判その他の法による紛争の解決のための制度の利用をより容易にするとともに，弁護士及び弁護士法人並びに司法書士その他の隣接法律専門職者のサービスをより身近に受けられるようにするための総合的な支援の実施及び体制整備の充実強化を図る。）
- (2) **裁判員制度の啓発推進**（国民に対し，裁判員として刑事裁判に参加することの意義及び裁判員の選任手続，事件の審理・評議における裁判員の職務等の制度の具体的内容を周知し，裁判員制度についての疑問に答えることで不安等を解消すると同時に制度への理解を得て，裁判員裁判への主体的参加を促す。）
- (3) **法曹養成制度の充実**（高度の専門的な法律知識，幅広い教養，豊かな人間性及び職業倫理を備えた多数の法曹の養成及び確保その他の司法制度を支える体制を充実強化する。）
- (4) **裁判外紛争解決手続の拡充・活性化**（国民がそのニーズに応じて多様な紛争解決手段を選択することができるようにするため，裁判外の紛争解決手段について，その拡充・活性化を図る。）
- (5) **法教育の推進**（法や司法を身近なものとし，自由かつ公正な社会の担い手である国民が法やルールにのっとった紛争の適正な解決を図る力を身につけるとともに，裁判員制度を始めとす

る司法の国民的基盤確立の条件を整備するため、法教育の推進を図る。)

3 法務に関する調査研究 (内外の社会経済事象を的確に把握し、時代の要請に適応した基本法制等に資するよう、法務に関する総合的・実証的な調査研究を行う。)

(1) 法務に関する調査研究 (内外の社会経済事象を的確に把握し、時代の要請に適応した基本法制等に資するよう、法務に関する総合的・実証的な調査研究を行う。)

II 法秩序の確立による安全・安心な社会の維持 (犯罪被害者等のための施策及び再犯防止対策を含む。)

4 検察権の適正迅速な行使 (国家刑罰権の適正かつ迅速な実現により、社会の平和を保持し、個人及び公共の福祉を図る。)

(1) 適正迅速な検察権の行使 (刑事事件について捜査及び起訴・不起訴の処分を行い、裁判所に法の正当な適用を請求し、裁判の執行を指揮監督するなどの権限を適正迅速に行使する。)

(2) 検察権行使を支える事務の適正な運営 (検察活動が社会情勢の推移に即応して有効適切に行われるように検察運営の全般にわたって改善を加え、検察機能のより一層の強化を図る。)

5 矯正処遇の適正な実施 (被収容者に対し適正な矯正処遇を実施することにより、その改善更生及び円滑な社会復帰を図る。)

(1) 矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制の整備 (研修、訓練等を通じて職員の職務執行力の向上を図るとともに、各種警備用機器の整備・開発の推進及びその効果的な活用等を図る。)

(2) 矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施 (被収容者の生活条件を含めた収容環境を維持することにより、国民が安全に安心して暮らせる社会を構築するとともに、被収容者の個々の状況に応じた適切な処遇を実施することにより、その改善更生及び円滑な社会復帰を図る。)

(3) 矯正施設の適正な運営に必要な民間開放の推進 (過剰収容に伴い増加する業務量に適切に対応し、かつ、矯正処遇の充実を図るために民間委託等を推進することとし、増員幅を抑制しつつ必要な要員を確保する。)

6 更生保護活動の適切な実施 (犯罪や非行等をした者の社会内における改善更生を図るとともに、犯罪の予防を目的とした国民の活動を促進する。)

(1) 保護観察対象者等の改善更生 (更生保護活動を通じて、保護観察対象者等の改善更生を図る。)

(2) 犯罪予防活動の促進 (犯罪の予防を目的とした国民の活動を促進する。)

(3) 医療観察対象者の社会復帰 (心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対して、その病状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発の防止を図り、円滑に社会復帰をすることができるようになる。)

7 破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施（破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行うことを通じて、公共の安全の確保を図る。）

(1) 破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施（破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行うことを通じて、公共の安全の確保を図る。）

8 団体の規制処分の適正な審査・決定（公共の安全の確保に寄与するために行う破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関し適正な審査及び決定を行う。）

(1) 団体の規制処分の適正な審査・決定（破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体に対する規制処分に際し、適正な審査及び決定を行う。）

III 国民の権利擁護

9 国民の財産や身分関係の保護（経済活動や社会活動に不可欠である財産上及び身分上の権利を適切に保全するための法制度を整備するとともに、円滑な運営を行う。）

(1) 登記事務の適正円滑な処理（登記事務におけるシステムの見直し等により、事務処理の効率化、システム関係経費の削減を図るとともに、国民の利便性を向上させる。）

(2) 国籍・戸籍・供託事務の適正円滑な処理（国籍・戸籍・供託に関する法制度を整備し、これを適正・円滑に運営することにより我が国における身分関係の安定及び国民の権利の保全を図る。）

(3) 債権管理回収業の審査監督（債権回収会社について必要な規制を行うことにより、債権管理回収行為等の適正を図る。）

10 人権の擁護（国民の人権の擁護を積極的に行う。）

(1) 人権の擁護（人権の擁護に関する施策を総合的に推進し、もって人権が尊重される社会の実現に寄与する。）

IV 国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理

11 国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理（国民個人の権利・利益と国の正当な利益との間における争訟に対して、統一的に対処し適正な調和を図る。）

(1) 国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理（国の利害に関係のある本案訴訟を適正・迅速に追行することにより、国民の期待にこたえる司法制度の実現に寄与する。）

V 出入国の公正な管理

12 出入国の公正な管理（不法滞在者等を生まない社会を構築するとともに、出入国管理行政を通じて国際協調と国際交流の増進を図る。）

- (1) **出入国の公正な管理**（不法滞在者等を生まない社会の構築を図るとともに共生社会を実現するため、新たな在留管理制度の創設に係る法令の整備を始めとする施策を行うとともに、我が国の国際協調と国際交流を推進し、我が国社会の健全な発展を目指す。）

VI 法務行政における国際化対応・国際協力

- 13 **法務行政における国際化対応・国際協力**（外国関係機関との連携等を通じて、法務行政の国際化や諸外国への協力に適切に対応する。）

- (1) **法務行政の国際化への対応**（国際化する法務行政の円滑な運営を図る。）
- (2) **法務行政における国際協力の推進**（法務省が所掌事務に関連して有する知見等を他国に提供することにより、国際協力を推進する。）

VII 法務行政全般の円滑かつ効率的な運営

- 14 **法務行政全般の円滑かつ効率的な運営**（説明責任の履行、透明性の確保、人的物的体制の整備確立等を通じて、法務行政を円滑かつ効率的に運営する。）

- (1) **法務行政に対する理解の促進**（法務行政を国民に開かれた存在にし、その理解の促進を図る。）
- (2) **施設の整備**（司法制度改革の推進、治安情勢の変化に伴う新たな行政需要等により、十分な行政機能を果たすためには面積が不足している施設や、長期間の使用により老朽化した施設の整備を行う。）
- (3) **法務行政の情報化**（国民の利便性、行政サービスの向上を図るため、法務行政手続の情報化を推進するとともに、法務省で運用する情報システムについて、政府全体で取り組んでいる業務・システムの最適化を図り、業務及び情報システムの効率化を推進する。）
- (4) **職員の多様性及び能力の確保**（社会経済情勢の変動に適切に対応するため、職員の多様性を確保し、能力の開発・向上を図る。）

平成20年度事後評価実施結果報告書

1. 政策名等

政策名	基本法制の維持及び整備		
評価対象	社会経済情勢に即応した基本法制の整備		
施策名等	【政策体系上の位置付け：I-1-(1)】		
施策の基本目標	情報化・国際化等の取引社会の変化に対応した民事基本法制を整備することにより、国民が豊かな創造性とエネルギーを発揮する社会の実現と、我が国の経済の活力の維持・向上に資するとともに、社会経済情勢に対応した犯罪現象に的確に対応するよう刑事基本法制を整備することにより、事後チェック・救済型社会の基盤を形成し、社会の安定に資するものとする。		
予算額	平成20年度予算額：150百万円		
評価実施時期	平成22年度（平成20年度は中間報告）	所管部局	大臣官房秘書課，民事局，刑事局
評価方式	総合評価方式		

2. 基本的考え方

(1) 課題・ニーズ

現在、我が国は、新たな世紀にふさわしい国の形を造る大転換期にあり、自由かつ公正な経済社会を築き、世界的規模で広がる大競争時代に対応し、より大きな発展を遂げるため、国民の活発でより成熟した経済活動の土台となる諸制度の抜本的改革が求められている。

とりわけ、経済活動にかかわる民事・刑事基本法制の整備は、明確なルールと自己責任の原則に貫かれた「事後チェック・救済型社会」の実現に不可欠の基盤形成として極めて重要であり、我が国の将来の決定的要素となるものである。

(2) 目的・目標

上記の課題に対応するためには、まず、社会経済情勢の変化を踏まえつつ、企業等の自由な経済活動が可能となるように民事基本法制を整備することが必要である。これによって、国民が豊かな創造性とエネルギーを発揮する社会が実現され、我が国の経済の活力の維持・向上に資することとなる。

また、社会経済情勢に対応した犯罪事象に的確に対応するように、刑事基本法制を整備することが必要である。これによって、「事後チェック・救済型社会」の基盤を形成し社会の安定に資することとなる。

さらに、国民に分かりやすい司法を実現するためには、法令を理解しやすいものとすることが不可欠である。これによって、明確なルールと自己責任の原則に貫かれた「事後チェック・救済型社会」の基盤形成をより実りのあるものとする事となる。

法務省では、このような観点から、平成13年度から5年程度の期間を目途として、集中的に、経済活動にかかわる基本法制の整備に取り組んできたが、「規制改革推進のための3か年計画」（平成19年6月22日閣議決定）を踏まえ、さらなる基本法制の整備を行うため、その期間を平成21年度末まで延長し、検討を行う。

その具体的内容は以下のとおりである。

【民事関係】

- ① 企業経営の効率化、業務執行の適正化や高度情報化への対応が強く要請されている。また、新規企業の資金調達の需要の増大、株式等の証券についての店頭市場の整備等に伴い、企業の資金調達に関する環境整備が求められている。

このような状況にあることを踏まえ、企業統治の実効性を確保し、国際的に整合

性のとれた制度を構築する必要がある。また、高度情報化に対応した効率的かつ確実な株主総会運営、資金調達の円滑化・流通性の確保、投資家の保護等により、我が国の企業の競争力の強化を図る必要がある。

そこで、会社の機関の在り方、会社情報の適切な開示の在り方、株主総会運営の方法、資金調達の方法等に関する商法の規定を整備する。

- ② 社会や経済の著しい変化に適切に対応した法制度を構築するため、担保・執行法制、区分所有法を現代社会に一層適合させるよう整備するとともに、保険法（商法第2編第10章）の全面的な見直しを行う。

また、債権法（民法第3編）の抜本的見直しに向けた検討を開始する。

- ③ 国際的な民商事紛争において、我が国の裁判所が管轄を有するかどうかを判断する基準を明確化するため、国際裁判管轄に関する法制の整備に向けた検討を開始する。
- ④ 速やかかつ合理的な破たん処理、企業再建等を行うことを可能とし、経営資源の有効活用等を図るため、倒産法制を整備し、手続の簡素・合理化や社会情勢の変化に対応した実体規定の見直し等を行う。
- ⑤ 司法の国民的基盤の確立のためには、分かりやすい司法を実現する必要がある、その前提として、司法判断の基礎となる法令の内容自体が国民にとって分かりやすいものであることが極めて重要である。

我が国の基本的な法令の中には、民法の一部や商法など、明治時代に制定され、依然としてカタカナの文語体で表記され、現在では使われていない用語が使用されているものがある。また、条文引用の方法等が煩雑であるものなど、法律専門家以外には容易に理解できないとの指摘がなされているものがある。

そこで、こうした基本的法令の表記を分かりやすいひらがなの口語体に改めるなどの整備を行う。

【刑事関係】

- ① クレジットカード等の支払用カード偽造等の事案が多発していることから、支払用カードに対する社会的信用を確保するため、支払用カードの電磁的記録不正作出等行為に対する罰則を整備する。
- ② 企業、個人の倒産や不良債権処理に絡み、悪質な資産隠し等の手口による民事執行等の妨害などの事案が問題となっていることから、これらに実効的に対処できるよう、妨害に対する罰則を整備する。
- ③ 近年、企業活動に伴う様々な違反行為が後を絶たず、その刑事責任の在り方が問われている。国民が安心して暮らせる社会、ルールに従った健全な企業活動が営まれる活力ある社会を確保するため、企業活動において重要な役割を果たしている法人の刑事責任の在り方について見直しを行う。
- ④ 近年、コンピュータが社会の様々な分野で広範に利用され、その利用者が急速に拡大している。また、利用形態もコンピュータを単独で用いる形態からインターネットなど地球規模のオープンなネットワークとしての利用形態に急速な変化を遂げている。

このような状況変化に伴い、コンピュータ・ネットワークを悪用した犯罪も増加しており、我が国の治安や社会経済の秩序を維持するためには、新たな手口・態様を含むハイテク犯罪に的確に対応し得るための法整備を行うことが不可欠である。

そこで、これらのハイテク犯罪の特質を踏まえて実体法及び手続法を整備する。

(3) 具体的内容

ア 法制整備の体制については、平成12年11月8日、通商産業省（現・経済産業省）・総務省からの合計3名の応援を含む、民事局・刑事局の基本法制担当者によるプロジェクトチームを設置し、積極的、集中的に基本法制の整備に取り組んできたところである。平成13年4月には、さらに積極的、集中的に法制整備を進めるため内閣の支援

を得て、時限的に、参事官を中心とする作業班を増強した。

現在は、約40名の民事・刑事基本法制プロジェクトチームにより作業を進めている。
イ 法整備の具体的内容（・は平成21年3月31日現在で整備済みのもの、○は平成22年ころまでに整備予定のもの）

【民事関係】

① 商法

- ・ 株主総会運営等におけるITの活用、ストック・オプション制度の見直し
- ・ 株主総会と取締役会の権限配分の見直し等を含む株式会社法制の抜本的見直し
- ・ 条文について、ひらがな・口語体とするための検討
- ・ 利用しやすい中小会社法制を構築するという観点からの有限会社法の抜本的な見直し
- ・ 会社法の整備
- ・ 保険法の見直し 等

② 民法及びその関連法

- ・ 中間法人制度の創設（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成20年12月1日施行）に基づく一般社団・財団法人制度に統合）
- ・ 担保・執行法制，区分所有法について，現代社会に一層適合させるよう所要の法整備
- ・ 民法典（第1編から第3編まで）をひらがな・口語体とする
- ・ 信託法について，信託制度をより国民に利用しやすくするとの観点からの全面的な見直し
- ・ 電子記録債権制度の創設 等

③ 倒産法

- ・ 会社更生法及び破産法等について，手続の簡素・合理化や倒産実体法の見直しなどの観点からの大幅な見直し
- ・ 特別清算制度の見直し 等

④ 民事訴訟法等

- ・ 民事司法制度をより国民に利用しやすくするとの観点からの，民事訴訟法の見直し及び人事訴訟手続法の全面的な見直し
- 我が国における外国等に対する民事裁判の取扱いについての予測可能性を高める必要があるとの観点からの外国等に対する民事裁判権に関する法制の整備 等

⑤ その他

- ・ 法の適用に関する通則法の整備
- ・ 犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律

【刑事関係】

① 経済金融犯罪及び企業活動に関する犯罪に対する罰則等の整備

- ・ 支払用カードの偽造等の犯罪に対する罰則の整備
- ・ 倒産犯罪等に関する罰則の整備
- 民事執行，民事保全の妨害に関する犯罪に対する罰則の整備
- 企業の刑事責任の在り方を見直し 等

② IT革命の推進等に伴う刑事関係法令（実体法・手続法）の整備

- ハイテク犯罪に対する罰則の整備
- コンピュータ・ネットワークに関する捜査手続の整備 等

3. 評価手法等

民事・刑事基本法制の整備は、我が国の基本法制を事後チェック・救済型社会の基盤として有効で、社会経済情勢に対応したものとするためのものである。

そこで、本件総合評価においては、そのような観点から、民事・刑事基本法制の整備によりもたらされる効果を分析して、必要かつ十分な法制の整備が行われているかを評価することとなる。

本件政策課題である基本法制の整備は、上記のとおり、平成13年度から平成21年度末の期間を目途とするものであり、その評価は、基本法制の整備を終えた後に行うこととなる。そのため、今回は、平成20年度における立法作業の状況の説明を中心とする。

4. 評価結果等

(1) 平成20年度に実施した政策（具体的内容）

【民事関係】（詳細については別添「立法作業シート」を参照）

○ 保険法（平成20年法律第56号）

本法は、商法第2編第10章の保険契約に関する規定を全面的に見直し、共済契約^{*}をその適用の対象に含めることとするほか、保険契約締結に際しての告知、保険給付の履行期等に関する保険契約者の保護に資するための規定を整備し、傷害疾病保険に関する規定を新設するなど、保険契約に関する法制を現代の社会経済情勢に適合したものとすることを目的としたものである。

【刑事関係】

平成20年度に成立・公布された法律はない。

(2) 既に国会に提出した法律案のうち、平成20年度末日時点において、成立・公布に至っていないもの

【民事関係】

該当事項なし。

【刑事関係】

○ 犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案（平成17年10月提出、平成21年7月廃案）

5. 評価結果の今後の政策への反映の方向性

【民事関係】

民法、商法、民事訴訟法、倒産法等の民事基本法は、我が国の社会経済活動及び国民生活の基盤をなす法制度であり、近時の情報化、国際化等の社会経済情勢の変化に応じた見直しを行っていく必要がある。

今後も、緊急に対応しなければならない立法課題が山積しているところであり、速やかにこれらの立法ニーズにこたえていかなければ、様々な面で円滑な経済活動に支障を来すこととなるため、平成21年度以降においても引き続き民事基本法制の整備を進めていくこととしたい。

【刑事関係】

犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案は、平成21年7月の衆議院の解散に伴って廃案となった。

しかし、国際組織犯罪防止条約等を締結し、国際社会と協調して組織犯罪やサイバー犯罪と戦うための法整備や、強制執行妨害に対する罰則の整備を行うことは、重要な課題である。

そこで、今後、改めて国会に所要の法案を提出し、できる限り速やかに法整備がなされるよう、引き続き、努力していくこととしたい。

また、その他の課題についても、引き続き必要な検討を進めていくこととしたい。

6. 無駄の削減（行政支出総点検会議指摘事項）の観点からの点検

- (1) 評価結果と無駄の削減との関係
該当事項なし。
- (2) 指摘事項に言及のある見直し事項
該当事項なし。

7. 関係する法令、施策方針演説等（主なもの）

- 規制改革推進のための3か年計画（平成19年6月22日閣議決定）

- I-9-(1) 民事・基本法制の整備

「社会経済構造の変革と事後監視型社会への転換に対応し、国民や企業の経済活動にかかわる民事・刑事の基本法について、抜本的に見直す。また、その用語・表記法においても、新たな時代にふさわしく、かつ国民に分かりやすいものとする。」

8. 備考

※「共済契約」

共済契約と呼ばれる仕組みには多様なものがあるが、ここでは、そのうち、保険契約と同様に、一定の者が集まって掛金を拠出し、事故や病気に遭った者がいるときには、拠出しあった掛金を原資として補償をするという機能を有する契約をいう。

立法作業シート

		立法所管部局	民事局
法律名	保険法		
立法作業の背景となった社会的・国際的動向等	<p>商法の保険契約に関する規定については、明治32年の商法制定後、明治44年に一部の規定が改正されただけで、その後の著しい社会経済情勢の変化にもかかわらず、100年近くにわたり、実質的な改正がされておらず、表記も片仮名・文語体のままであった。</p> <p>このため、これらの規定については、国民生活において重要な役割を果たしている傷害疾病保険や責任保険^{*1}に関する規定を欠いている、古い時代の理論に基づく硬直的な規律で、現代の理論にも実務にも適合しないなどの問題点があり、現代社会に合った適切なものとする必要があるとの指摘がされていた。</p> <p>また、平成12年12月1日に閣議決定された行政改革大綱において、「社会経済構造の変革と事後監視型社会への転換に対応し、国民や企業の経済活動にかかわる民事・刑事の基本法について、抜本的に見直す。また、その用語・表記法においても、新たな時代にふさわしく、かつ国民に分かりやすいものとする。」との基本方針が示されたこともあって、民事・刑事の基本法の現代化が重要な政策課題の一つとされる状況にあった。</p>		
立法の目的	<p>社会経済情勢の変化にかんがみ、保険契約に関する法制について、共済契約をその適用の対象に含めることとする。また、保険契約締結に際しての告知、保険給付の履行期等に関する保険契約者の保護に資するための規定を整備し、傷害疾病保険に関する規定の新設等を行うとともに、国民に理解しやすい法制とするためこれを現代用語の表記によるものとする。</p>		
立法による効果あるいは予想される効果	<p>保険に係わる契約上のトラブルを解決する際の指針が明確なものになるだけでなく、保険契約者等に不利な内容の定めを無効とする片面的強行規定が導入されたことにより、保険契約者等の保護を強化することができる。</p>		
具体的内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 共済契約への適用範囲の拡大 商法の保険契約に関する規定は共済契約を適用の対象としていないが、共済契約の中には保険契約と実質的に同様のものが存在することから、保険法では、保険契約と同様の実質を有する共済契約についても、その適用の対象としている。 2 傷害疾病保険に関する規定の新設 商法には損害保険契約及び生命保険契約についての規定しか設けられていないが、現代社会においては、人の傷害や疾病に基づいて保険給付を行う保険契約が広く普及していることから、保険法では、傷害疾病保険についての規定を新設している。 3 保険契約者等の保護の強化 保険契約者等（保険契約者、被保険者及び保険金受取人）と保険者とは情報量や交渉力等において必ずしも対等な関係にはないことなどから、保険法では、保険契約者等の保護のための規定を整備している。 例えば、保険契約締結時の告知に関する規定を見直し、保険契約者又は被保険者は保険者から質問された事項について告知をすれば足りるとするとともに、保険募集人による告知妨害等があった場合には、原則として保険者は告知義務違反を理由に保険契約を解除することができないものとしている。 また、保険給付の履行期に関する規定を新設し、期限の定めがある場合であって 		

	<p>も、保険者が適正な保険給付を行うために必要な調査をするための合理的な期間が経過した後は、保険者は履行遅滞の責任を負う^{※2}ものとしている。</p> <p>そして、これらの規定の内容よりも保険契約者等に不利な内容の約款の定めを無効としている（片面的強行規定）。</p> <p>4 損害保険契約についての規律の柔軟化 損害保険契約における超過保険や重複保険についての規律を柔軟化し、保険金額（の合計額）が保険価額（保険の目的物の価額）を超える契約についても原則として有効としている。</p> <p>5 責任保険契約における被害者の優先権の確保 責任保険契約について、被害者が保険金から優先的に被害の回復を受けることができるようにするため、被害者に、保険給付請求権について特別の先取特権を付与している。</p> <p>6 保険金受取人の変更に関する規定の整備 生命保険契約及び傷害疾病定額保険契約における保険金受取人の変更についての規定を整備し、保険金受取人の変更の意思表示の相手方が保険者であること、遺言による保険金受取人の変更が可能であることなどについて明文の規定を設けている。</p> <p>7 モラルリスク等の防止の強化 保険契約の不正な利用を防止するために、重大事由による解除についての規定を新設し、保険金受取人が保険金取得目的で被保険者を死亡させようとした場合等に、保険者が保険契約を解除することができるものとしている。</p>
<p>立法作業の状況</p>	<p>平成18年9月、法務大臣から法制審議会に対し、保険法の見直しについての要綱を示すことを求める諮問がされ、これを受けて、同審議会に保険法部会が設置された。保険法部会では、同年11月から調査・審議が開始され、平成19年8月の第14回会議において「保険法の見直しに関する中間試案」が取りまとめられ、パブリック・コメントの手続に付され、一般からの意見募集が行われた。</p> <p>その後、保険法部会においては、意見募集の結果等を踏まえ更に審議が重ねられ、平成20年1月の第24回会議において「保険法の見直しに関する要綱案」が取りまとめられた。これが同年2月に開催された法制審議会総会において「保険法の見直しに関する要綱」として原案どおり採択され、同日、法務大臣に答申された。</p> <p>法務省においては、この要綱を踏まえて法律案の立案作業を進め、同年3月4日の閣議決定を経て、同月5日、「保険法案」及び「保険法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案」を第169回国会に提出した。両法案は、国会での審議・採決を経て、いずれも同年5月30日に成立し、同年6月6日に平成20年法律第56号及び第57号として公布された。</p>

※1 「責任保険」

損害賠償責任を負うことによって生ずる損害をてん補する保険。

※2 「履行遅滞の責任を負う」

遅滞損害金の支払義務が生ずる。

平成20年度事後評価実施結果報告書

1. 政策名等

政策名	司法制度改革の推進		
評価対象	法教育の推進		
施策名等	【政策体系上の位置付け：I-2-(5)】		
施策の基本目標	法や司法を身近なものとし、自由かつ公正な社会の担い手である国民が法やルールにのっとった紛争の適正な解決を図る力を身につけるとともに、裁判員制度を始めとする司法の国民的基盤確立（国民が参加し、国民によって支えられる司法とする）の条件整備のため、法教育の推進を図る。		
予算額	平成20年度予算額：17百万円		
評価実施時期	平成21年8月	所管部局	大臣官房司法法制部
評価方式	実績評価方式		

2. 基本目標実現のために達成すべき目標

達成目標1			
取組内容	学校教育等における法や司法に関する学習機会を充実させるため、法曹関係者、学者、教育関係者、有識者等で構成する法教育推進協議会*を実施し、法教育の推進を図る。		
指標	法教育推進協議会（部会を含む）の実施状況	目標値等	平成20年度中に部会の検討結果に関する取りまとめを行う

達成目標2			
取組内容	国民一般へ法教育の意義についての理解を広めるため、法教育についての広報活動を行う。		
指標1	説明会・シンポジウム等の実施回数	目標値等	5回以上
指標2	説明会・シンポジウム等の参加人数	目標値等	500人以上
指標3	シンポジウム参加者のシンポジウムに対する満足度	目標値等	参加者の満足度の割合80%以上

3. 基本的考え方

(1) 課題・目的・必要性

法教育とは、法律専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎になっている価値等を理解し、法的なものの考え方を身に付けるための教育をいう。これは、法律専門家ではない一般の人々が対象であること、法律の条文や制度を覚える知識型の教育ではなく、法やルールの背景にある価値観や司法制度の機能、意義を考える思考型の教育であること、社会に参加することの重要性を意識付ける社会参加型の教育であることに大きな特色がある。

我が国は、国民の活動を事前に調整する「事前規制・調整型社会」から国民の責任で自由に活動することを基本として、社会のルール違反を後からチェックし、被害を救済する「事後チェック・救済型社会」へ変化している。これに伴い、国民が自由に活動できる範囲が広がる一方で、自由な活動から生じる様々な紛争を法に基づいて解決する必要が生じている。また、司法制度改革においても、法や司法制度は、本来、法律の専門家のみならず国民全体で支えるべきものとされている。これを受けて、司法を支える国

民的基盤を確立するため、裁判員制度が開始されることとなり、国民が司法を支えるために能動的に参加することが求められている。

このような状況にあつては、何よりもまず、国民一人ひとりが、自らの権利と責任を自覚し、国民の自律的な活動を支える法や司法の役割を十分に認識し、その上で、紛争に巻き込まれないように必要な備えを行うことができる資質・能力を身に付ける必要がある。また、仮に紛争に巻き込まれた場合には法やルールにのっとった適正な解決を図るよう心がけるとともに、自ら司法を支えるために能動的に参加していく心構えを身に付ける必要がある。そこで、法や司法に関する学習機会を充実させるなど法教育を推進する必要がある。

(2) 施策の実施方法

法務省では、平成15年7月に法教育研究会を立ち上げ、「ルールづくり」、「憲法」、「私法と消費者保護」、「司法」の4つの教材例を中心とする「はじめての法教育」（中学3年生向け）を作成・公表した。平成17年5月には法教育研究会を法教育推進協議会へと発展させ、法教育の普及、教材の改訂等に取り組んだ。その結果、平成19年2月、中学生を対象に、生徒自身による模擬裁判を盛り込んだ「裁判員制度を題材とした教育教材」を作成し、同年3月には、上記4教材の難解部分をまとめたQ&A集及び授業の様子を収録し、解説を施したDVD（「はじめての法教育Q&A」）を作成・公表した。

しかし、法教育は、現段階では未だ十分に浸透しているとは言い難く、国民一般へ理解を広める必要がある。また、今後は、国民にとって最も身近で学習の必要性が高い私法分野における法教育とその教材の在り方や、子どもの成長や発達の過程に配慮した法教育の具体的な在り方について重点的に検討する必要がある。

このため、法教育推進協議会のもとに、「私法分野教育検討部会」及び「小学校教材作成部会」を設置し、私法分野における法教育の在り方に関する検討等と小学生を対象とした法教育教材の作成等を行う。それとともに、文部科学省等の関係機関との連携を図り、国民一般への理解を広めるため、学校教育における法教育の在り方を教育関係者、法曹関係者と共に考える法教育シンポジウムの実施等の広報活動を行う。

(3) 基本目標と達成目標・指標との関係

ア 基本目標を実現するためには、国民一人ひとりが自らの権利と責任を自覚し、国民の自律的な活動を支える法や司法の役割を十分に認識することが不可欠である。そこで、「学校教育等における法や司法に関する学習機会を充実させるため、法曹関係者、学者、教育関係者、有識者等で構成する法教育推進協議会を実施し、法教育の推進を図る」ことを達成目標1とした。

本達成目標では、法教育推進協議会及びそのもとに置かれた2つの部会でそれぞれ充実した協議を行い、学校教育等において法や司法に関する学習機会を充実させる方策を検討することが重要である。そこで、指標として、法教育推進協議会（私法分野教育検討部会及び小学校教材作成部会を含む。）の具体的な実施内容や協議の成果からなる「法教育推進協議会の実施状況」を設定した。

イ 基本目標を実現するためには、全国各地の学校、教育機関等において法教育が実践されていくことが必要である。そこで、「国民一般へ法教育の意義についての理解を広めるため、法教育についての広報活動を行う」ことを達成目標2とした。

本達成目標では、説明会・シンポジウム等に多数の方の参加を得て、法教育の意義について理解してもらうことが重要である。そこで、指標として「説明会・シンポジウム等の実施回数」と「説明会、シンポジウム等の参加者数」及び「シンポジウム参加者のシンポジウムに対する満足度」を設定した。

4. 評価結果等

【達成目標1】

(1) 平成20年度に実施した政策（具体的内容）

私法は、市場経済の基本法であるとともに日常生活の規範であり、市民生活の基盤である。また、私人間の取引、組織、家族等に関する社会の基本的ルールを定める私法は、法教育の場においては、憲法と並ぶ重要性を有する。私法は、個人的欲得の問題として軽視される傾向があるが、法領域の重要性の観点からも、教育の必要性の観点からも、私法についての学習を抜本的に充実させるため、教育の具体的な在り方について検討する必要がある。そこで、法教育推進協議会・私法分野教育検討部会において、9回の部会が開催され、検討が進められた。

法教育は、中学校教育を中心に推進されてきたが、小学校学習指導要領で「国民の司法参加」について扱うこととされたことにかんがみ、子供の発達過程に応じた法教育の在り方を踏まえて、小学生を対象とした法教育教材の具体的な在り方について検討する必要がある。そこで、法教育推進協議会・小学校教材作成部会において、12回の部会が開催され、検討が進められた。

法教育推進協議会は、平成21年3月に私法分野教育の取りまとめ案について議論し、同年5月に「私法分野教育の充実と法教育の更なる発展に向けて」を取りまとめた。これは、私法分野教育の充実及び内容を明らかにするとともに、発達段階に応じた私法分野教育の具体的な在り方を示す4つの教材例から構成されるものである。また、同協議会は、平成21年6月に小学校教材の取りまとめについて議論し、近日中に取りまとめを行う予定である。この取りまとめ案は、「国民の司法参加とルールづくり」、「情報化社会を生きる」、「けんかの解決」に関する3つの教材例で構成されている。

なお、部会員の大半を教員が占めるために部会の日程調整が困難であったこと、また、法教育推進協議会の委員も多忙であって、協議会の日程調整が困難であったことが期間内に取りまとめを行うことができなかつた原因と考えられる。

(2) 必要性

ア 国民や社会のニーズ

司法制度改革が実効性あるものとなるためには、国民が自らの権利と責任を自覚し、国民の自律的な活動を支える法や司法の役割を十分に認識する必要がある。その上で、紛争に巻き込まれないように必要な備えを行い、仮に紛争に巻き込まれた場合には、法やルールにのっとった適正な解決を図るよう心がけるとともに、自ら司法に能動的に参加していく心構えを身につける必要がある。

このような要請に応えるためには、法律の条文や制度を知識として暗記するのではなく、法が生まれる必然性（ルールづくり）に始まり、その法による個人と個人の関係（私法）や個人と国家の関係（憲法）、最後に法による紛争の解決（司法）という一連の流れを国民自らが考えることを通じて学んでいかなければならない。

また、内閣府大臣官房政府広報室が発行した「総合法律支援に関する世論調査」において、学校教育の中で法教育を進めるべきであるとする割合が86.6%と高い数値を示している。さらに、平成20年に文部科学省から公表された新学習指導要領においても法教育の充実が盛り込まれたことに伴い、法教育の在り方に関する情報や新たな教材の提供等が、教育の現場等から一層強く求められている。

イ 国が行う必要性

小学校、中学校及び高等学校を通じて、私法分野の教育を含む法教育を全国に普及させ、発展させる必要がある。本施策は、そのための教育の在り方等を検討するものであり、国が取り組む必要がある。

ウ 現時点で優先して行う緊急性

新学習指導要領が平成23年度から順次実施に移されるため、それ以前に法教育に関する検討を進めておく必要がある。法教育の推進を現時点で優先して行う必要がある。

なお、平成21年5月から実施された裁判員制度を定着させるためにも、法教育の充実・普及は、緊急の課題である。

(3) 効率性（効果とコスト）

法教育推進協議会・私法分野教育検討部会では、私法分野における法教育の在り方に関する基本的な考え方を取りまとめた。

これは、私法という広大な分野に関する法教育の在り方をはじめ取りまとめたものであり、今後の法教育の指針となりうる重要なものである。したがって、支出された委員旅費等のコストに比して多大な成果を得たといえる。

(4) 有効性

ア 手段の妥当性

私法分野の教育及び小学校における法教育は、これまで必ずしもその取組が進んでいない。この取組を充実させていくためには、法教育について造詣の深い教育関係者、法律専門家及び有識者の知見を結集して、まずは基本的な考え方を示し、それをもとに全国の取組の広がりを促進することが適当である。そこで、法教育推進協議会内に部会を設け、基本的な考え方について検討したものであり、手段として妥当である。

イ 所期の事業効果の発現状況

私法分野の教育の在り方については、検討の結果が取りまとめられ、「私法分野の充実と法教育の更なる発展に向けて」を公表した。また、小学校教材の作成については、近日中に取りまとめられる予定である。これら検討の進捗状況から、所期の効果は発現していると認められる。

【達成目標2】

(1) 平成20年度に実施した政策（具体的内容）

平成20年度からは、教育委員会等の要望に応じて、直接、国民と相對して広報が行える説明会及び講演会を開始した。下表1のとおり6回にわたり法教育の意義に関する説明会及び法教育を実践する講演会を実施した。

さらに、法務省は、別紙1のとおりシンポジウムのプログラムを管理する主催者として実施した。

以上のとおり、説明会、講演会及びシンポジウムと合わせて1,000名を超える参加があった。

(表1) ○説明会及びシンポジウムの実施結果

実施時期	実施内容	出席人数
6月23日	奈良県立畝傍高等学校定時制学生に対する講演会	約70名
6月28日	静岡法教育研究会教職員に対する説明会	約20名
7月28日	東京都新宿区立小学校教職員に対する説明会	約370名
8月4日	東京都新宿区立中学校教職員に対する説明会	約240名
10月18日	東京未来塾塾生（高校生）に対する講演会	約100名
11月11日	東京未来塾塾生（高校生）に対する講演会	約100名
2月13日	法教育シンポジウム（福岡市）	140名

また、法教育シンポジウムで別紙2のとおりアンケートを実施した。結果は下表2のとおりである。

(表2) ○法教育シンポジウムにおけるアンケート結果（目標値80%以上）

アンケート回答者数	「満足」と回答した人数	満足度
63名	51名	81.0%

※「満足と回答した人数」欄は、「非常に満足」又は「おおむね満足」と回答した者の人数を指す。

(アンケートの回答の一例)

○ 基調講演について

法教育の歴史・伝統をこれからのわが国の社会においてどう定着させていけばよいかを考える上で大いに参考になった。

○ 公開授業について

子どもの目線に立って法教育を実践することは難しいと考えていたが、テーマや議論の仕方によってはかなり期待できるという手ごたえを感じた。

- パネルディスカッションについて
それぞれの立場からの意見が聞けて良かった。
- 自由記載欄に記載された感想
 - ・ 自身の法教育に対する意識の低さを実感したが法教育が目指しているものは、子ども達にとって必要不可欠なものであると感じた。この機会に法教育について考えていきたいと思う。
 - ・ 法教育の重要性を感じていないことが多い。新学習指導要領を読み直し、校長会で学習計画への反映を目指したい。

(2) 必要性

ア 国民や社会のニーズ

法教育は、新学習指導要領において小学校、中学校、高等学校を通じて位置づけられたが、その研究の歴史はまだ浅く、法教育の意義に対する国民の十分な理解を得るための広報活動を行う必要がある。

また、学習指導要領の改訂により、法教育が充実されることとなったことを受けて、学校や教育委員会等から説明会を開催してほしいとの要望があり、国民のニーズは高いといえる。

イ 国が行う必要性

新学習指導要領において、小学校・中学校・高等学校を通じて法教育を充実することとされたことから、全国的に法教育の広報を行う必要があるため、国が取り組む必要がある。

また、裁判員制度の開始と法教育の重要性にかんがみると、子どもだけでなく大人にも法教育に対する理解を浸透させる必要がある。そのためには全国的に法教育の広報を行う必要がある。

ウ 現時点で優先して行う緊急性

新学習指導要領は平成23年度から順次実施に移されるため、それ以前に法教育に関する検討を進めておく必要があるため、法教育の推進を現時点で優先して行う必要がある。なお、平成21年5月から実施された裁判員制度を定着させるためにも、法教育の充実・普及は、緊急の課題である。

(3) 効率性（効果とコスト）

教職員に対する説明会は、担当者を教員研修等に派遣し、教育の実施に当たる多数の教員に対して直接法教育の意義を伝えるものである。また、学生等に対する講演会は、担当者が法教育を実践し、生徒のみならず保護者、教員にも法教育を体験してもらうものである。これらは、一度に多数の教員・学生等に対し、法教育の意義等をより深く理解してもらう取組として、効率的と考えられる。また、説明会、講演会によるいわゆる草の根広報を行うとともに、話題性に富むシンポジウムは、新聞といったマスコミにも取り上げられ、単に新聞広告を行うことと比べて低コストで大きな効果を得ることができる。

(4) 有効性

ア 手段の妥当性

限られた予算の中で効果的に広報するためには、説明会による草の根広報及び話題性のあるシンポジウムの開催が妥当である。

イ 所期の事業効果の発現状況

シンポジウムでは、表2のアンケート結果のとおり参加者の満足度が80パーセントを超えている。さらに、シンポジウムについては、新聞でも特集が組まれ、広範囲の周知に繋がった。

また、説明会終了後には、新学習指導要領の実施に向けて有益な説明会であったという感想が寄せられたという連絡も受けている。

これらのことから、所期の効果が発現されたと考えられる。

5. 評価結果の今後の政策への反映の方向性等

法教育推進協議会において新たな教材に関する検討が進み、法教育の広報についても効果があったといえる。

法教育を全省的により一層効率的、効果的に推進するべく、そのための実施要領や簡単な教材を作成することを目的とした全省的なプロジェクトチームを立ち上げており、今後とも積極的に法教育の推進に取り組んでいくこととしている。

6. 無駄の削減（行政支出総点検会議指摘事項）の観点からの点検

(1) 評価結果と無駄の削減との関係

【達成目標 1, 2】

所期の効果が発揮されており、本施策については継続すべき必要性が高いことから、引き続き実施していくこととしている。

(2) 指摘事項に言及のある見直し事項

該当事項なし。

7. 関係する法令、施政方針演説等（主なもの）

- 司法制度改革審議会意見書（平成13年6月12日）
第4章－第2－2 司法教育の充実
「学校教育を始めとする様々な場面において、司法の仕組みや働きに関する国民の学習機会の充実を図ることが望まれる。」
- 司法制度改革推進計画（平成14年3月19日閣議決定）
第4章－第2－2 司法教育の充実
「学校教育等における司法に関する学習機会を充実させるための方策を検討し、所要の措置を講ずる。」
- 教育基本法（平成18年法律第120号）第2条第2号、第3号
- 幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について（中央教育審議会の答申）（平成20年1月17日）
8－（2）－② 社会
「よりよい社会の形成に参画する資質や能力の基礎を培う」
「社会生活を営む上で大切なルールや法及び経済に関する基礎となる内容の充実を図る」
- 8－（2）－⑭ 道徳教育
「集団や社会のきまりを守り、身近な人々と協力し助け合うなど、体験や人間関係の広がりに配慮した指導を重視する」
- 幼稚園教育要領、小学校学習指導要領、中学校学習指導要領の告示（平成20年3月28日）
小学校学習指導要領 第2章－第2節 社会
「国民の司法参加についても扱う」
中学校学習指導要領 第2章－第2節 社会
「裁判員制度についても触れる」
「個人の尊厳と両性の本質的平等、契約の重要性やそれを守ることの意義及び個人の責任などに気付かせる」
小学校・中学校学習指導要領 第3章 道徳
「法やきまりの意義を理解すること、相手の立場を理解し、支え合う態度を身に付けること、集団における役割と責任を果たすことに配慮し、指導を行う」
小学校学習指導要領 第6章 特別活動、中学校学習指導要領 第5章 特別活動
「意見をまとめるなどの話し合い活動や自分たちできまりをつくって守る活動を充実す

る」

- 高等学校学習指導要領の告示（平成21年3月9日）

第2章第3節 公民

「法に関する基本的な見方や考え方を身につけさせるとともに裁判員制度についても扱うこと」

8. 備考

※「法教育推進協議会」

我が国の学校教育等における司法及び法に関する学習機会を充実させるため、法教育研究会の報告の趣旨を踏まえつつ、「ア 学校教育における法教育の実践等」「イ 教育関係者・法曹関係者による法教育に関する取組等」「ウ 裁判員制度を題材とした法教育の実践等」「エ その他法教育の研究・実践・普及方法等」に関する情報交換及び今後の在り方について検討を行い、我が国における法教育を推進することを目的とする協議会。

法教育シンポジウム

—未来を拓く法教育inふくおか—

2009年2月13日(金)
会場：福岡明治安田生命ホール

13:30～17:00 [開場13:00]
参加費：無料 定員：300名

主催：法務省 文部科学省 最高裁判所 日本弁護士連合会
後援：日本司法書士会連合会 法テラス(日本司法支援センター)
福岡県教育委員会 北九州市教育委員会 福岡市教育委員会 朝日新聞社

法教育は、法やルール背景にある考え方や司法制度の機能・意義の理解を通して、子どもたちに考える力、公正な判断力を身に付けさせるものです。今般の学習指導要領の改訂により法教育が充実されることとなり、ますますその重要性が高まっています。

裁判員制度の開始を直前に控え、法教育の意義と実践の在り方を考えるべく、公開授業を軸としたシンポジウムを開催します。

●ゲストパネリスト

橋本 志穂

《経歴》
筑紫女学園高校・福岡大学在学中、
都道府県代表の女子駅伝チームのメンバーとして活躍。
1990年4月福岡放送入社。報道部、アナウンサーとして勤める。
1993年12月たけし軍団のガダルカナル・タカと結婚。
1994年5月福岡放送を結婚退社後、上京。
司会、コメンテーター、リポーター、パネラーなど、主婦タレントとして活動。



「踊る!さんま御殿!!」、「ものまね王座決定戦」、「山田邦子のしあわせにしてよ」、「とくダネ!」、「2時ドキッ!」、「激闘!オレこはん」、「ジバングあさ6」他ラジオ等にも多数出演。

問い合わせ先

〒100-8977 千代田区霞が関1-1-1
法務省大臣官房司法法制部司法法制課
電話：03-3580-4111(内線2384)
E-mail：housei06@moj.go.jp



○地下鉄 「中洲川端駅」下車、3番出口を上がり 昭和通りへ100m、徒歩3分
○バス 昭和通りは「中洲」 明治通りは「東中洲」 下車

プログラム

- 御挨拶** 深山 卓也
(法務省大臣官房司法法制部長)
- 基調講演** 「法教育の源流を訪ねて」
大村 敦志(東京大学教授)
- 少憩**
- 公開授業** 福岡教育大学附属久留米小学校の4年生の皆さん
少憩
- パネルディスカッション**
「法教育の時代－裁判員制度を目前に控えて－」
- コーディネーター** 豊嶋 啓司
(福岡教育大学教授)
- パネリスト(五十音順)** 大倉 泰裕
(文部科学省教科調査官)
菅藤 浩三
(弁護士・福岡県弁護士会所属)
白石 史子
(内閣官房司法制度改革推進室長)
但木 敬一
(前検事総長)
橋本 志穂
(タレント)
福永 隆二
(福岡教育大学附属久留米小学校教諭)
(敬称略 五十音順)
- 質疑応答**
- 御挨拶** 古井 明男
(日本弁護士連合会
「市民のための法教育委員会」委員長)

プロフィール

別紙 1



大村 敦志 (おおむら あつし)
東京大学大学院法学政治学研究科教授
法教育推進協議会会長



豊嶋 啓司 (とよしま けいじ)
福岡教育大学教育学部教授
専門: 社会科教育



大倉 泰裕 (おおくら やすひろ)
国立教育政策研究所教育課程研究センター教育課程調査官,
文部科学省教科調査官(併任)



菅藤 浩三 (かんとう こうぞう)
弁護士・福岡県弁護士会所属
日弁連「市民のための法教育委員会」委員



白石 史子 (しらいし あやこ)
内閣官房司法制度改革推進室長



但木 敬一 (ただき けいいち)
弁護士 前検事総長



橋本 志穂 (はしもと しほ)
タレント



福永 隆二 (ふくなが りゅうじ)
福岡教育大学附属久留米小学校教諭

お申込み方法

FAX又はE-mailにてお申込みください(はがきでも可)。
FAXの場合は、下記の参加申込書に必要事項を記載の上、切り離さず送信してください。
E-mailの場合は、参加申込書の内容をご記入の上、info@09su.com宛にお送りください。
(はがきに参加申込書の内容をご記入の上、郵送していただいても結構です。)

※ご入場の際は、後日お送りする参加証が必要ですので、当日お持ちください。
※このチラシ(参加申込書)は、法務省ホームページからもダウンロードできます。
<http://www.moj.go.jp>
※いただいた個人情報は、本シンポジウムのご案内に必要な範囲内で利用し、目的以外には使用致しません。

[申込み先] 〒810-0041 福岡県福岡市中央区大名1丁目10-6-6F
(株)マルクスインターナショナル福岡支社内「法教育シンポジウム」事務局宛 TEL.092-737-5883
[申込締切] 平成21年2月5日(木)

「法教育シンポジウム」参加申込書

住所 〒		TEL.() -	
氏名 ふりがな		職業	
年齢 歳	性別 男・女	ご希望の場合は、 <input type="checkbox"/> にチェックをしてください。 <input type="checkbox"/> 車いすでのご入場 <input type="checkbox"/> 手話通訳	
○法教育に関して、登壇者に伝えたいご意見・ご質問等がございましたら、簡潔に記入願います。(会場において紹介させていただく場合もございます)			

FAX 092-737-5884 「法教育シンポジウム」事務局 行

法教育シンポジウム

—アンケートへのご協力のお願い—

本日は、お忙しい中、ご来場いただきまして誠にありがとうございます。
 今後の法教育に対する取組をさらに充実したものにしていくため、お手数
 ではございますが、以下のアンケートにご協力くださいますようお願い申
 し上げます（番号に○をつけてください。複数回答可）。

1 本日のシンポジウムをどのような方法で知りましたか。

- ① 法務省ホームページ ② 他のホームページ ③ ポスター・チラシ
 ④ 新聞 ⑤ 知人等から ⑥ その他（ ）

2 本日のシンポジウムの感想についてお答えください。

(1) 基調講演について

(2) 公開授業について

(3) パネルディスカッションについて

(4) シンポジウム全般について

- ① 非常に満足 ② おおむね満足 ③ やや不満 ④ 非常に不満

3 今後、法教育シンポジウムを開催するとしたら、どのようなことをやって欲しいで
 すか。

4 法や司法の意義を実感として理解し、自由で公正な社会を支えるものの考え方を
 身に付けるための教育を「法教育」と呼んでいます。あなたは、法教育について
 以前から知っていましたか。

- ① はい ② いいえ

(「はい」と答えた方に) どのような方法で知りましたか。

(裏面に続きます)

5 今後、法教育を普及・発展させていくためには、どのような取組が重要だと思いますか。

- ① 教材の作成 ② 職員の研修 ③ 授業例のビデオ・DVDの作成
④ 教員と法律家の連携強化 ⑤ その他 ()
具体的なアイデアがあれば、お書きください。

6 今までに法教育の取組に関わったことがある方にお尋ねします。

(1) 実際に法教育に取り組んだ際の子どもの反応

- ① 興味を持って授業に参加してくれた ② とりあえず興味は持ってくれた
③ あまり興味を持ってくれなかった ④ 全く興味を持ってくれなかった

(2) 実際に法教育に取り組んだ際のご自身の感想

7 本日の感想等ご自由にお書きください。

※ご自身について

- 性別 ① 男性 ② 女性
○年齢 ① 10代 ② 20代 ③ 30代 ④ 40代
⑤ 50代 ⑥ 60代 ⑦ 70代以上
○職業 ① 教員(ア小学校 イ中学校 ウ高等学校) ② 教育関係者 ③ 法曹関係者
④ 大学関係者 ⑤ 公務員 ⑥ 会社員 ⑦ 学生 ⑧ 主婦 ⑨ その他

ご協力ありがとうございました。

なお、法務省では、法教育の実践にご協力いただける学校・教育関係者を募集しております。本日の公開授業をご覧になって、法教育の授業に取り組んでいただける方(または団体)には、後日、その結果を伺うことがありますので、ご連絡先等を御記入ください。

所属(学校・団体名)

ご連絡先(住所・電話番号・メールアドレス)

お名前

アンケートはお帰りの際、回収箱へお入れください。

※ご記入いただいた個人情報は、本シンポジウム及び今後の法務省における法教育に対する取組のためのみに使用し、その他の目的には使用いたしません。

平成20年度事後評価実施結果報告書

1. 政策名等

政策名	法務に関する調査研究		
評価対象	法務に関する調査研究（再犯防止に関する総合的研究）		
施策名等	【政策体系上の位置付け：I-3-(1)】		
施策の基本目標	内外の社会経済事象を的確に把握し、時代の要請に適応した基本法制等に資するよう、法務に関する総合的・実証的な調査研究を行う。		
予算額	平成19年度予算額：4百万円		
(2年計画で実施)	平成20年度予算額：6百万円		
評価実施時期	平成21年8月	所管部局	法務総合研究所
評価方式	事業評価方式		

2. 事業等の内容

(1) 課題・ニーズ

一般刑法犯検挙人員中の再犯者（前に刑法犯又は特別法犯により検挙されたことがある者。交通関係を除く。）の人員及び再犯者率は、近年、増加・上昇傾向にあり、この傾向を抑止するための効果的な対策が求められている。犯罪者に占める再犯者の比率が比較的低いにもかかわらず、事件数全体に占める再犯者の犯した事件数の比率が、初犯者のそれに比べて格段に高いことは、これまでの国内外の実証研究において確認されている。また、近年、刑務所出所者等による社会の耳目を集めるような事件も見られ、国民の治安に対する不安も高まっている。

そこで、犯罪を減少させ、国民の治安に対する不安を改善するためには、犯罪予防とともに、再犯の効果的な防止、すなわち、一度犯罪を犯した者が再び犯罪を犯すことなく、円滑に社会復帰するための効率的・重点的な対策が不可欠である。そして、その前提として、再犯者の特性を客観的・科学的に分析した基礎資料が必要である。

○一般刑法犯検挙人員中の再犯者人員・再犯者率の推移（平成14年～18年）

年次	検挙人員	再犯者人員	再犯者率
14年	347,558人	121,341人	34.9%
15年	379,602人	135,295人	35.6%
16年	389,027人	138,997人	35.7%
17年	386,955人	143,545人	37.1%
18年	384,250人	149,164人	38.8%

(2) 目的・目標

近時の我が国における再犯の傾向及び再犯者等の実態について調査・分析を行い、再犯防止を考える上で留意すべき課題（再犯を促進する要因・再犯を防止する要因等）を検討するなどして、法務省関係部局において、より効果的な再犯防止策等の諸施策を検討する上で活用できる基礎資料を提供することを目的とする。

本調査研究の目標については、以下のとおりとする。

- ア 「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008（平成20年12月犯罪対策閣僚会議決定）」において、「刑務所出所者等の再犯防止」が掲げられていることから、同再犯防止策として盛り込まれた10施策の検討に活用できる基礎資料を提供する。
- イ 外部有識者等で構成される研究評価検討委員会が研究評価のために設定する「研究評価検討委員会における評価基準」（以下「評価基準」という。）において、同基準第3の3では、72点以上を「大いに効果があった」、63点以上を「相当程度効果があった」と研究の効果を判定することとしていることから、相当程度以上に効果があったとの評価を得るため、90点満点中63点以上の評価を得る。

(3) 具体的内容

ア 研究期間

平成19年度から平成20年度までの2か年

イ 研究内容

(ア) 近時の我が国における再犯の傾向の分析

① 調査する資料の範囲等

平成10年から平成19年までの警察における検挙人員，検察における起訴人員，刑事施設に収容されている受刑者，保護観察所において保護観察を終了した者(検察統計年報などの統計資料を使用)。

② 調査項目

刑事手続の各段階における人数，罪名，犯行時の身上(執行猶予中，仮釈放中)等の項目につき調査する。

③ 分析の視点

刑事手続の各段階における再犯者等の推移，罪名別・年齢別等の視点からその特色を調べるなどし，近時の我が国における再犯の傾向について分析する。

(イ) 犯歴・統計による再犯者の実態調査及び対策の検討

① 調査対象

犯歴の電磁的記録の集計結果及び矯正・更生保護関係の統計資料を対象とする。

② 調査方法・内容

i) 最近30年間の長期的な再犯動向について，再犯者数と再犯者による犯罪の件数，罪名・年齢層などの観点から分析する。

ii) 有罪の確定裁判を受けた者の犯罪経歴から，罪名別(窃盗や傷害などの一犯目の罪名別・重大事犯別)，年齢層別(少年・若年者・高齢者別，出生年別)，犯罪態様別(常習性)に再犯の有無や再犯の態様(同種罪名の有無，回数等)について分析する。

iii) 処分状況別(量刑，執行猶予，仮釈放)にその後の再犯の有無や再犯の内容(罪名，再犯期間)について分析する。

③ 対策等の検討

上記の調査により再犯者の実態を明らかにし，その得られた特徴を基に，犯罪者の中でも，再犯に至るおそれが高く，特に重点的に対策を講ずるべき対象者に対する効果的な処遇方策について検討する。

(ウ) 諸外国における再犯防止対策の調査

① 調査対象

再犯の防止に実効性の認められた施策・処遇方法を多くもつ米国，カナダ，英国及びオーストラリアの制度・処遇プログラムを対象とする。

② 調査方法・内容

上記4か国の矯正施設，中間処遇施設等において実地調査を行う。各国とも以下のような観点から調査し，国際比較を行う。

i) 多機関(裁判所，矯正・保護など刑事司法に関わる機関)連携の下での継続的処遇の効果的実践についての調査(施設内処遇から社会内処遇，施設内処遇又は社会内処遇からアフターケアにつなげる制度・処遇プログラムなど)

ii) 犯罪を行う危険性のある者に対する早期介入等の犯罪予防制度についての調査

iii) 実証的・効果的な犯罪者処遇プログラムについての調査

(エ) 成果物の取りまとめ等

上記(ア)から(ウ)を総合して，今後の犯罪予防，再犯防止策に関する課題と展望を取りまとめ，成果物を法務総合研究所研究部報告として刊行する。

3. 事前評価の概要

本研究については、平成18年6月9日に実施された研究評価検討委員会の評価を踏まえ、以下のとおり事前評価を行った。

(1) 必要性

社会の治安の悪化に対処するためには、再犯防止のための諸施策が必要である。そのため、再犯を促進する要因、再犯を防止する要因及びそれらに対する効果的な働き掛け等に関する各種基礎資料に基づいた分析を行い、その結果を実効ある諸施策の検討に反映させていくことが必要不可欠であるので、本研究を行う必要がある。

(2) 効率性

法務総合研究所では、捜査・公判の実務経験のある研究官を始めとして、刑務官、少年院教官、少年鑑別所技官、保護観察官として犯罪者の処遇を行った実務経験のある研究官がチームを組み、それぞれの持つノウハウを共有して利用するなど、他の研究機関に比べてより実態に即し、かつ、効率的な研究を行うことが可能である。

(3) 有効性

本研究から得られる資料は、法務省において、今後、再犯を犯す危険性の高い者に対する効果的な再犯防止策を実施するため、どのような取組を行っていくべきかを示唆するものとなり得ることが期待されるので、有効性が認められる。

(4) 総合的評価

本研究については、上記のとおり、必要性、効率性及び有効性がそれぞれ認められる上、捜査から矯正、保護までを含めた総合的、横断的な研究から得られる資料は、再犯防止のための諸施策を講じるに際して貴重な資料となり得るので、平成19年度から行うべき研究課題といえる。

4. 評価手法等

上記目標の達成の有無について、外部有識者等で構成される研究評価検討委員会（学者委員7名、法務省の他部局員4名計11名により構成）において、次のとおり評価を行った。

- (1) 目標2.(2)アについては、調査研究結果が10施策に利用できるものであるかどうかについて、各施策ごとに検証する。
- (2) 目標2.(2)イについては、評価基準第4に掲げる各評価項目について4段階（AからD）で評価を行い、各評価に応じた評点を付すものとし、その評点の合計点に応じて、本研究の効果について判定する。

5. 事後評価の内容

本研究について、平成21年4月27日に実施された研究評価検討委員会の結果を踏まえ、次のとおり評価を行った。

(1) 目標「2.(2)アについて」

ア 総論

政府は、「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」において、「犯罪の生じにくい社会環境の整備」という視点から、再犯防止を重要課題の一つとして設定している。その中で、犯罪者処遇の充実強化、就労支援や福祉サービスの提供等による社会復帰の支援などにより再犯リスクを減少させるため、次の各施策を講じることを掲げている。

- ① 矯正施設における受刑者等の問題性に応じた改善指導・矯正教育等の強化
- ② 刑務所出所者等の定住、確実な身元引受け等の推進
- ③ 福祉による支援を必要とする刑務所出所者等の地域生活定着支援の実施
- ④ 刑務所出所者等の就労先の確保
- ⑤ 入所中から出所後まで一貫した就労支援の実施

- ⑥ 自立更生のための各種施策の推進
- ⑦ 刑務所出所者等の社会復帰支援を総合的に推進するための枠組みの設置
- ⑧ 保護観察における処遇の充実強化
- ⑨ 再犯を防止するために効果的な新たな施策の検討
- ⑩ 効果的な出所者情報の共有

ここでは、まず、本研究が再犯防止策を講ずる全般的な必要性・重要性を十分に示しているかという観点から、本研究の成果を評価した。次いで、具体的な再犯防止策を講ずるに当たっては、犯罪者が再犯に及ぶ原因を考察・分析し、それぞれの具体的な施策の有効性を検討することが重要である。そこで、我が国における再犯のリスク要因及び抑止要因等を分析し、上記の10施策の検討に活用できる基礎資料となっているかという観点から、本研究の成果を評価した。さらに、これらの施策を講ずる上で参考となるものとして、諸外国における再犯防止策の実施状況の研究が十分に行われているかという観点からも、本研究の成果を評価した。

イ 再犯防止対策の重要性

本研究を実施した結果、戦後を通じて見た場合、再犯者が約6割の犯罪を引き起こしていること、近時、5年以内再犯率が高くなり再犯傾向が強くなっていること、2犯目以降に殺人又は強姦といった重大事犯に及んだ者には過去に粗暴前科を有する者が目立つことなど、再犯者対策を講ずることの必要性・重要性が実証的に示された。

ウ 再犯要因の分析

本研究の結果、我が国の再犯の実態として、以下のような点が明らかとなった。

(ア) 罪名別分析

罪名別に再犯の状況を見た場合、特に、窃盗、覚せい剤取締法違反及び傷害・暴行において、再犯率が高く^{*1}、かつ、同一罪名の再犯を繰り返している者が多い^{*2}。

(イ) 裁判時少年及び若年者の分析

裁判時少年（少年時に有罪判決を受けた者をいう。）では、これよりも上の年齢層に比して、再犯率^{*3}及び同種再犯率^{*4}が極めて高く、再犯期間も短い^{*5}。

若年者（20歳代の者をいう。）については、少年時に保護処分を受けていた者の割合が高く^{*6}、1犯目から2犯目への再犯率も高く^{*7}、かつ、再犯期間も短い^{*8}。また、50年以上の犯歴の追跡が可能な者について、再犯の状況を見た場合、20歳代で前科を有した者は、その後も犯罪を継続する比率が相対的に高く^{*9}、相当数の者が高齢になっても再犯を重ね、多数回再犯者（10回以上犯歴を重ねた者）にまで至っている者も約5パーセントに及んでいる。

(ウ) 高齢者の分析

高齢犯罪者については、近時、高齢になって初めて粗暴事犯等で前科を有する者や窃盗事犯を反復している者の比率が、我が国社会の高齢化のペース以上に上昇している^{*10}。また、高齢者（65歳以上の者をいう。）の再犯率は4.9パーセントであり、これよりも下の年齢層と比べれば低いものの^{*11}、再犯者についてその再犯期間を見ると、短期間に窃盗等の再犯に及んでいる者が多い^{*12}。高齢者が短期間で窃盗等を反復するのは、就労が困難で、かつ、更生のための環境が整えられない場合があることに原因の一つがあると考えられる。

(エ) 仮釈放者の有職・無職別の再犯状況の分析

就労の有無と再犯との関連性を示すものとしては限定された資料であるが、仮釈放者の有職・無職別の罪名別の再犯状況を見ると、いずれの罪名においても無職者の方が再犯率が高く、また、再犯者中に占める無職者の比率は相当高い^{*13}。

(オ) 保護観察対象者の分析

保護観察付執行猶予者について、執行猶予の取消率を見ると、その率は、窃盗及び覚せい剤取締法違反において、それぞれ35.4パーセント、33.9パーセントと高い（全体の平均では28.4パーセントである。）。また、仮釈放の取消率を見ると、そ

の率は、窃盗及び覚せい剤取締法違反において、それぞれ11.3パーセント、6.4パーセントと高い（全体の平均では7パーセント程度であるが取消率が他の罪名と比べて突出している窃盗を除いた全罪名での平均は4.8パーセントである。）。

以上のとおり、本研究により再犯の要因分析がなされたが、この結果は、罪種に応じた処遇の必要性、若年者に対する再犯防止の重要性、高齢犯罪者に対するものを含む再犯防止策としての就労機会の確保などの更生のための環境整備の支援の重要性を実証的に示すものである。したがって、上記10施策のうち、①から⑧までの各施策の検討に活用できる基礎資料として有用なものと評価できる。

エ 諸外国における再犯防止策

本研究においては、以下のとおり、上記10施策に関連し、米国、カナダ、英国及びオーストラリアにおいて採られている再犯防止策について実地調査した。

(ア) 米国において、薬物乱用者に対する効果的な処遇プログラムが行われている状況を調査し、①の施策の検討・検証に資する資料を得た。

(イ) 米国において、刑務所と地域の就労支援センターが連携して総合的な就労支援・教育プログラムを構築している状況、オーストラリアにおいて、州政府やNGOが連携して釈放前・釈放後に刑務所出所者に対する居住や就職などの支援を行っている状況を調査した。この調査結果は、②から⑦までに関連するものであり、就労先の確保や社会復帰支援のための各施策の検討・検証に資する資料が得られた。

(ウ) 米国において、事件管理・犯罪者処遇システムの機械化等によって効率的に保護観察が実施されている状況を調査し、⑧の施策の検討・検証に資する資料を得た。

(エ) ⑨及び⑩の施策に関しては、本研究は、矯正及び保護の分野における処遇方策を対象としていたため、米国における社会奉仕命令について調査することどまったが、今後、諸外国における電子監視制度について、実地調査を計画している。他方、本研究では、カナダにおける早期釈放制度、犯罪者管理システム、オーストラリアにおける社会内処遇命令、英国における反社会的行動命令などについても調査した。

オ まとめ

以上のとおり、本研究により、再犯防止策を講ずることの重要性が実証的に示されるとともに、我が国における再犯の状況及び再犯の要因分析に基づいて、いかなる原因に着目し、いかなる対象者を重点的対象とすべきかを検討するための基礎資料が得られた。また、上記10施策の実施に参考となる諸外国における類似の制度の実施状況も研究されていることから、本研究は、2.(2)アに記載の目標をほぼ達成できたものと評価できる。

(2) 目標「2.(2)イについて」

評価基準第4に掲げる各評価項目について研究評価検討委員会において評価したところ、別添のとおりの評価となった。

すなわち、必要性を評価する3項目については、再犯防止は法務省が取り組んでいる喫緊の重要施策の一つであり、検察、矯正、保護に及ぶ総合的な研究は法務省以外での実施は著しく困難なことなどから、評点は30点中30点となり、本研究の必要性は、大いに認められた。

また、効率性を評価する3項目については、約60年間の長期に及ぶ膨大な量の電算履歴等を対象にして多角的な分析が行われていることなどから、評点は30点中30点となり、本研究の効率性は、大いに認められた。

さらに、有効性を評価する3項目については、実務家以外にも分かりやすい形で成果物に取りまとめているほか、大きな社会的注目を集めるものと考えられることなどから、評点は30点中30点となり、本研究の有効性は、大いに認められた。

以上の各項目の評点を合計したところ、90点中90点となったことから、2.(2)イの目的は達成できたものと評価できる。

(3) 総合的評価

上記（１）のとおり、「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」において、「刑務所出所者等の再犯防止」として掲げられた10施策について、その検討に活用できる基礎資料を十分に提供することができたと考えられる。また、上記（２）のとおり、事前評価と同様、必要性、効率性、有効性の観点からも高く評価され、評点の合計点は90点であったことから、本研究は評価基準第3の3に基づき「大いに効果があった」と認められる。これらを踏まえると、本研究は、2.（2）記載のとおり、法務省関係機関において効果的な再犯防止策等の諸施策を検討するための基礎資料を提供するとの目的を達成したと評価できる。

6. 関係する法令、施政方針演説等(主なもの)

- 犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008（平成20年12月22日犯罪対策閣僚会議決定）

第2-2 刑務所出所者等の再犯防止

- ① 矯正施設における受刑者等の問題性に応じた改善指導・矯正教育等の強化
- ② 刑務所出所者等の定住，確実な身元引受け等の推進
- ③ 福祉による支援を必要とする刑務所出所者等の地域生活定着支援の実施
- ④ 刑務所出所者等の就労先の確保
- ⑤ 入所中から出所後まで一貫した就労支援の実施
- ⑥ 自立更生のための各種施策の推進
- ⑦ 刑務所出所者等の社会復帰支援を総合的に推進するための枠組みの設置
- ⑧ 保護観察における処遇の充実強化
- ⑨ 再犯を防止するために効果的な新たな施策の検討
- ⑩ 効果的な出所者情報の共有

7. 備考

-
- ※1 2犯目への再犯率は、全罪種で見ると28.9パーセントであるが、窃盗、覚せい剤取締法違反及び傷害・暴行では、それぞれ44.7パーセント、41.6パーセント、33.3パーセントであった。
 - ※2 1犯目の罪名と同一の罪名の再犯だけを繰り返していた者の比率は、窃盗、覚せい剤取締法違反及び傷害・暴行で、それぞれ17.7パーセント、19.4パーセント、11.9パーセントであった。
 - ※3 裁判時少年と、これよりも上の年齢層の者の2犯目への再犯率は、それぞれ60.0パーセント、28.9パーセントであった。
 - ※4 例えば、窃盗で見ると、裁判時少年と、これよりも上の年齢層の者の2犯目への同種再犯率は、それぞれ59.4パーセント、28.9パーセントであった。
 - ※5 裁判時少年の再犯者は、約5割が2年以内に再犯を犯していた。
 - ※6 20歳代前半の初入新受刑者のうち、保護処分歴のあった者の占める比率は34.6パーセントであった。
 - ※7 20歳代前半の2犯目への再犯率は41.0パーセントであった。
 - ※8 20歳代前半の再犯者は、約5割が2年以内に再犯を犯していた。
 - ※9 20歳代、30歳代、40歳代で前科を有した後、20年以上経過した後にも再犯を犯した者の比率は、それぞれ22.6パーセント、15.9パーセント、8.8パーセントであった。
 - ※10 1987年から2005年までに我が国の高齢者人口は約2倍になっているところ、その間に、初犯の高齢粗暴事犯者は約13倍、再犯の高齢財産犯の者は約8倍にそれぞれ増加している（研究部報告42 83ページの2-4-2-5-6図参照）。
 - ※11 例えば、50歳代前半の者の再犯率は9.2パーセントである。
 - ※12 高齢再犯者では、約70パーセントの者が2年以内に再犯に至っていた。
 - ※13 再犯等によって仮釈放が取り消された者に限定してみると、いずれの罪名においても50パーセント以上の者が無職であり、特に、窃盗と詐欺では約80パーセントと高かった。

【再犯防止に関する総合的研究】

観点	評価項目	評価の基準		評価
必要性	法務省の施策に関連するなどして必要なものか。	A (10点)	法務省の重要な施策に関連し、又は、関係局部課から要請があった研究であり、実施の必要性が極めて高い。	A (10点)
		B (7点)	法務省の施策に関連し、かつ、関係局部課から要望のあった研究であり、実施の必要性が高い。	
		C (5点)	法務省の施策に関連する研究であり、実施の必要性がある。	
		D (0点)	法務省の施策に関連せず、かつ、関係局部課からも要請又は要望がなかった研究であり、実施の必要性があまりない。	
	代替性のない研究であるか。	A (10点)	他の研究機関では代替する研究の実施が著しく困難である。	A (10点)
		B (7点)	他の研究機関では代替する研究の実施が困難である。	
		C (5点)	他の研究機関でも類似の研究を実施可能であるが、代替性があるとまではいえない。	
		D (0点)	他の研究機関でも同程度の研究が実施可能である。	
	早期に研究を実施すべきテーマであるか。	A (10点)	早期に研究を実施する必要性が極めて高いテーマである。	A (10点)
		B (7点)	早期に研究を実施する必要性が高いテーマである。	
		C (5点)	早期に研究を実施する必要性がそれほど高くはないテーマである。	
		D (0点)	早期に研究を実施する必要性がないテーマである。	
効率性	調査分析対象の範囲が適度であるか。	A (10点)	犯罪傾向の把握等をする上で、調査分析対象の量・範囲は適度である。	A (10点)
		B (7点)	犯罪傾向の把握等をする上で、調査分析対象の量・範囲はおおむね適度である。	
		C (5点)	犯罪傾向の把握等をする上で、調査分析対象の量・範囲にやや過不足がある。	
		D (0点)	犯罪傾向の把握等をする上で、調査分析対象の量・範囲に過不足がある。	
	分析の視点が網羅的で偏りがないか。	A (10点)	分析の視点が網羅的であり、かつ、分析の視点に偏りがない。	A (10点)
		B (7点)	分析の視点がおおむね網羅的であり、かつ、分析の視点に偏りがない。又は分析の視点が網羅的であるが、分析の視点に若干の偏りがある。	
		C (5点)	分析の視点が網羅的ではないが、分析の視点に偏りがない。又は、分析の視点が網羅的であるが、分析の視点に偏りがある。	
		D (0点)	分析の視点が網羅的でなく、かつ、分析の視点に偏りがある。	
	調査分析の手法は適切であるか。	A (10点)	信用性のあるデータ収集の手法、標準的な分析方法を用いているだけでなく、さらに信用性を増すための方策を採っている。	A (10点)
		B (7点)	信用性のあるデータ収集の手法、標準的な分析方法を用いている。	
		C (5点)	信用性のあるデータ収集の手法、標準的な分析方法のいずれかを用いている。	
		D (0点)	信用性のあるデータ収集の手法、標準的な分析方法のいずれも用いていない。	

有効性	研究の成果物は分かりやすいものであるか。	A (10点)	実務家以外の者にとっても分かりやすい。	A (10点)
		B (7点)	実務家以外にとって分かりやすい。	
		C (5点)	実務家にとっておおむね分かりやすい。	
		D (0点)	実務家にとっても理解に時間を要する。	
	法務省関係部局課において、法令・施策の立案等の検討に利用されたか。	A (10点)	法令・施策の立案、事務運用の改善等に大いに利用された。	A (10点)
		B (7点)	法令・施策の立案、事務運用の改善等に利用された。	
		C (5点)	法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討に多少利用された。	
		D (0点)	法令・施策の立案、事務運用の改善等のいずれにも利用されなかった。	
	当該研究が、法務省以外の場で用いられ、社会的な注目を集めたか。	A (10点)	法務省以外の場で複数用いられ、かつ、社会的な注目を集めた。	A (10点)
		B (7点)	法務省以外の場で複数用いられ、又は、社会的な注目を集めた。	
		C (5点)	法務省以外の場で用いられた。	
		D (0点)	法務省以外の場で用いられず、かつ、社会的な注目も集めなかった。	

評点合計 90点

研究評価検討委員会における評価基準

第1 目的

本評価基準は、研究評価検討委員会が法務省法務総合研究所研究部が実施する特別研究（以下「研究」という。）に関する評価を実施するに当たって、同委員会における研究の評価の観点を明らかにし、より客観的な研究の評価の実施に資することを目的とする。

第2 適用対象

本評価基準は、法務省の政策評価の対象となった研究の評価を実施する場合に適用する。ただし、当該研究の実施方法等にかんがみ、本評価基準で評価することが適当でないと研究評価検討委員会が認める研究については、本評価基準とは別の基準で評価を実施することができるものとする。

第3 評価の実施方法

本評価基準を用いての評価方法は以下のとおりとする。

- 1 評価対象の研究に関し、「第4 評価項目」に掲げる各評価項目に関し、研究の実施前（事前評価）及び研究の実施後（事後評価）に評価を行うものとする。

なお、事前評価においては、当該事前評価の実施時における見込みにより評価をするものとする。

- 2 各項目の評価は4段階（AからD）で評価を行い、各評価に応じて、以下のとおり評点を付すものとする。

A…評点10点

B…評点7点

C…評点5点

D…評点0点

- 3 各評価項目で付された評点を合計した点数に応じて、評価対象の研究の効果を以下のとおり判定する。

合計点72点以上 … 大いに効果があった。

合計点63点以上72点未満 … 相当程度効果があった。

合計点45点以上63点未満 … 効果があった。

合計点45点未満 … あまり効果がなかった。

- 4 研究評価検討委員会の各委員は、法務総合研究所に対し、本評価基準による評価の実施に必要な資料等を求めることができるものとする。

第4 評価項目

評価対象の研究に関し、以下の項目について評価を実施する。

1 法務省の施策に関連するなどして必要なものか。

(1) 評価の観点【主に研究の必要性】

法務総合研究所の研究が法務省の犯罪防止、犯罪者処遇等の政策に役立つものであるために、法務省の施策等に関連して必要なものであるか否かは重要な指標となる。法務省における重要な施策等に関連したり、関係局部課から要請・要望があれ

ば、当該研究の必要性は強く認められることになることから、この点を評価する。

(2) 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…法務省の重要な施策に関連し、又は、関係局部課から要請があった研究であり、実施の必要性が極めて高い。
- B…法務省の施策に関連し、かつ、関係局部課から要望があった研究であり、実施の必要性が高い。
- C…法務省の施策に関連する研究であり、実施の必要性がある。
- D…法務省の施策に関連せず、かつ、関係局部課からも要請又は要望がなかった研究であり、実施の必要性があまりない。

2 代替性のない研究であるか。

(1) 評価の観点【主に研究の必要性】

当該研究が、他の研究機関で実施できないものであれば、当該研究は法務省で行う必要性が高い上、研究の価値、効果も高いと言えることから、この点を評価する。

(2) 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…他の研究機関では代替する研究の実施が著しく困難である。
- B…他の研究機関では代替する研究の実施が困難である。
- C…他の研究機関でも類似の研究を実施可能であるが、代替性があるとまでは言えない。
- D…他の研究機関でも同程度の研究が実施可能である。

3 早期に研究を実施すべきテーマであるか。

(1) 評価の観点【主に研究の必要性】

研究テーマが、刑事政策上、喫緊の課題となっているなど、早期に研究を実施すべきものであれば、当該研究の必要性が高く認められることから、この点を評価する。

(2) 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…早期に研究を実施する必要性が極めて高いテーマである。
- B…早期に研究を実施する必要性が高いテーマである。
- C…早期に研究を実施する必要性がそれほど高くはないテーマである。
- D…早期に研究を実施する必要性がないテーマである。

4 調査分析対象の範囲が適度であるか。

(1) 評価の観点【主に研究の効率性】

犯罪あるいは犯罪者等の傾向を把握し、分析の視点を抽出するには、調査対象の件数、調査対象期間、対象とする刑事手続の段階等について、ある程度の量・範囲にわたって調査することが必要であることから、この点を評価する。

(2) 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…犯罪傾向の把握等をする上で、調査分析対象の量・範囲は適度である。

- B…犯罪傾向の把握等をする上で、調査分析対象の量・範囲はおおむね適度である。
- C…犯罪傾向の把握等をする上で、調査分析対象の量・範囲にやや過不足がある。
- D…犯罪傾向の把握等をする上で、調査分析対象の量・範囲に過不足がある。

5 分析の視点が網羅的で偏りがいないか。

(1) 評価の観点【主に研究の効率性】

当該研究において調査した対象について、性別、罪名別、年齢別等の視点から分析することが考えられる。そして、その分析の視点が網羅的であり、かつ、偏りが無い場合には、分析結果を様々な方向から利用することが可能となることから、この点を評価する。

(2) 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…分析の視点が網羅的であり、かつ、分析の視点に偏りが無い。
- B…分析の視点がおおむね網羅的であり、かつ、分析の視点に偏りが無い。又は、分析の視点が網羅的であるが、分析の視点に若干の偏りがある。
- C…分析の視点が網羅的ではないが、分析の視点に偏りが無い。又は、分析の視点が網羅的であるが、分析の視点に偏りがある。
- D…分析の視点が網羅的でなく、かつ、分析の視点に偏りがある。

6 調査分析の手法は適切であるか。

(1) 評価の観点【主に研究の効率性】

当該研究が効果的なものとなるためには、対象の量・範囲が適度であり、多様な視点から分析されるだけでなく、対象のデータ収集の手法や分析の手法が適切である必要があることから、この点を評価する。

(2) 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…信用性のあるデータ収集の手法、標準的な分析手法を用いているだけでなく、さらに信用性を増すための方策を採っている。
- B…信用性のあるデータ収集の手法、標準的な分析手法を用いている。
- C…信用性のあるデータ収集の手法、標準的な分析手法のいずれかを用いている。
- D…信用性のあるデータ収集の手法、標準的な分析手法のいずれも用いていない。

7 研究の成果物は分かりやすいものであるか。

(1) 評価の観点【主に研究の有効性】

当該研究の成果物の文書構成が適当であり、また、図表等による視覚的な配慮や平易な用語の使用などによって分かりやすいものになっていることは、実際に関係局部課等での利用状況に影響を与えるものであることから、この点を評価する。

(2) 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…実務家以外の者にとっても分かりやすい。
- B…実務家にとっても分かりやすい。
- C…実務家にとってもおおむね分かりやすい。
- D…実務家にとっても理解に時間を要する。

8 法務省関係局部課において、法令・施策の立案等の検討に利用されたか。

(1) 評価の観点【主に研究の有効性】

当該研究の成果物が、関係局部課において法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討に実際に利用されるということは、当該研究が関係局部課に役立ち得るものであることを明らかにする重要な指標であることから、この点を評価する。

(2) 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討に大いに利用された。
- B…法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討に利用された。
- C…法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討に多少利用された。
- D…法令・施策の立案、事務運用の改善等のいずれの検討にも利用されなかった。

9 当該研究が、法務省以外で用いられたり、社会的な注目を集めたか。

(1) 評価の観点【主に研究の有効性】

当該研究の成果物が、他省庁での施策の立案や大学での研究など法務省以外で用いられたり、新聞報道されるなどして社会的に注目されることは、間接的に法務省の施策等に影響を与えるとともに、国民の刑事政策への理解協力を得ることができ、ひいては犯罪防止や犯罪者処遇の改善等につながるものであることから、この点を評価する。

(2) 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…法務省以外で複数用いられ、かつ、社会的な注目を集めた。
- B…法務省以外で複数用いられ、又は、社会的な注目を集めた。
- C…法務省以外で用いられた。
- D…法務省以外で用いられず、かつ、社会的な注目も集めなかった。

平成20年度事後評価実施結果報告書

1. 政策名等

政策名	法務に関する調査研究		
評価対象	法務に関する調査研究（犯罪被害に関する総合的研究）		
施策名等	【政策体系上の位置付け：I-3-(1)】		
施策の基本目標	内外の社会経済事象を的確に把握し、時代の要請に適応した基本法制等に資するよう、法務に関する総合的・実証的な調査研究を行う。		
予算額 (2年計画で実施)	平成19年度予算額：25百万円 平成20年度予算額：2百万円		
評価実施時期	平成21年8月	所管部局	法務総合研究所
評価方式	事業評価方式		

2. 事業等の内容

(1) 課題・ニーズ

有効適切な犯罪防止のための諸施策を検討するには、犯罪被害の実態を正しく把握し、分析する必要があるが、現実には、被害者が届出等をしないなどの理由により捜査機関が認知していない、いわゆる暗数となっている犯罪被害が多数ある。

法務省において、有効適切な犯罪防止策等を検討するには、警察等の公的機関に認知された犯罪被害の件数のみでなく、特に暗数が多いとされる性犯罪等も含め、多様な要因により顕在化していない犯罪被害について、国際比較を踏まえた我が国の犯罪発生状況の実態を明らかにした基礎資料が必要である。そのためには、国連が主導して世界規模で行う国際犯罪被害実態調査に参加することが極めて有益である。

(2) 目的・目標

第1回調査（2000年）、第2回調査（2004年）に引き続き、第3回犯罪被害実態（暗数）調査を実施し、犯罪被害実態等の経年比較及び国際比較を行うことによって、我が国の犯罪発生状況の実態を明らかにする基礎資料を提供することを目的とする。

本調査研究は、国連が主導する第6回国際犯罪被害実態調査に参加して行うものであり、国連が示した国際標準の質問票161項目について、適切に調査することを目標とする。

(3) 具体的内容

ア 研究期間

平成19年度から平成20年度までの2か年

イ 研究内容

(ア) 調査対象者

全国から16歳以上の者6,000人（男女同数）を無作為抽出。

(イ) 調査項目

「犯罪被害の有無及び実情」、「犯罪被害の申告及び警察に対する認識」、「犯罪・防犯に関する認識及び態度」等、第2回調査（2004年）における調査項目に加え、今回から性別を問わず全ての調査対象者に対して性的事件に関する項目を調査する。

(ウ) 調査方法

調査対象者を選定（サンプリング）し、上記のような調査項目を記載した質問票を用い、調査員が対象者を戸別訪問して面接聴取を行う。また、性的事件については、対象者自身が自記式回答用紙に記入する方法により調査を行い、その調査結果を基にデータベースの作成等を行う。

(エ) 分析の視点

世帯犯罪被害（乗り物関係の被害，不法侵入等）及び個人犯罪被害（強盗，性的事件等）の被害態様，年齢，就業状況，都市規模等の視点から分析する。

（オ）成果物の取りまとめ等

調査結果については，各国における調査結果の取りまとめを行っているティルブルグ大学国際被害者学研究所，国連薬物犯罪事務所（UNDOC）及び国連地域間犯罪司法研究所（UNICRI）に送付する。

また，本研究の成果を取りまとめて，法務総合研究所研究部報告として刊行する。

3. 事前評価の概要

本研究については，平成18年6月9日に実施された研究評価検討委員会の評価を踏まえた上，以下のとおり事前評価を行った。

（1）必要性

近年，治安情勢の推移は，国民の非常に高い関心を集めているが，国民の体感治安に影響する犯罪情勢を実態に即して多面的に把握するためには，英米を始めとする諸外国と同様に，公的機関の認知・処理件数以外に実態を反映したデータを収集・分析することが必要である。

（2）効率性

法務総合研究所は，過去に2回の同種調査を行っており，調査・分析に関するノウハウを蓄積しているため，全く初めて調査・分析を行う場合に比べて，短期間に正確な分析を行うことを期待できる。これに加えて，法務総合研究所は，過去の調査データも蓄積しているため，それらを生かして経年比較など継続性が必要な研究も行うことができるので効率的である。

（3）有効性

本研究の成果として，犯罪被害の暗数の把握が見込まれる。これにより犯罪被害実態の経年比較などの分析や国際比較などが可能になり，これらを含む各種の分析結果等に基づいて策定される犯罪防止策が適切なものとなることが十分期待できるので有効である。

（4）総合的評価

本研究については，上記のとおり，必要性，効率性，有効性がそれぞれ認められる上，国際調査に参加し，かつ過去2回の同種調査に引き続いて行われる本研究により得られると見込まれる成果は，過去2回の調査データとの比較や国際比較を可能とし，刑事政策を検討する上で重要な資料となり得るので，平成19年度から行うべき研究課題といえる。

4. 評価手法等

前記目標の達成の有無について，外部有識者等で構成される研究評価検討委員会（学者委員7名，法務省の他部局員4名計11名により構成）において，国連から示された161項目について，適切に調査が行われているかどうかについて評価を行った。

5. 事後評価の内容

本調査研究は，国連が主導する第6回国際犯罪被害実態調査に参加して行ったものであり，前記2.（3）のとおり，国連が示した国際標準の質問票161項目について，我が国の実情等に応じて若干の必要な修正を加えた上で，調査を行った。その成果を各国における調査結果の取りまとめを行っている機関に提供し，国際的な貢献を果たした。また，法務省ホームページや平成20年版犯罪白書にその概要を掲載するとともに，詳細を研究部報告に取りまとめて刊行し，法務省関係局等部に提供した。

今回の第3回調査では，全国から16歳以上の者6,000人（男女同数）を無作為抽出して，3,717人（男1,756人（47.2パーセント），女1,961人（52.8パーセント），回答率62.0パーセ

ント) から回答を得た。今回の調査結果と、第1回及び第2回調査との比較により、次のことが明らかとなった。

- ① 調査対象とした11種類の態様の犯罪^{*1}の被害率^{*2}は低下傾向にある。
- ② 居住地域における犯罪に対する不安は第2回調査より若干改善した。
- ③ 過去5年間における被害率は32.3パーセントと高い水準にあり、日本全体における治安に関する認識でも、「悪い」とする者の比率が56.0パーセントと過半数を超えている。

以上を踏まえた上で平成21年4月27日に開催された研究評価検討委員会において本研究について評価を行ったところ、本研究は、国連が示した国際標準の質問票161項目に即して適切に調査が行われているとの評価を得ることができた。また、本研究により犯罪情勢の実態を多面的に把握できていること、過去に行われた2回の同種調査の経験に基づくノウハウを活かして調査が行われていること、本研究で把握した犯罪被害の実態は犯罪防止策の貴重な資料となり得ることから、本研究は、必要性、効率性、有効性の観点からも高く評価された。したがって、国際標準の質問票161項目について適切に調査を行い、犯罪被害実態等の経年比較等を行うことによって、我が国の犯罪発生状況の実態を明らかにする基礎資料を提供するという本研究の目標・目的は達成できたものと考えられる。

6. 関係する法令、施政方針演説等(主なもの)

- 犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）第21条
- 犯罪被害者等基本計画（平成17年12月27日閣議決定）
V-第4-2-(6) 法務省における「犯罪被害実態調査」の調査方法に関する検討
「法務省において、これまでに行った「犯罪被害実態調査」と同種の調査を継続的に実施する方向で検討するとともに、性的暴行被害等についてより一層精緻な数値を得られるよう調査方法の検討を早期に行い、その結果を同調査に反映する。」

7. 備考

※1 「調査対象とした11種類の態様の犯罪」

自動車盗、車上盗、自動車損壊、バイク盗、自転車盗、不法侵入、不法侵入未遂、強盗、個人に対する窃盗、暴行・脅迫及び性的事件。

※2 「被害率」

回答者に占める犯罪被害に遭った者の比率。

平成20年度事後評価実施結果報告書

1. 政策名等

政策名	検察権の適正迅速な行使		
評価対象	検察権行使を支える事務の適正な運営		
施策名等	【政策体系上の位置付け：Ⅱ－４－（２）】		
施策の基本目標	検察活動が社会情勢の推移に即応して有効適切に行われるように検察運営の全般にわたって改善を加え、検察機能のより一層の強化を図る。		
予算額	平成20年度予算額：2,742百万円		
評価実施時期	平成21年8月	所管部局	刑事局
評価方式	実績評価方式		

2. 基本目標実現のために達成すべき目標

達成目標1			
取組内容	適正な通訳人の確保のための対策として、通訳人に対する研修を実施する。		
指標	研修参加者に対するアンケート調査	目標値等	研修を有意義とする回答を90%超

達成目標2			
取組内容	犯罪被害者等に対する対応を充実させるため、被害者支援員に対する研修を実施する。		
指標	研修参加者に対するアンケート調査	目標値等	研修を有意義とする回答を90%超 (過去の実績については、別添のとおり)

達成目標3			
取組内容	検察に関する広報活動を積極的に実施する。		
指標	広報実施回数の対前年度増	目標値等	対前年度増 (平成15年度：469回) (平成16年度：739回) (平成17年度：3,009回) (平成18年度：12,999回) (平成19年度：17,969回)

3. 基本的考え方

(1) 課題・目的・必要性

最近における犯罪情勢は、殺人等の凶悪重大事件、暴力団抗争事件などの国民の平穏な日常生活を脅かす犯罪が後を絶たない一方、来日外国人による薬物大量密輸事件等、犯罪の国際化も、依然深刻な問題であり、我が国の治安回復は、いまだ道半ばとなっている。

また、犯罪被害者等基本法及び同基本計画に基づき、犯罪被害者の保護・支援については、今後も、種々の施策を強力に進めていくことが求められている。

上記のような情勢を背景に、検察が、「世界一安全な国」の復活（国民が安全・安心に暮らせる社会の実現）に寄与し、国民の期待にこたえていくためには、その活動が社会情勢の変化に的確に対応したものでなければならない。そこで、検察においては、社会情勢の変化を適切に把握した上で、検察運営の全般にわたる改善や、検察機能のより

一層の強化を図るための施策を推進していく必要がある。

(2) 施策の実施方法

国際化の進展に伴い、外国人が関与する事件の数は依然として高い水準で推移している。また、平成17年12月に閣議決定された「犯罪被害者等基本計画」においては、今後講じていくべき施策として、被害者支援員と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化が盛り込まれている。このような近年の社会情勢に対応していくため、以下の研修を実施する。

ア 外国人が関与する事件においては、適正な捜査の実現には正確・公正な通訳が必要不可欠である。そこで、全国の通訳人全体について通訳能力を高めるため、通訳人に対し研修を実施し、基本的な刑事法の知識や通訳技術を習得させる。

イ 検察庁に相談窓口を求める犯罪被害者等に対し、犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等の犯罪被害者等支援のための制度等を説明するなど必要な情報が提供できるよう、被害者支援員に対し研修を実施し、必要な知識及び技能等を習得させる。

また、検察活動に対する国民の理解と協力を得るとともに、現在、進展している司法制度改革に対する国民の理解を得るため、幅広い層の国民に対し検察に関する説明、庁舎見学、広報ビデオ上映等の広報活動を積極的に実施する。

(3) 基本目標と達成目標・指標との関係

基本目標を実現するため、検察を取り巻く状況を踏まえ、達成目標1から3を設定したもので、各達成目標と指標との関係は以下のとおりである。

ア 国際化の進展に伴い外国人を被疑者とする事件は依然として高い水準で推移しており、捜査手続における通訳の正確性・公平性をより一層確保することが重要である。そこで、達成目標1として「適正な通訳人の確保のための対策として、通訳人に対する研修を実施する」こととした。そして、研修の成果等を確認するために、研修参加者に対するアンケート調査結果により、「有意義であった」との回答が90パーセントを超えることを指標として設定した。

イ 「犯罪被害者等基本計画」において、犯罪被害者等に対する保護・支援体制の充実強化が求められている。そこで、達成目標2として「犯罪被害者等に対する対応を充実させるため、被害者支援員に対する研修を実施する」こととした。そして、研修の成果等を確認するために、研修参加者に対するアンケート調査結果により、「有意義であった」との回答が90パーセントを超えることを指標として設定した。

ウ 検察が法秩序を維持し、社会正義を実現するためには、検察活動に対する国民の理解と協力を得ることが必要不可欠である。そこで、達成目標3として、「検察に関する広報活動を積極的に実施する」こととした。そして、その成果を確認するために、広報実施回数について前年度より増加させることを指標として設定した。

4. 評価結果等

【達成目標1】

(1) 平成20年度に実施した政策（具体的内容）

平成20年7月8日から9日までの2日間、中央研修として、全国の地方検察庁から推薦された通訳人49名の参加する通訳人セミナーを開催した（別紙1日程のとおり）。

同セミナーでは、刑事手続法・刑事実体法・裁判員制度に関する講義、外国人が関与する事件の捜査・公判を担当する検察官及びベテランの通訳人による通訳上の留意点に関する講義、通訳人と検察官との意見交換等を行うことにより、取調べにおける通訳に必要な知識及び技能の習得を図った。

研修終了後に、参加した通訳人に対し、実施した講義等ごとのアンケート調査（別紙2）を行い、参加者49名のうち44名から回答があった。同アンケートは、6コマの各講義等の内容について、「5（とても参考になった）」から「1（参考にならなかった）」の5段階で回答を求める方式としており、全体の集計結果は、以下のとおりとなった。

○通訳人セミナーアンケート結果

研修内容について

評価	回答数	割合（約）
5(とても参考になった)	161	60.9%
4	59	22.3%
3	32	12.1%
2	9	3.4%
1(参考にならなかった)	3	1.1%

本施策の達成目標については、アンケート調査により、研修が「有意義であった」との回答が、90パーセントを超えることを指標としているが、今回のアンケート調査では、講義等ごとに「参考になった」程度を質問している。これは、研修が有意義であったといえるためには、各講義等が、参加者にとって参考になっていることが必要と考えたためである。加えて、アンケートの結果を、今後のセミナーの運営等に活用するためにも、講義等ごとの評価を確認する必要があるが、講義等ごとに有意義であったか否かとの質問は、質問として適当でないと考えられる。このような点から、今回のアンケート調査では、本セミナーの各講義等が参考になったか否かについて5段階で回答を求める方式とした。そして、講義等ごとに参考になったか否かを確認し、その結果を集計することにより、セミナー全体が有意義であったか否かを測ることとした。

また、アンケート調査票には明記していないものの、

- 5（とても参考になった）
- 4（参考になった）
- 3（ある程度参考になった）
- 2（あまり参考にならなかった）
- 1（参考にならなかった）

との設定でアンケートを実施している。したがって、「参考になった」とは、アンケート中「3（ある程度参考になった）」から「5（とても参考になった）」が該当するものと整理できる。

以上のとおり、本施策の達成度は、各講義等ごとの評価を集計した上で、「3」以上と回答された割合で測定することとなる。アンケート調査結果では、評価「3」から「5」と回答した割合が95.4パーセントとなっていることから、目標は、達成できたものと考えられる。

なお、目標の達成状況の確認方法を分かりやすいものとするため、指標等の設定方法、あるいはアンケートの実施方法等について、更に検討することとしている。

（2）必要性

ア 国民や社会のニーズ

国際化の進展に伴い、外国人が関与する事件の数は依然として高い水準で推移している。

これらの事件において適切な捜査を行い、国民の安心・安全な生活を実現するためには、外国人の取調べにおいて、正確・公正な通訳を確保することが必要不可欠である。

イ 国が行う必要性

通訳人セミナーは、刑事手続法等の法律に関する知識の習得だけでなく、取調べにおける通訳に必要な技能をも身につけさせることにより、正確・公正な通訳を可能とする通訳人の養成を目的としている。

そのため、外国人が関与する事件を担当する検察官及びベテランの通訳人による講義や、通訳人と検察官との意見交換等を行うことにより、相互の情報提供・経験の共有化を図ることが効果的であると考えられ、国が行う必要性が認められる。

ウ 現時点で優先して行う緊急性

外国人が関与する事件は、依然として高い水準にあり、かつ、これらの事件が日常的に多発しているため、外国人が関与する事件において、通訳の正確性・公平性を確保し、適切な捜査を実現することは不可欠な状況にあり、本施策の緊急性が認められる。

(3) 効率性（効果とコスト）

中央において研修を行うことで、講師である通訳人や検察官の時間面及び費用面での資源投入を最小限に抑え、かつ、各地で発生した問題事例、それに対する対応などの情報及び経験を共有することが可能となるため、本施策は効率性が高いと認められる。

(4) 有効性

ア 手段の妥当性

刑事手続法、刑事実体法及び裁判員制度に関する講義のみならず、外国人が関与する事件の捜査・公判を担当する検察官やベテランの通訳人による講義、検察官等との意見交換等を行う。これにより、相互の情報提供・経験の共有化を図り、通訳に必要な技能をも身につけることを可能とするものであるため、手段の妥当性が認められる。

イ 所期の事業効果の発現状況

上記のとおり、通訳人セミナー終了後に、「通訳人セミナーが参考になったかどうか」の点について、評価1を最低とし、評価5を最高とするアンケートを実施したところ、95.4パーセントが評価3以上であった。

この結果から、正確・公正な通訳を行うために必要とされる知識及び技能が習得され、通訳人としての資質の向上に役立つものであったと考えられ、本施策の有効性が認められる。

【達成目標2】

(1) 平成20年度に実施した政策（具体的内容）

被害者支援員として必要な知識・技能を修得させることを目的に、平成20年10月29日、全国の地方検察庁から被害者支援員70名が参加した被害者支援員中央研修を開催した。

平成20年度の研修においては、最近の犯罪被害者等に関する法改正や新たな施策の実施など、各種の犯罪被害者施策の動向にかんがみ、平成20年12月施行の被害者等が刑事裁判手続に直接関与する被害者参加制度や被害者参加人のための国選弁護制度等に関する説明や、平成19年12月から実施されている更生保護官署における犯罪被害者等施策に関する説明等を行った。さらに、被害者支援員には、犯罪被害者支援に係る関係機関・団体等との連携・協力が重要であることなどの観点から、社団法人被害者支援都民センター相談員の経験を踏まえた講義を実施した。また、被害者支援員が関係機関や団体等と連携した被害者支援や犯罪被害者等の方々からの相談に対応した際の具体的事例について、あらかじめ研修員からその際の対応や助言等の具体的方法や問題点等についての課題を提出させた。その上で、犯罪被害者等施策担当の内閣府参事官をアドバイザーとした全体協議を行った（別紙3のとおり）。

研修終了後に、研修の効果測定を行うとともに、今後の研修カリキュラム等の策定に資するため、参加した被害者支援員に対し、アンケートを実施したところ、以下の結果となった。

○被害者支援員中央研修アンケート結果（回答数（参加者）70名）

研修全般の内容について			
質問項目	回答人数	割合	主な感想
役に立つ	66人	94.3%	<ul style="list-style-type: none"> 被害者支援に関する最新の立法状況や各地検の支援活動が分かり、参考となった。 各地検の実情及びその対処方法等の説明を受け、今後の仕事に大いに参考になる有意義な研修であった。 更生保護における支援実施体制を聞いて連携の拡充の必要性を大いに感じた。 被害者からの相談に対する対応に不安を感じるがあったが、講義や説明、あるいは全国の担当者の実情を聞くことによって、大いに参考になった。
どちらともいえない	4人	5.7%	<ul style="list-style-type: none"> 被害者の声を聞かせてほしかった。 被害者自身の講演を来年度の研修で実施してほしい。生の声を聞くことは、一番の参考となり、今後に生かせるのではないかとと思う。

			・カリキュラムが多かったため、時間が少なく急いでいる感じがした。
役に立たない	0人	0.0%	

アンケート結果では、本研修について、参加者70名中、66名（94.3パーセント）が有意義とする旨（役に立つ）回答し、目標値である90パーセントを達成した。また、4名については、被害者自身の講演を実施してほしかったことやカリキュラムが多すぎるなどの理由から、どちらともいえないとの回答であった。

なお、本研修の内容等については、庁内誌に掲載し、他の職員への周知を図ったところである。

（2）必要性

ア 国民や社会のニーズ

犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、犯罪被害者等基本法に基づき、「犯罪被害者等基本計画（平成17年12月27日閣議決定）」が策定された。同計画では、国等に対し、犯罪被害者等の精神的・身体的被害の回復・防止の取組に関し、必要な施策を講じることが求められている。

イ 国が行う必要性

「犯罪被害者等基本計画」において、地方検察庁に配置されている被害者支援員を対象とする研修の充実を図り、職員の対応の改善を進めることとされている。これを受けて、被害者支援員に必要な知識及び技能等を習得を図るため、本研修を実施する必要がある。

ウ 現時点で優先して行う緊急性

被害者支援員には、検察庁に相談窓口を求める犯罪被害者等に対し、必要な情報を提供するとともに、犯罪被害者等の心情に配慮した対応等が求められる。そのため、被害者支援員に対し、犯罪被害者等に関する法律等の改正内容や関係機関等が実施する施策等の内容などについて理解を深める必要があったことから、本研修を実施したものである。

（3）効率性（効果とコスト）

本研修を法務省刑事局において実施することにより、研修カリキュラムに応じて、担当職員や関係する他省庁職員を講師とすることができた。その結果、研修実施に必要なコストを最小限に抑えつつも、十分な効果をあげることができた。

（4）有効性

ア 手段の妥当性

本研修は、被害者支援員に必要な知識・技能を修得させるために実施するものであるが、本研修を法務省刑事局で実施し、担当職員等が講義等を行うことで、犯罪被害者に関する法改正等の背景を直接かつ分かりやすく説明することができた。また、具体的事例に即した協議を行うことで、被害者支援員と担当職員が情報の共有を図ることができた。よって本研修の実施手段は妥当なものであったと考えられる。

イ 所期の事業効果の発現状況

上記のとおり、研修後に実施したアンケートにおいて、参加者70名中、66名（94.3パーセント）の参加者から、本研修を受けて今後の執務に役に立った旨の評価を得た。また、「被害者参加制度等法改正に関する講義が大変参考になった」、「更生保護における支援実施体制についての講義は今後の連携の拡充のためにも大いに参考になった」、「各地検の実情を知ることができ今後の執務に役立つ」などの感想が寄せられた。これらの評価・感想から、本研修の実施が被害者支援員に必要な知識及び技能等の習得に資するものであったと考える。

【達成目標3】

（1）平成20年度に実施した政策（具体的内容）

ア 検察庁における実施状況及び内容

検察庁においては、説明広報として、次のような広報活動を実施した。

○ 移動教室

検察庁等において、庁舎見学や広報ビデオの上映、検察に関する説明・質疑応

答などを行うもの

(その他、パンフレットの配布、法務史料展示室見学、模擬取調べ等を実施することもある。)

○ 出前教室

検察庁職員が学校等に出向いて、広報ビデオの上映、検察に関する説明・質疑応答など行うもの

(その他、パンフレットの配布、講演会等を実施することもある。)

○ 刑事裁判傍聴

刑事裁判傍聴を行うとともに、検察に関する説明・質疑応答など行うもの

(その他、パンフレットの配布、裁判所の法廷施設見学、座談会等を実施することもある。)

また、周知広報としては、各種イベント会場等におけるパンフレットの配布や地元放送局のラジオ番組への出演や新聞・広報誌への寄稿などを実施した。

なお、移動教室等の広報活動を実施した際には、次の表のとおり、検察の役割や刑事司法に関する具体的な説明を行った。

方 法	具 体 的 な 説 明 内 容
検察に関する説明	刑事手続の流れ、捜査・公判手続、検察庁の概要・業務、検察官の仕事など
庁舎見学	検務事務執務室、証拠品保管庫、記録保管庫、被害者等相談者室、取調室など
広報用ビデオの上映	○「検察の役割－社会正義の実現のために」 ある殺人事件を例として検察庁における一連の手続を説明 ○「被害者とともに」 一般人が強盗にあったという設定で犯罪被害者の目から見た刑事手続について説明 ○「法と正義の守り手・検察庁」 小学生がスリを目撃することに端を発し、警察による検挙から公判における検察官の役割などを子供にも分かりやすい内容で一連の刑事手続を説明
パンフレットの配布	刑事事件の流れ等を説明するための一助として、「検察庁のしおり」、「犯罪被害者の方々へ」、「司法制度改革」、各庁独自のパンフレットなどを配布

検察庁においては、平成20年度中に、表1及び表2のとおり、小学生から一般の方々に至る幅広い層の国民に対して、裁判員制度広報を含む各種検察広報活動を2万6,062回実施した。これは、前年度の回数(1万7,969回)と比較して、約1.5倍の増加である。

このうち、説明広報については、1万3,893回実施しており、前年度の回数(5,845回)と比較して、約2.4倍に増加している。これは、裁判員法施行を目前に控え、これまで以上に重点的に裁判員制度広報活動を行った結果である。

さらに、裁判員制度に関する説明だけではなく、検察の役割や刑事司法に関する説明に重点を置いた説明広報については、1,087回実施しており、前年度の回数(828回)と比較して、約1.3倍に増加している。これも、裁判員法を円滑に施行するためには、検察の役割や刑事司法全般について国民の正しい理解を得ることが重要であることから、積極的な取組みを行った結果である。

なお、検察庁が平成20年度中に実施した広報活動への参加人数は、合計219万1,587人であり、前年度の参加人数合計(448万6,566人)の約半数となっている。これは、裁判員制度広報啓発活動の重点を、平成19年度までのイベントへの参加やパンフレットを配布するなどの周知広報から、移動教室・出前教室等の実施などの説明広報へと変更したことにより、広報活動全体としての参加人数は減少したものである。

表1 検察庁における広報活動実施回数 (単位：回)

指 標	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	目 標 値
広 報 活 動 の 実 施 回 数	469	739	3,009	12,999	17,969	26,062	対前年度増
(内訳)							
説明広報	433	541	1,363	3,190	5,845	13,893	
うち、検察の役割などを 重点的に説明した回数	433	438	667	717	828	1,087	
周知広報	36	198	1,646	9,809	12,124	12,169	

表2 平成20年度の対象者別実施回数・人数

対象者別	実施回数	参加人数 (概数)
小学生	206回	2,069人
中学生	525回	9,178人
高校生	666回	53,523人
専門学校生	144回	4,922人
大学生 (大学院生を含む)	470回	23,511人
一般	24,565回	2,098,384人
(内訳)		
会社員等	6,385回	157,334人
公務員・教員	2,862回	58,194人
その他	14,804回	1,882,856人
合 計	26,062回	2,191,587人

※ 「対象者別」の「その他」は、対象を限定せず、広く一般を対象としたものである。

イ 検察庁ホームページについて

検察庁においては、検察広報活動を充実させるため、平成19年度に、各検察庁がそれぞれホームページの更新を行えるようプログラムの改修を行い、迅速な更新を行うことが可能となった。その上で、平成20年度には、裁判員制度広報を含む各種検察広報活動等の紹介や募集案内及びその実施状況等の最新情報を掲載するなどし、検察庁ホームページを活用した。

その結果、平成19年度において、73万2,751件であったアクセス件数が、平成20年度は、81万8,132件に増加した (アクセス件数は、各検察庁ホームページのトップページへのアクセス件数を集計したもの)。

上記ア及びイに記載したとおり、積極的な広報活動を行い、平成20年度は検察広報活動を2万6,062回実施し、目標値である対前年度増を達成した。

(2) 必要性

ア 国民や社会のニーズ

平成20年度は、平成21年5月21日の裁判員法施行まで1年を切ることとなり、裁判員制度はもとより、司法や検察活動に対する国民の関心がこれまで以上に高まった。企業や学校等から、検察庁に対する説明要請が多数あるなど、検察広報活動に対する国民や社会のニーズは高かった。

イ 国が行う必要性

検察が国民に身近な存在として、その期待と信頼にこたえていくためには、被疑者・被告人の人権を守り、犯罪被害者の権利・利益を保護しつつ、事案の真相を解明し、適正な科刑を実現することを通じて社会正義を実現するという検察の使命と役割等について、国民の正しい理解を得ることが必要不可欠である。

そして、国民からこのように正しい理解を得るためには、検察庁職員が、広報対象者の関心・年齢等にきめ細かく応じて、できるだけ具体的に分かりやすく説明する必要がある。

ウ 現時点で優先して行う緊急性

平成21年5月施行の裁判員法が円滑に運用されていくためには、検察の役割や刑事

司法について国民の正しい理解を得る必要があり、積極的な検察広報活動を実施する必要がある。

(3) 効率性（効果とコスト）

各検察庁においては、職員が自ら説明を行う説明広報をできる限りの機会をとらえて実施している。また、可能な限り経費を節減しつつ、幅広い層の国民にも情報を提供できるように、各種イベントへの参加やマスコミの協力を得るなどした周知広報を実施した。さらに、ホームページの継続的運用や全国統一的なパンフレットの作成などにより、効率的な広報を実施した。

(4) 有効性

ア 手段の妥当性

平成20年度においては、平成19年度と比較して、検察の役割や刑事司法について、より多くの機会をとらえて検察庁職員自ら説明を行う説明広報を実施した。また、幅広い層の国民に対して裁判員制度広報を含む周知広報を実施することができた。したがって、手段は妥当であったと考えられる。

イ 所期の事業効果の発現状況

広報の実施回数について前年度増を目標とし、平成20年度は2万6,062回と前年度の回数（1万7,969回）を上回った。広報の内容としても、多数の企業や学校等からの説明要請に応じ、裁判員制度や検察の役割・刑事司法等について説明を実施した。また、幅広い層の国民に対して裁判員制度についての周知広報を実施した。これらのことなどから、多くの国民において検察に対する理解が深まったものと考えられ、所期の事業効果を得られたものといえる。

5. 評価結果の今後の政策への反映の方向性等

【達成目標1】

今後とも、本施策を継続するとともに、研修後実施したアンケートにより寄せられた意見や要望（別紙4のとおり）を参考にして、更に効果的な教育方法を検討していく。

また、適正な通訳人を確保する上での新たな政策の必要性も含めて検討し、通訳人の質的向上のための政策を進めていくことにする。

【達成目標2】

犯罪被害者基本法及び同基本計画を踏まえ、被害者支援員が犯罪被害者等への適切な対応を確実にを行うため、今後とも犯罪被害者等をめぐる諸制度の動向や関係機関との連携・協力の充実等に関する研修を実施する。また、アンケート結果等も踏まえ同研修のカリキュラムや講師の選定等に配慮する必要がある。

【達成目標3】

裁判員法施行後は、これまで以上に検察の捜査・公判活動が国民の目に触れる機会が増えることになることから、検察の使命や捜査・公判活動の意義・役割について、国民の正しい理解を得ることが一層重要になる。そのため、今後も引き続き幅広い層の国民に対して、検察広報活動を積極的に実施するとともに、検察庁ホームページの充実を図る必要がある。

6. 無駄の削減（行政支出総点検会議指摘事項）の観点からの点検

(1) 評価結果と無駄の削減との関係

【達成目標1～3】

所期の効果が発揮されており、本施策については継続すべき必要性が高いことから、引き続き実施することとしている。

(2) 指摘事項に言及のある見直し事項

該当事項なし。

7. 関係する法令、施政方針演説等（主なもの）

- 犯罪に強い社会の実現のための行動計画（平成15年12月18日犯罪対策閣僚会議決定）
第1-1-(4) 国民の防犯意識を向上させるための広報啓発活動の推進

「「全国地域安全運動」等を通じて、地域安全活動に携わる関係機関・団体が相互の連携を一層緊密化させ、パトロール、防犯診断、防犯のための広報啓発活動等を実施することにより、地域安全活動の浸透と定着を図る。また、犯罪や非行のない明るい社会を築くため、犯罪予防活動の一環としての「社会を明るくする運動」を推進するとともに、警察官、検察広報官等による移動教室等を通じて、犯罪情勢や刑事司法システムについての国民の理解を一層深める。」

第3-3-(2) 通訳体制の確立

「円滑な捜査の実現のため、有能な民間通訳人の確保等を積極的に推進する。」

- 犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）第19条
- 犯罪被害者等基本計画（平成17年12月27日閣議決定）

V-第2-3-(1)-イ 職員等に対する研修の充実等

「法務省において、検察官、検察事務官に対する各種研修の機会における「犯罪被害者支援」等のテーマによる講義の実施、犯罪被害者等早期援助団体への検察官の派遣、矯正施設職員に対する犯罪被害者団体等の関係者を招へいしての講義等の実施、更生保護官署職員に対する被害者支援の実務家等による講義、地方検察庁に配置されている被害者支援員を対象とする研修における犯罪被害者等に関する諸問題についての講義・講演及び討議の実施など、職員の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための教育・研修等の充実を図り、職員の対応の改善を進める。」

8. 備考

平成20年度通訳人セミナー日程

別紙1

日程 平成20年7月8日(火)～9日(水)

場所 法務総合研究所第1教室

月日	時間	事項
7 月 8 日 (火)	13:10	集合
	13:30～13:45	開始式
	13:45～14:45	講義(1) 「刑事手続法について」 刑事局付(公安課)
	14:45～15:00	休憩
	15:00～15:20	説明 「裁判員制度について」
	15:20～16:20	ビデオ上映 「裁判員プロジェクトはじめます！」
	16:20～16:40	質疑応答 「裁判員制度について」 刑事局付(裁判員制度啓発推進室)
16:40～16:55	休憩	
16:55～18:20	講義(2) 「通訳人から見た捜査通訳の留意点」	
7 月 9 日 (水)	9:30	集合
	9:35～10:45	講義(3) 「刑事実体法について」 刑事局付(公安課)
	10:45～11:00	休憩
	11:00～12:00	講義(4) 「検察官から見た捜査通訳の留意点」 東京地方検察庁検事
	12:00～13:00	休憩(昼食)
	13:00～14:30	検察官との座談会 ※第3教室, 第4教室, 第1セミナー室
	14:30～14:40	休憩
14:40～15:00	終了式(解散)	

アンケート（追加）

別紙 2

推薦庁 _____
氏 名 _____

先日セミナー会場において協力依頼いたしましたアンケートにつき、下記のとおり追加で回答いただきたく、御協力お願い致します。

「とても参考になった」を5とし、「参考にならなかった」を1とした5段階で評価願います。

なお、本アンケートにつきましては、本年7月24日（木）までに皆様の推薦庁に提出いただきますよう、お願い致します。

1 「刑事手続法」について

とても参考になった				参考にならなかった
5	4	3	2	1

2 「裁判員制度」について

とても参考になった				参考にならなかった
5	4	3	2	1

3 「通訳人から見た捜査通訳の留意点」について

とても参考になった				参考にならなかった
5	4	3	2	1

4 「刑事実体法」について

とても参考になった				参考にならなかった
5	4	3	2	1

5 「検察官から見た捜査通訳の留意点」について

とても参考になった				参考にならなかった
5	4	3	2	1

6 「検察官との座談会」について

とても参考になった				参考にならなかった
5	4	3	2	1

被害者支援員中央研修日程表

別紙3

法務省大会議室(地下1階)

平成20年10月29日(水)	
時 間	実 施 内 容
9:45	開 場
10:00 ~ 10:15	開始式
10:15 ~ 10:30	刑事局説明 被害者支援員を巡る動き(刑事局付)
10:30 ~ 11:00	講 義(更生保護の犯罪被害者等施策) 保護局専門官
11:00 ~ 12:00	講 義(被害者支援都民センターにおける被害者支援の実情と他機関との連携について) (社)被害者支援都民センター相談員
12:00 ~ 13:00	休 憩
13:00 ~ 14:30	刑事局説明 13:00検務事務(刑事局付), 13:45被害者刑訴等(刑事局付), 14:15少年法(刑事局付)
14:30 ~ 15:30	講 義(地域における被害者支援とそのための関係機関・団体等の連携の重要性) 内閣府(犯罪被害者等施策推進担当) 参事官
15:30 ~ 15:45	休 憩
15:45 ~ 18:00	全体協議 テーマ:「関係機関・団体等と連携した被害者支援及び犯罪被害者等との接し方について」 アドバイザー:内閣府(犯罪被害者等施策推進担当) 参事官
18:00	解 散

第15回通訳人セミナーに対する感想・意見・今後の要望

※なお、集計に当たっては、回答方式が文章形式のため、回答内容が類似するものについては、とりまとめて集計しており、表中の「◎」については、今後通訳人セミナーを開催するにあたって、特に検討・考慮すべき事柄を示している。

1 本セミナーの講義等について

本セミナーの講義等の内容についての感想や意見、要望等（分かりやすかった点、あるいは逆にもう少し説明してほしい点など）。

(1) 「刑事手続法について」

通訳人セミナーに対する感想・意見・今後の要望	集計数
○今まで何度も捜査通訳の経験があるが、改めて講義を受け、再確認できたこと多々あった。	8
○取調べの録音・録画について知ることができて良かった。	1
○実際の通訳の現場で疑問に思う可能性のある部分であり、勉強になった。	1
○刑事手続の流れがよく理解できた。	12
○通訳人のあるべきスタンスを理解することができた。	2
○正式裁判，略式請求，即決裁判等の手続法の説明がとても分かりやすかった。	1
○短い時間の中での捜査・取調べなので，その点を踏まえて通訳したいと思った。	1
○概論が多かったので，もう少し具体的な説明があったらよかった。	1
○黙秘権，供述拒否権，領事機関への通報，勾留中の接見禁止などについてもう少し聞きたかった。	1
○もう少し時間があってもよい。	2
○今まで通訳人として関わってきた部分が刑事手続の中の捜査段階の一部分であること，またそれが起訴・不起訴に影響する部分であることがよく分かり，通訳の責任の重さを再度実感しました。	1
○通訳人も日本の法律を勉強しなければならないと思った。	1
○一定時間の中で事件が処理されていくことがよく分かった。	1
○全く刑事手続法の知識が無かったが，この機会に少し深まった。	1
○例の挙げ方や説明に繰り返しが多く，理解しにくかった。	1
○専門用語が難しく，説明を聞いて，これからもっと勉強しなければいけないと思った。	1
○ある程度，捜査の通訳を経験した人にとっては，少々物足りなかった。	1
○初めて依頼する通訳人に，今回の内容のようなプリントを渡したら良いと思う。	1

(2) 「裁判員制度について」

通訳人セミナーに対する感想・意見・今後の要望	集計数
○裁判員制度の説明を具体的に解りやすく聞けてよかった。	6
○裁判員制度に通訳人がどう関わっていくか、もう少し具体的に聞きたかった。	2
○アニメのビデオがとても分かりやすかった。HPで閲覧可能ということだったので、友人や家族にも見せたい。	7
○通訳人の役割の変化や運用上の変化があるのか、またどのようなことが予想されるのか等について説明が欲しかった。通訳を介しての公判を集中して行うには負担を感じる。	2
○外国籍なので、自分に裁判員裁判に参加するチャンスはないが、家族や知人が選任されたときは支援したい。	1
○もっと質疑応答の時間が欲しかった。	1
○国民の意見が反映され、裁判が身近になること、裁判が迅速化し、よりよい社会への第一歩に繋がること、また、選任のされ方等が解り、不安な気持ちが無くなった。	4
○どのように有罪か無罪かを決定するのか、そのプロセスを知りたかった。	1
○通訳人が一人で通訳に携わるのか、複数で携わるのか、具体的には決められてないようだったが、裁判員制度がスタートする前に、模擬裁判などを実施すれば、通訳人にとってもいい勉強になると思う。	1
○配布された「よくわかる！裁判員制度Q&A」は、質問に対する答えがとても丁寧にされていてとてもよいと思う。自分の周りの人にも是非読んでもらいたいと思う。	1
○自分が選ばれたら不安で心配だ。	1
○よく理解できたと同時に、通訳の仕事と制度がどのように関わってくるのか大変興味深かった。	3
○裁判員になることが一生のうちにあるかないかの機会だということ、何よりも私たち国民の裁判所に対する見方や身近な裁判所という意識を作る上ではとても効果的だということがよく解った反面、通訳人に関する事で、まだ問題があるように聞こえたので、少し不安になった。	1
○裁判員が選任されるプロセスを知ることや、裁判員に選ばれる確率等について説明を受け、理解することができた。	1
○本セミナーには必要ないと思った。	1
○通訳人の負担は増えそうだとのことだが、やりがいがあると思った。	1
○二審以降は一審の裁判員の意見はどのように反映されるのかについて、もう少し説明が欲しかった。	1
○地方別での選任される確率の話が興味深かった。	1

(3) 「通訳人から見た捜査通訳の留意点」

通訳人セミナーに対する感想・意見・今後の要望	集計数
○普段、仕事での疑問・悩み等を相談できないので、経験豊富な通訳人の考えていることが聞けて良かった。	9
◎講義の部分をもう少し短くし、質疑応答の時間をもっと長くして欲しい。	1
◎各地検においても検察官との懇談会をもうけて欲しい。	1
○捜査通訳として経験したことを分かりやすく話してもらい、とても勉強になった。	9
○それぞれの考え方があることが分かり参考になった。他の言語の通訳人の話はとても勉強になった。	3
○直訳をするか、しないかの話がありましたが、国籍・年齢・生い立ち・環境によって理解度が違うので、両方ありだと思います。	1
○質問に対して、講師の中でも意見が分かれており、自分ならどう対処すべきか、しっかり考えておく必要があると思った。	1
○それぞれの言語での捜査通訳での留意点がとても分かりやすく、勉強になった。	2
○捜査通訳は受け身的であること、検察官の要望に応える通訳をすること、直訳することが大切であることは同感だが、臨機応変に被疑者の国の事情、言葉の使い方等の説明を加え、検察官と被疑者の連絡がスムーズにできるようにすることも通訳人の役目だと思いました。	2
○常に自分の語学レベルを上達させることが必要だと思った。	1
○直訳をしない、違訳しないということが鉄則だと思った。	4
○被疑者と検察官の相互間において上手に言葉の橋渡しができるように、臨機応変に対応すべきであり、そのためには言語のスキルアップが必要だと感じた。	2
○豊富な経験をもとに留意点を話してくださり、参考になった。それぞれ異なる考え方もあるし、実際の現場では個々の判断で対応している実態を改めて知り、経験を積み、判断力を培い、あらゆるケースに対応する能力を培う必要性を感じた。	1
○通訳人は捜査上の秘密を厳守すること、中立・公正な立場であること認識した。	3
○経験が少ないので、通訳の仕事は責任重大であることを実感した。	1
○被疑者との雑談について無視する検事や通訳が多い中、雑談に内容についても全て知りたいという意見もあり、意欲的な意見もあることを知って励まされた。通訳として被疑者から引き出せることは何でも引き出してやろうという気持ちで仕事に臨んでいるため。	1
○各国の文化の違いについての話は、大変興味深い反面、非常に難しい問題だと思った。	1

(4) 「刑事実体法について」

通訳人セミナーに対する感想・意見・今後の要望	集計数
○判例を取り上げており，具体的かつ解りやすい説明でよかった。刑法でいう犯罪についてよく理解することができた。	11
○難しい話を簡単な言葉に置き換えて説明してくださったので，理解しやすかった。	1
○未遂の種類，犯意等の有無を明らかにする上で，通訳人の役割の重大さを実感した。	1
○取調べといっても，警察と検察では最終目的が異なり，検察官が事細かに質問する理由が解りました。	3
○講義はとても分かりやすかったが，すぐには覚えられないので資料等で今後も勉強していきたい。	1
○検事が取調べの際，どの罪にあたるのかを考えながら調べを進めるとのことであったが，それらを通訳人が知っていた方がより正確な通訳ができると思ったが，公正性の問題を考えると微妙な問題だと思う。	1
○構成要件，違法性，責任，共犯などの細かい説明が解りやすく，今後の通訳に活かして行きたい。	7
○今回の講義を踏まえ，検察官の質問のポイントがどこにあるのかを早く察知でき，効率のいい通訳ができると思う。	2
○刑事事件に特有な言葉や単語を勉強し，通訳人として円滑に通訳ができるよう努力したい。	3

(5) 「検察官から見た捜査通訳の留意点」

通訳人セミナーに対する感想・意見・今後の要望	集計数
○検察官から通訳人に対しての意見や要望を聞くことができ，とても参考になった。	8
○警察での取調べ通訳との違い，検察庁でのニーズなどを理解することができた。	2
○実例に沿った説明でとても分かりやすかった。	2
○検察官からの要望がわかり，これからの通訳業務に活かしていきたい。	8
○通訳の正確性に関して公判で争われたケースなどについて説明を受けたが，通訳人として関与している以上，避けては通れないので，恐れることなく，常に中立公正を心がけておけばよいと思った。	1
○正確な通訳をするためには，法律用語，司法制度の理解がなければ難しいと思いました。	1
○警察官との違い，自己防衛の大事さ，効率的かつ正確な通訳への留意点などが大変勉強になりました。	5
○質疑応答の時間がもう少しあった方が良かった。	3
○ピンポンのような通訳が望ましいという具体的な説明で，今後の通訳がしやすくなりました。同時通訳は求められていないことがわかって良かった。	3

○通訳人がどんな通訳でもすぐにできると思われていることを知り、不安に思った。	2
○逐語的な訳を、ということが強調されていたが、そうではない通訳（意識）をすることが多いのかと驚いた。	1
○通訳の正確性を争われ、証人尋問が行われたとのことで、通訳人の責任の重大さを再認識した。	1
○捜査通訳をするにあたり、日本語と母国語のスキルアップが必要だと感じた。	1
○些細なことでも気後れせずに検事に伝えることが、後の公判に備える上で大切だということがよく分かった。	1

(6) 「検察官との座談会」

通訳人セミナーに対する感想・意見・今後の要望	集計数
○他庁での様子がわかり参考になった。	4
○直接検察官と意見交換する機会はとても有意義だと思う。	5
◎もう少し時間があってもよい。	3
◎もう少し少人数で行った方が、より活発な議論になったのでは。	1
○通訳人が直面した問題点などを聞くことができ、勉強になった。	8
○検察官がフランクに耳を傾けてくれ、業務をこなす上で一体感を感じることができた。	1
○検察官とお互いに思っていることについて意見交換ができ、有意義だった。	4
○検察官や他の通訳人と情報を交換でき、大変勉強になった。	7
○検察官から被疑者等に対し、通訳人が中立の立場の者であることを説明し、通訳人の言語を理解できているか質問していただけることを知り、安心しました。	1
○言語別に座談会があれば、より実践に役立つ情報交換ができたのではないかと思う。	2
○文化の違いからくる通訳の困難性の例が提示され、検察官が丁寧に対応していたことに感銘を受けた。	1
○活発な意見交換が行われ、有意義だと思うが、検察官と通訳人のコミュニケーションがうまくとれるよう、全国的に問題点を共有すべきだと思う。	2
○検察官とのコミュニケーションを図りたいと思うが、通訳人自身も日々スキルアップすることが大切だと思った。	1
○座談会にも経験豊富な通訳人が参加すればいいと思った。	1
○他の班で行われた座談会の内容が気になったので、最後に各班の発表があるとよいと思う。	1
○事前の打ち合わせがあれば、正確かつスムーズな通訳ができると思うので必ずして欲しい。被疑者の教育レベル、出身地方によって言葉の理解度、訳す精度が変わると思う。	1

2 本セミナーの日程等について

本セミナーの日程，開催場所，運営方法等についての感想や意見，要望等。

(1) 日程等について

通訳人セミナーに対する感想・意見・今後の要望	集計数
○日程等については，事前に通知されており，調整に問題はなかった。	1
○遠方から来ている者としては，開始時間を早めることで終了時間を早めて欲しい。	1
○各講義がもう少し長くてもよいと感じたので，もう1日くらい長くてもよい。	8
○もう少し緩やかな日程の方が効率的ではないか。	1
○適していると思う。	13
○1日（終日）で実施したほうがよいと思う。	2
○年に2回くらい開催したらよいと思う。	1

(2) 開催場所について

通訳人セミナーに対する感想・意見・今後の要望	集計数
○全国から集まるので，東京で開催するのが妥当だと思う。	6
○歴史的な建物で受講できてうれしかった。	9
○適していると思う。	7
○メッセージギャラリーが見られて良かった。	1
○年一回のセミナーについては東京でよいと思うが，各地検においても勉強会等を企画して欲しい。	1

(3) 運営方法について

通訳人セミナーに対する感想・意見・今後の要望	集計数
○講義の中で，同一内容の説明等があったので，事前に調整すべきだと思う。	1
○一つ一つの講義が短い様な気がした。	1
○特に問題なし。	10
○時間配分は無駄が無く，素晴らしいと思った。	2
○座談会は，実際に自分が通訳人として活動する地方検察庁の検事の方々と行う方が，お互いに有意義であると思った。	1
○懇親会で，検察官や他の通訳人と話すことができて良かった。	1
○講義のテーマや資料等については，参加前に配布してほしい。	1

3 本セミナーの内容について

今後，同様のセミナーを開催する場合，取り入れるのが望ましいと思われる講義科目，講習方法，行事等についての意見。

通訳人セミナーに対する感想・意見・今後の要望	集計数
○とてもいいプログラムだと思った。	4

◎言語別のグループに分かれて研修ができれば有意義ではないか。	11
◎模擬取調べを取り入れたら良いと思う。	3
◎外国人犯罪の統計的な資料が欲しい。	1
◎裁判員制度スタート後にまた受講したい。	2
○録音・録画に関する講義を受けたい。	1
○通訳人の能力・正確性，通訳の適合性の保証について検察官がテストしてはどうか。質の高い通訳を目指す上で，向上心につながると思う。	1
○地方でも，通訳人の研修や意見交換会があったら良いと思う。	2
○通訳実演といった講義が可能であれば実施していただきたい。実例を挙げた上で実施すれば理解を深めることができるのではないかと。できれば言語別で。	1
○刑事局以外の局と連携したセミナーを実施してはどうか。	1
○通訳人同士の座談会も取り入れて欲しい。	1
○プログラムとして，公判傍聴も取り入れたら良いと思う。	1
○犯罪心理学等，被疑者と取調官とのパイプ役として何か役立つ学問を専門家に講義してもらえたら良いと思った。	1
○裁判所と連携し，裁判員制度を見越した通訳トレーニングができればと思う。	1

4 教材について

本セミナーで教材として配布した「刑法入門」，「刑事手続概要」，「捜査と通訳」，これらを含む教材全般についての感想や意見，要望等（どのような教材を使用するのがいいかなど）。

通訳人セミナーに対する感想・意見・今後の要望	集計数
○とても参考になりました。	9
◎法廷通訳ハンドブックを配布していただきたい。	1
◎講義毎のレジュメがあった方が分かりやすいのでは。	1
◎専門用語集があると助かります。	1
◎各言語での資料があればよかった。（特に英語の資料の希望多数）	7
◎法律用語対訳集を配布していただきたい。	3
◎ふりがなを振って欲しい。	3
○事前に配布していただき，予習をしたかった。	2
○捜査通訳の依頼を受けるときに，犯罪事実をファックスで送付してもらい，犯罪や犯罪場所，またそれに関する法律について下調べをした上で通訳業務を行っているので，例えば，麻薬・薬物関係の犯罪の事案に的を絞った研修や教材を配布して頂けたらと思う。	1
○「捜査と通訳」の巻末についている刑事事件の流れについては，初めて通訳をする通訳人に配布したらよいと思う。	1

5 その他

その他セミナーに対する感想。

通訳人セミナーに対する感想・意見・今後の要望	集計数
○通訳人として必要な語学力だけではなく、刑事手続・刑事実体法、裁判員制度等の講義が受けられ、有意義だった。	2
○経験のある者にとっても大変有意義なセミナーであったが、初心者に受講させて手続等を学習する機会にしてはどうか。	1
○受講者の自己紹介の時間があるとよいのでは。	1
○自分の言語がどの地域で、どのくらいの需要と供給があるのか知りたかった。	1
○将来、裁判員裁判の公判を見学できたらと思う。	1
○もっと刑法等について勉強したいと思った。	1
○セミナーに参加し、モチベーション、向上心を高めることができた。	1
○通訳人としての能力向上という面でも、他の通訳人との交流が図れたと言う面でもとてもよい機会だった。	2
○検察庁の方は通訳人の能力や素養について厳しくあるべきだと思う。あまりにも気を遣うあまり、無能な通訳人を増やしてしまうことになると思うので、通訳人に厳しいリクエストをする、能力をチェックする、資質を確認するという作業が必要だと思う。	2
○懇談会の時間がもう少し長くても良いと思う。	1
○過去のセミナーでの質疑応答などをまとめたものがあると、時間を有効に使えるのではないかと感じた。	1
○刑事事件や裁判員制度が少し身近に感じられるようになった。	1

6 通訳人支援ホームページについて

通訳人支援ホームページに対する要望事項。

通訳人セミナーに対する感想・意見・今後の要望	集計数
○今後参考にしていきたい。	3
○各言語で特に通訳しにくい言葉や、表現の仕方に注意すべき点があれば、それを指摘して頂きたい。	1
○参考図書を言語ごとに載せて頂きたい。	1
○IDやパスワードが閲覧の際に必要なというのは少し面倒だと思う。	1

○達成目標 2 「犯罪被害者等に対する対応を充実させるため、被害者支援員に対する研修を実施する。」の過去のアンケート調査内容について

(目標値：90%以上)

指標	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
参加者の満足度の割合	96.6%	97.1%	94.4%	91.4%	94.3%
「有意義」とする回答数	56	68	67	64	66
アンケート回収数	58	70	71	70	70
参加人数	58	70	71	71	70

平成20年度事後評価実施結果報告書

1. 政策名等

政策名	矯正処遇の適正な実施		
評価対象	矯正施設 ^{*1} における適正な処遇の実施		
施策名等	【政策体系上の位置付け：Ⅱ-5-(2)】		
施策の基本目標	受刑者及び少年院在院者等の個々の状況に応じた適切な矯正処遇や矯正教育を実施することにより、その改善更生及び円滑な社会復帰を図る。		
予算額	平成20年度予算額：53,666百万円		
評価実施時期	平成21年8月	所管部局	矯正局
評価方式	実績評価方式		

2. 基本目標実現のために達成すべき目標

達成目標 1			
取組内容	個々の受刑者の再犯につながりやすい問題性の大きさに応じた適切な指導密度の処遇プログラムを実施し、再犯につながりやすい問題性の改善を図る。		
指標	受刑者の性犯罪者処遇プログラム ^{*2} 受講前後の問題性の変化	目標値等	プログラム受講者の問題性(再犯リスク要因 ^{*3} の得点)が低下すること
参考指標	性犯罪者処遇プログラム受講者の再犯状況		

達成目標 2			
取組内容	受刑者に対し、出所後の就労に役立つ免許若しくは資格の取得、又は職業に必要な知識及び技能の習得を目的として職業訓練を実施する。		
指標	刑事施設 ^{*4} における職業訓練の実施状況 (受講者数、受講者数/受刑者数、修了者数、資格又は免許の取得者数)	目標値等	対前年度増 (過去の実績については、別添のとおり)
参考指標	職業訓練修了者の再犯率		

達成目標 3			
取組内容	少年院在院者に対する就労・就学支援を積極的に実施し、出院時の進路決定率の向上に努める。		
指標	少年院出院者の進路決定率	目標値等	対前年増 (平成15年：34.8%) (平成16年：35.0%) (平成17年：32.1%) (平成18年：33.6%) (平成19年：39.8%)

達成目標 4			
取組内容	少年院在院者の保護者に対し、機会を捉えて積極的に、指導、助言その他の適当な措置をとる。		
指標	少年院在院者の保護者に対する指導、助言等の状況	目標値等	平成20年四半期ごとの実施回数・比率等の向上

(保護者面談の実施回数・比率等, 保護者講習会の実施回数・比率等)	
-----------------------------------	--

3. 基本的考え方

(1) 課題・目的・必要性

近年、凶悪犯罪の増加等による治安の悪化が指摘されており、行政全体としての総合的な治安対策が喫緊の課題となっている。犯罪のない社会、被害者を生まない社会の実現に向けては、再犯の防止が最重要の課題であるといえる。

再犯を防止するためには、受刑者及び少年院在院者等に対し、適正な矯正処遇等を実施し、その改善更生・社会復帰を図っていくことが不可欠である。

(2) 施策の実施方法

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（以下、「刑事収容施設法」という。）第30条により、受刑者の処遇は、その者の資質及び環境に応じ、その自覚に訴え、改善更生の意欲の喚起及び社会生活に適応する能力の育成を図ることを旨として行う（受刑者の処遇の原則）こととされている。また、同法では、矯正処遇として、作業、改善指導及び教科指導が定められている（同法第92条、93条、103条及び104条）。これを受け、各刑事施設においては、性犯罪再犯防止指導等の改善指導や、作業の一つの形態としての職業訓練等、受刑者の改善更生及び社会復帰に資する矯正処遇を実施しているところである。

他方で、少年院では、少年院法第1条の2により、個々の在院者の年齢及び心身の発達程度を考慮し、その特性に応じて処遇を行うこととされている。また、同法第4条に基づき、在院者を社会生活に適応させるため、その自覚に訴え、規律ある生活の下に、矯正教育として、教科並びに職業の補導、適当な訓練及び医療を実施することが定められている。

(3) 基本目標と達成目標・指標との関係

基本目標を達成するためには、刑事施設においては、作業、改善指導といった矯正処遇を、少年院においては、生活指導、職業補導等の矯正教育を、それぞれ充実させていくことが重要である。

ア 刑事施設における矯正処遇の充実のための取組として、再犯の防止が重要な課題であり、個々の受刑者の再犯につながりやすい問題性の大きさに応じた適切な処遇プログラムを実施しているところである。

特に性犯罪再犯防止指導については、重点的に指導実施体制を整備し、その指導内容の充実を図り、性犯罪者処遇プログラムの効果を測定できる枠組みを整えたところである。これは、刑事収容施設法における、受刑者の処遇の原則に沿って行われている改善指導のうち最も先駆的な取組である。なお、性犯罪者処遇プログラムは、受講すべき科目、セッション数により、高・中・低の3つの指導密度を設定している。

そこで、まずは、先駆的な取組がなされている性犯罪者処遇プログラムを対象として、再犯につながりやすい問題性の改善を図ることを達成目標として設定した。そして、達成度合いについては、同プログラムの対象者が抱える問題性（性犯罪再犯リスク要因）がどのように変化（低下）したかについて把握することが重要であると考えられることから、指標として、「性犯罪者処遇プログラム受講前後の問題性の変化」を設定した。

なお、問題性の評定に当たっては、性犯罪再犯リスク要因に関する複数の評価項目を設定し、受講前後に係る各項目の問題性の程度を得点化（0点ないし2点）した上で、各項目の得点を合計することとなる。

イ 受刑者に対し、職業に関する免許若しくは資格を取得させ、又は職業に必要な知識及び技能を習得させることは、その出所後の就労に役立ち、円滑な社会復帰を図る上

で重要である。そこで、職業訓練の受講機会及び資格又は免許の取得機会を増加させることを達成目標とし、指標として、受講者数、受講率（受講者数／受刑者数）、修了者数及び資格又は免許の取得者数を設定した。

ウ 少年施設においては、少年院在院者に対する就労・就学支援を積極的に実施し、進路が定まった状態で出院させることが、出院後の円滑な社会復帰を図る上で重要である。そこで、少年院在院者に対する就労・就学支援を積極的に実施し、出院時の進路決定率の向上に努めることを達成目標とし、同率を指標として設定した。

エ 少年院在院者の改善更生及び円滑な社会復帰のためには、その保護者に在院者の監護に関する責任を自覚させ、矯正教育の実効をあげることが必要である。そこで、少年院在院者の保護者に対し、機会を捉えて積極的に、指導、助言その他の適当な措置をとることを達成目標とした。この達成度合いについては、保護者に対する指導・助言等の状況を指標として設定した。具体的には、法務教官による保護者面談の実施回数・比率等、保護者に対する講習会の実施回数・比率等をもって評価することとした。

オ なお、性犯罪者処遇プログラムの受講者及び職業訓練の修了者の再犯状況等については、一定期間内に刑事施設を出所した者について、その後の一定期間内の再犯・再入所状況を検証することとなる。もっとも、性犯罪者処遇プログラム等の受講時期は、受刑期間の長短により特定年度に限らず様々であり、年度ごとの取組として評価することにはなじまないことから、参考指標として設定した。

（４）測定方法等

【達成目標１】

性犯罪者処遇プログラムの対象者が抱える問題性は、対象者が受講すべき処遇プログラムの指導密度の判定のために実施している「ニーズ調査」の結果を活用して算出している。

ニーズ調査では、１対１の面接を通して、６つのリスク要因^{*5}について０点から２点の３段階（合計１２点）で評定しており、得点が高いほど、その対象者の性犯罪につながる問題性が大きいと判断される。

今回の評価においては、受講終了後に、このニーズ調査を再度実施して受講後のリスク要因の合計得点を算出し、受講前後の得点の変化を指標として使用することとした。

【達成目標２】

職業訓練により技術や知識を習得し、資格や免許等を取得することは、受刑者の出所後の就労を容易にし、再犯の防止に資すると考えられる。そこで、以下の指標の数値の高低をもって、受刑者の円滑な社会復帰促進に向けた職業訓練の充実度を測定した。測定時期は、平成21年３月31日である。

- ① 職業訓練受講者数（法務省矯正局統計資料）
- ② 職業訓練受講率＝職業訓練受講者数／受刑者数×100（％）
（法務省矯正局統計資料）
- ③ 職業訓練の修了者数（法務省矯正局統計資料）
- ④ 資格・免許等の取得者数（法務省矯正局統計資料）
- ⑤ 資格、免許等の取得者率
＝資格・免許取得者数／資格・免許取得試験受験者数×100（％）
（法務省矯正局統計資料）

【達成目標３】

少年在院者の進路決定率の向上については、出院時に具体的な就労先又は進学等先（中学校等への復学を含む。）の決定の有無を指標とした。

【達成目標４】

少年院在院者の保護者に対する指導、助言等の状況については、平成19年の少年法等の一部改正により本格的に実施を始めた施策であることから、平成20年における四半期ごとの実施回数・比率を指標とした。

4. 評価結果等

【達成目標1】

(1) 平成20年度に実施した政策（具体的内容）

再犯につながりやすい問題性の改善を図るため、性犯罪再犯防止指導の充実を図っており、性犯罪者処遇プログラムを実施した。性犯罪者処遇プログラムは、対象者の再犯リスク要因を測定した上で、必要な指導密度のプログラムを実施するものである。平成20年度は、443名の受講対象者に対して同処遇プログラムを開始した。

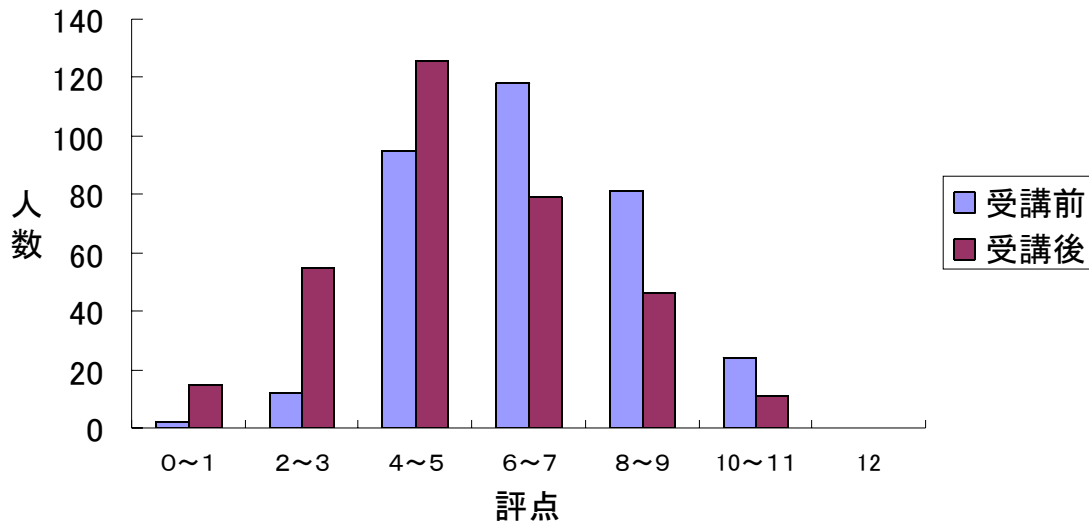
性犯罪者処遇プログラムは、最長8か月を要し、各年度をまたいで実施することが多いため、評価については、同処遇プログラム開始者ではなく、平成20年度中に同処遇プログラムの受講を終了し、受講後のニーズ調査の結果が得られた332名について検討した。

その結果、性犯罪者処遇プログラムの受講前のリスク要因の得点の平均は、6.57点、同プログラムの受講後のリスク要因の得点の平均は、5.21点であり、受講者全体のリスク要因の得点が低下したことが明らかになった。

○指標 受刑者の性犯罪者処遇プログラム受講前後の問題性の変化（平成20年度）

	受講前	受講後
リスク要因の得点（平均）	6.57点	5.21点

プログラム終了者の受講前後の評点の状況



なお、参考指標とした「処遇プログラム受講者の再犯状況」については、表1のとおり、平成21年3月末日現在、刑事施設で性犯罪者処遇プログラムを受講して出所した者は、393名であり、そのうち、再犯を把握した者は32名であった。再犯者のうち、強姦、強制わいせつ等性犯罪の罪名による再犯者は8名であり、現時点では、性犯罪による再犯者数は比較的少数にとどまっている。

(2) 必要性

ア 国民や社会のニーズ

「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008（平成20年12月犯罪対策閣僚会議決定）」において「矯正施設における受刑者等の問題性に応じた改善指導・矯正教育等の強化」が掲げられる等、再犯防止のための処遇プログラムの実施は社会的要請が高い施策である。その中でも、性犯罪者処遇プログラムは、平成16年11月に奈良県で発生した女児誘拐殺害事件を機に、性犯罪者処遇の充実を求める声が高まったことを背景として、プログラムの策定・実施に至ったものであり、国民、社会からのニーズに

対応した施策であるといえる。

イ 国が行う必要性

受刑者に対する改善指導は、再犯防止に向けて国が行う矯正処遇の一つである。また、性犯罪者処遇プログラムは、高度な専門性を有する指導内容となっており、効果的な処遇プログラムを実施するには、犯罪者等に対する処遇を専門とする調査専門官や教育専門官等が、研修や実践を積み重ねながら行っていく必要がある。したがって、処遇プログラムについては、国が主体となって実施していく必要がある。

ウ 現時点で優先して行う緊急性

「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」において、刑務所出所者の再犯防止は、取り組むべき課題の一つとされており、性犯罪の再犯を防止するための処遇プログラムの実施は、緊急性の高い施策であるといえる。

(3) 効率性（効果とコスト）

性犯罪者処遇プログラムの実施に当たっては、刑執行開始時調査の段階で再犯リスク要因を測定し、それに基づき、対象者に必要な密度のプログラムを提供するなど、効率的な運用を行っている。

(4) 有効性

ア 手段の妥当性

受刑者の再犯防止において、改善指導を行い、受刑者に犯罪の責任を自覚させ、社会生活に適応するために必要な知識及び生活態度等を習得させることは重要である。特に性犯罪者処遇プログラムは、海外の実証研究において、性犯罪者の問題性の改善等に効果があるとされている認知行動療法（問題行動の背景にある自らの認知（物事の考え方、とらえ方）のゆがみに気付かせ、これを変化させることによって、問題行動を変容、改善させようとする指導方法。）に基づく内容であり、有効な手段と考えられる。

イ 所期の事業効果の発現状況

処遇プログラムは、受講者の再犯につながる問題性を低減させることを目標として実施しているところである。（1）記載のとおり、プログラム受講者の再犯リスク要因の得点が低下したことは、所期の効果が発現したといえる。

【達成目標 2】

(1) 平成20年度に実施した政策（具体的内容）

社会における雇用状況を勘案し、CAD（コンピュータ支援設計）技術科、総合美容科の2種目を新たに開設するとともに、既存の職業訓練種目を拡充した。このように、職業訓練の受講機会の拡大を図り、出所後の就労に役立つ職業的知識・技能の習得及び資格・免許の取得促進を図った。

表2のとおり、職業訓練の受講者数は前年度を113人下回る結果となった。また、職業訓練の受講者数の減少に伴い、表4のとおり、職業訓練修了者数も前年度を下回ることとなった。いずれも指標も対前年度増とした目標を達成することはできなかった。

目標を達成することができなかった原因としては、平成20年度において、溶接科等の訓練種目を拡充したが、これらの種目で欠員が生じたことが影響している。これは、訓練種目を受講させる場合、受刑者の資質等を勘案して受講者を決定しているが、拡充した溶接科（実施回数31回中、19回が定員割れ）、ビル設備管理科（実施回数19回中、12回が定員割れ）等において、受講者として適格と判断された受刑者が定員に満たなかったためである。

しかしながら、職業訓練の新規開設及び既存の職業訓練の拡充を図った結果、受刑者数に対する職業訓練受講者の割合については、表3のとおり、4.6パーセントと前年度を0.3ポイント上回る結果となっている。この点から、より職業訓練の受講機会を広く与えていると評価することができると考えられる。

また、表5のとおり、資格試験等による資格取得者数は、前年度を739人も上回る結

果となった。さらに、取得率を見ると、一般人と比較して高い傾向にある。例えば、理容師試験では、平成21年3月1日に実施された一般試験の取得率が69.7パーセントであるところ、平成20年度における受刑者の取得率は100パーセントであった（35人が受験し、全員取得している。）。測量士補試験では、平成20年度における一般試験の取得率は22.4パーセントであるところ、同年度における受刑者の取得率は100パーセントであった（12人が受験し、全員取得している。）。このことから、刑事施設における職業訓練は、一般人と比較して高い取得率を出す傾向にあり、効率的な施策の一つであるといえる。

なお、参考指標とした「職業訓練修了者の再犯率」については、表6のとおり、平成16年以降に刑事施設を出所し、平成20年までに再入所した者の割合を確認した。その結果、全体の再入所者の割合は27.1パーセントであるのに対し、職業訓練受講者の割合は15.0パーセント（いずれも速報値）であり、10パーセント以上下回るものであった。

（2）必要性

ア 国民や社会のニーズ

法務省矯正統計年報によれば、平成19年の1年間に刑務所に入所した受刑者は、30,450人であり、犯時職業を見ると、そのうち無職の者（学生、家事従事者を除く。）が19,759人で入所者全体の約64.9パーセントを占めている。したがってこれらの無職者を出所後に職に就かせることが再犯防止の鍵になると考えられ、国民や社会からのニーズは極めて高い施策であるといえる。

イ 国が行う必要性

刑務所及び少年刑務所で行われている職業訓練は、国が行う刑罰の内容である刑務作業の一つの種類である。その目的は、受刑者が職業的技能や知識を身に付け、公の免許、資格等を取得することにより、改善更生して円滑に社会復帰することにある。したがって、雇用ニーズに応じて訓練種目を効果的に見直し、また、より多くの受刑者に訓練受講機会を付与し資格等を取得させることは、円滑な社会復帰の促進及び再犯の防止に重要な役割を果たし、ひいては、国の治安維持に大きく寄与するものであり、国が主体となって実施していく必要がある。

ウ 現時点で優先して行う緊急性

現下における社会の雇用情勢下では、出所後、円滑に就職することは極めて困難であると考えられる。そのため、資格・免許の取得を目的とした職業訓練を新たに開設し、また、既存の職業訓練を拡充することにより、職業訓練の受講者数及び資格・免許等の取得者数を増加させる取組は、優先して取り組むべき事項であると考えられる。

（3）効率性（効果とコスト）

刑務所及び少年刑務所で行われている職業訓練は、国が行う刑罰の内容である刑務作業の一つとして行っていること、受刑者の各種資格試験による資格取得率は、一般人と比較して高い傾向にあることから、効率的な施策の一つであるといえる。

（4）有効性

ア 手段の妥当性

受刑者の再犯防止において、出所後、安定した就労環境を確保することは非常に重要である。また、職業訓練種目の企画立案に当たり、雇用情勢に関する情報を収集・分析し、就職に有利となるように種目の見直しを図るなど、本施策の実施手法にも妥当性が認められる。

イ 所期の事業効果の発現状況

（1）記載のとおり、本施策については、受刑者の減少により職業訓練受講者数を増加させることはできなかった。しかし、受刑者数に対する職業訓練受講数の割合は上昇しており、資格・免許の取得者数についても増加が見られたことから、総じて有効であったものと評価できる。

【達成目標3】

(1) 平成20年度に実施した政策（具体的内容）

少年院在院者の円滑な社会復帰を確実なものとするため、在院中から出院後の就労先又は進学等先（中学校等への復学を含む。）を決定することができるよう、個々の在院者の希望等に即した調整・支援等を実施した。

具体的には、就労支援については、個々の在院者の希望や適性を最大限に踏まえた就労先の決定に向けて、保護観察所やハローワーク等関係機関との連携の下、きめ細やかな就労支援事業を実施した。また、就学支援については、文部科学省との連携の下、少年院内で高校卒業程度認定試験を年2回実施するなど、復学又は進学を希望する在院者に対しても可能な限りの復学又は進学先を提供した。

平成19年の進路決定率は、39.8パーセントであったところ、平成20年は、39.4パーセント（速報値）と若干低下しており、対前年増とした目標を達成することはできなかった。

目標を達成することができなかった原因は、進路決定者のうち就学・復学が決定した者の比率が平成19年の6.5パーセントから平成20年には6.7パーセントに微増しているのに対し、就職が決定した者の比率が平成19年の33.3パーセントから平成20年には32.7パーセントに減少したことがあげられる。後者の決定率の減少は、社会における景気動向等の影響を大きく受けたものと考えられる。つまり、平成19年末の完全失業率は3.7パーセント、有効求人倍率は1.00パーセントであった。これに対し、平成20年末の完全失業率は4.3パーセント、有効求人倍率は0.73パーセントとなっている。平成20年は、このような急激な景気の後退局面にあり、出院者の就職にも影響したものと思われる。

したがって、こうした社会情勢においても、おおむね前年並みの就職決定率を維持したことは、少年院における就労支援の有効性を示しているものと考えられる。

(2) 必要性

ア 国民や社会のニーズ

少年院在院者に対する就労・就学支援は、再犯・再非行防止に向けた少年院における具体的な取組の一つである。再犯・再非行防止に係る施策は、青少年育成推進本部が策定した「青少年育成施策大綱（平成20年12月青少年育成推進本部決定）」や、「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」において、矯正施設における矯正教育等の充実強化が掲げられていることから理解できるとおり、国民や社会からのニーズは極めて高い施策であるといえる。

イ 国が行う必要性

少年院に送致された少年の円滑な社会復帰に対する調整・支援等は、在院者に対する矯正教育の実施状況を踏まえ、そのプライバシーや個別の家庭事情等にも配慮しつつ慎重に進める必要がある。そのため、実施主体を少年院以外に代替することは困難であり、国が主体となって実施していく必要がある。

ウ 現時点で優先して行う緊急性

現在の厳しい雇用状況等を踏まえ、少年院在院者の円滑な社会復帰を確実なものとするため、就労・就学支援を実施することは急務であり、優先して取り組むべき事項であると考えられる。

(3) 効率性（効果とコスト）

進路の決定については、在院者個々の希望や事情等に即して個別に支援する必要があるため、関係機関と連携し、効率的に実施している。具体的には、就労支援について、保護観察所やハローワーク等との間で統一的な協力方法を定め、出院の時期が近づいた者に対して、ハローワークとの連携による職業相談、職業紹介、求人・雇用情報の提供等の求職活動を容易にするための支援を実施している。また、就学支援については、その一環として文部科学省との連携の下、矯正施設内での高等学校卒業程度認定試験の受験を実施している。

(4) 有効性

ア 手段の妥当性

少年院在院者の再犯・再非行防止において、出院後、安定した就労・就学環境を確保することは非常に重要である。本施策は、個別の希望や事情等に即した上で、保護観察所やハローワーク等関係機関と連携して進めており、手段として妥当性が認められる。

イ 所期の事業効果の発現状況

少年院在院者は、入院時期をそれぞれ異にしており、入院後、一定期間矯正教育を受けるものの、その後順次、不定期な時期に出院することとなる。このため、少年院では中学校や高等学校といった学校教育機関のように、集中した時期に進路を決定することは困難である。しかし、関係機関等との連携を強化して本施策を進めており、進路決定率も平成19年39.8パーセント、平成20年39.4パーセントとそれ以前と比較すると高い数値となっていることから、一定の効果が得られたと考えられる。

【達成目標 4】

(1) 平成20年度に実施した政策（具体的内容）

少年院在院者の保護者が、矯正教育に対する理解を深め、その実施に関する協力を得ることを目的として、意図的・計画的に保護者に対する指導、助言等を実施するように努めた。

具体的には、保護者の来院に際し職員による面談や在院者も交えた三者面談を実施したほか、在院者に対する教育活動に保護者の参加を促進したり、保護者のニーズを踏まえた講習会を実施するなどした。

平成20年四半期ごとの保護者面談の実施回数・比率及び保護者講習会の実施回数・比率は以下のとおりとなっている。

○指標 少年院在院者の保護者に対する指導、助言等の状況（平成20年）

	第1 四半期	第2 四半期	第3 四半期	第4 四半期
面談実施回数（比率）	0.8	0.8	0.9	0.9
面談実施回数（延べ）	2,759	2,577	3,102	3,261
講習会実施回数（比率）	0.4	0.7	1.1	1.0
講習会実施回数（延べ）	21	34	55	50

※ 「面談実施回数（比率）」は、全少年院における当該期間の1日平均収容人員1人当たりの実施回数・比率を計上している。

※ 「講習会実施回数（比率）」は、当該期間における少年院1施設当たりの実施回数・比率を計上している。

本施策は、平成20年から本格的に実施された施策であることから、各四半期ごとの実施回数・比率を向上させることを目標値とした。面談については、第1及び第2四半期の0.8回から第3及び第4四半期の0.9回に向上した。講習会については、第1から第3四半期までは向上したものの、第4四半期では、第3四半期に比べ0.1回減少している。減少した原因については、ほとんどの少年院が、保護者に対する講習会を実施すること自体初めての試みだったため、効果的な実施に向けた試行錯誤の最中であつたからであると考えられる。

現時点では、本施策についての明確な効果を把握するには至っていないが、平成20年の取組としては、実施回数はおおむね上昇傾向にあることから、実施回数・比率を向上することはできたものと考えられる。

(2) 必要性

ア 国民や社会のニーズ

少年院在院者の保護者に対する指導、助言等の措置は、再犯・再非行防止に向けた少年院における具体的な取組の一つである。再犯・再非行防止に係る施策は、上記「青少年育成施策大綱」や「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」において、矯正施設における矯正教育等の充実強化が掲げられていることから理解できるとお

り、国民や社会からのニーズは極めて高い施策であるといえる。

イ 国が行う必要性

少年院在院者の保護者に対する指導、助言等の措置は、当該在院者に対する矯正教育と並行して、そのプライバシーや個別の家庭事情等にも配慮しつつ慎重に進める必要がある。そのため、実施主体を少年院以外に代替することは不可能であり、国が主体となって実施していく必要がある。

ウ 現時点で優先して行う緊急性

「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」において、少年院の教育の充実強化が求められている。そのため、少年院在院者の出院後の再犯・再非行防止に当たって、保護者との関係等の調整はもとより、保護者自身にも監護者としての責任を自覚させ、監護に関する能力の向上を図ることは急務であり、優先して取り組むべき事項であると考えられる。

(3) 効率性（効果とコスト）

保護者に対する職員による面談は、保護者参加型の教育活動や保護者向けの講習会を開催した場合などに併せて実施するよう努めているところであり、最小限の労力・職員配置で最大限の効果を上げられるように配慮し、実施している。

(4) 有効性

ア 手段の妥当性

少年院在院者の再犯・再非行防止において、保護者自身の監護者としての自覚ある言動や安定した親子関係等を築くことは非常に重要である。本施策は、少年の入院後の状況を把握している職員が、適切な指導、助言等を行うものであり、施策手段に妥当性が認められる。

イ 所期の事業効果の発現状況

本施策は、平成20年以降に本格的に実施されたものであることから、明確な効果を把握するには至っていない。しかし、各少年院とも積極的に面談等を実施し、保護者に対する面談を11,701回、講習会を160回（いずれも延べ回数）にわたり実施していることから、本施策は一定の効果が見込まれる。

5. 評価結果の今後の政策への反映の方向性等

【達成目標1】

刑事施設における矯正処遇の充実を図るため、性犯罪処遇プログラム受講者の受講結果等を踏まえ、受講者の問題性がより改善されるよう、処遇プログラムの改訂を行うなど、より効果的に実施できるよう努めることとする。

【達成目標2】

今後は、累犯受刑者を収容する施設における職業訓練受講数の向上を図り、かつ、引き続き雇用情勢に関する情報を収集・分析し、出所後の就労に寄与する訓練種目の企画立案を行うなどして、本施策を充実化していくこととする。

【達成目標3及び4】

少年院在院者及び保護者に対する取組をより積極的に実施し、就労・就学支援、保護者に対する指導、助言等を充実させていくこととする。

6. 無駄の削減（行政支出総点検会議指摘事項）の観点からの点検

(1) 評価結果と無駄の削減との関係

【達成目標1、3及び4】

所期の効果が発揮されており、本施策については継続すべき必要性が高いことから、引き続き実施していくこととしている。

【達成目標2】

刑事施設における建替え工事等の修繕作業については、その一部を大工、左官、電工

といった建設関連技能受刑者を養成するため、「直営工事に必要な職業訓練」として予算措置されていたところ、同経費については、一般職業訓練と区別して実施する必要性が薄らいでいることから、平成22年度以降、一般職業訓練に取り込むことを検討している。

(2) 指摘事項に言及のある見直し事項

該当事項なし。

7. 関係する法令、施政方針演説等（主なもの）

- 少年院法（昭和23年法律第169号）第4条、第12条の2等

- 犯罪に強い社会の実現のための行動計画（平成15年12月18日犯罪対策閣僚会議決定）

第2-1-④ 少年院における処遇の充実強化

「改善更生，社会復帰，再非行防止に高い効果を発揮する少年院における教育活動を充実強化するため，被収容者一人一人の特性に応じた処遇の個別化と多様化を推進する。特に，被害者の立場や心情を理解させ，罪障感や贖罪意識を涵養するための教育をより一層充実させる。」

第5-⑨ 刑務所等矯正施設の過剰収容の解消と矯正処遇の強化

「犯罪情勢の悪化に伴う刑務所，拘置所，少年院等の矯正施設の著しい高率収容ないし過剰収容状態やそれによる処遇環境の悪化等を速やかに緩和・解消し，適正な収容を確保するため，緊急的に所要の施設拡充整備を行う。また，治安確保のためにはこれら施設の被収容者に対してきめ細かな処遇を実施する必要があることを踏まえ，所要の要員を確保するほか，民間委託等による業務負担の軽減，保安警備体制・刑務作業運営体制の強化，医療体制の充実，職員の意識改革等をより一層推進する。」

- 犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008（平成20年12月犯罪対策閣僚会議）

第2-2-① 矯正施設における受刑者等の問題性に応じた改善指導・矯正教育等の強化

「刑事施設において，薬物・アルコール依存者，性犯罪者，交通事犯者，高齢者等受刑者の問題性に応じた科学的・体系的な処遇プログラムの開発・実施を行い，指導効果を検証して，改善指導の内容の充実及び指導機会の拡充を図るとともに，諸外国に比べ際立っている刑事施設職員一人当たりの被収容者数について，過剰収容問題が生じ始めた平成12年度の数位順まで軽減することを目指すなど，受刑者の改善更生・再犯防止に向けた指導体制を強化する。また，少年鑑別所・少年院においては，再非行リスクに着目した新たな調査方式を開発し，資質鑑別の向上を図るとともに，その結果から得られた再非行リスクを低減させるために，生活指導を中心とした矯正教育の充実・強化を図る。」

- 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）第84条等

- 青少年育成施策大綱（平成20年12月青少年育成推進本部決定）

4-（2）-①-ii

「少年院，少年刑務所等の体制の充実を図り，非行少年に対する矯正教育，改善指導等を充実させる。特に個々の少年の問題点や成育歴等を把握した上で，再非行を防止する観点から，その特性や教育上の必要性に応じた処遇計画を作成し，必要に応じて随時修正するなど，処遇の個別化を推進する。」

少年法等の一部改正により，収容可能年齢の下限が引下げられたことを踏まえ，少年院において，その年齢にふさわしい経験・しつけの指導を行う「育て直し」に力を入れつつ，矯正教育の効果的な実施に努め，また，関係諸機関，団体等と有機的に連携し，地域社会と協働した総合的な取組の強化を推進する。」

4-（2）-①-iv

「少年院・少年刑務所における処遇の一環として，就労に対する心構えを身に付けさせ，就労意欲を喚起し，各種の資格取得を奨励する。」

また、出院及び出所予定者、保護観察に付された少年等を対象として、矯正施設、保護観察所、公共職業安定所等の関係機関が連携し、職業相談・職業紹介の実施や試行雇用制度の活用等を行う刑務所出所者等就労支援事業を推進する。」

8. 備考

※1 「矯正施設」

矯正施設とは、刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院を総称する用語である。

※2 「性犯罪者処遇プログラム」

平成17年度に外部有識者8名を構成員とした性犯罪者処遇プログラム研究会による検討を踏まえて策定したプログラムである。

同処遇プログラムの対象者は、性犯罪の要因となる認知の偏り、自己統制力の不足等がある者としており、スクリーニング及び性犯罪者調査の結果に基づき選定される。また、同処遇プログラムは、認知行動療法を基礎としており、問題行動の背景にある自らの認知（物事の考え方、とらえ方）のゆがみに気付かせ、これを変化させることによって、問題行動を変容、改善させることを目的としている。

※3 「再犯リスク要因」

犯罪者の再犯を促進する要因。静的なリスク要因（static risk factor、処遇ないし介入によって変えることのできない要因）としては、年齢、性別、犯罪歴等が、動的なリスク要因（dynamic risk factor、処遇ないし介入によって変えることのできる要因）としては、物事のとらえ方や考え方（性暴力を容認する態度など）や犯罪につながりやすい傾向（衝動性、対人関係の持ち方など）等が挙げられる。性犯罪者処遇プログラムでは、動的リスク要因を変化させることをねらいとしており、これらのリスク要因が低下することが再犯防止につながると考えられる。

※4 「刑事施設」

刑事施設とは、刑務所、少年刑務所及び拘置所を総称する用語である。

※5 「6つの再犯リスク要因」

6つの要因とは、①重要な社会的影響（否定的な影響を及ぼす者との交流の程度）、②親密さの欠損（他者と親密な関係を築ける力の程度）、③性的自己統制（性欲等をコントロールする力の程度）、④性暴力支持的な態度（性暴力を許容する態度の程度）、⑤監督指導への協力（指導に協力する姿勢の程度）、⑥一般的自己統制（衝動的行動傾向等の程度）となっている。

参 考 資 料

【達成目標 1 関係】

○（表 1）性犯罪者処遇プログラム受講者の再犯状況（人）

	平成21年3月末までの累計人数
受講者数	393人
再犯者数	32人
うち罪名が性犯罪の者	8人

※ 受講者数とは、性犯罪者処遇プログラムを受講した者のうち、追跡調査の開始以降（平成19年7月以降）に出所した者の数である。

※ 罪名が性犯罪の者とは、強姦、強制わいせつ等、犯罪名から性犯罪であることが明確である者をいう。

※ 再犯者数とは、刑事局から得られた再犯状況（平成21年3月末までに事件処理されたもの）により把握した者の数である。

【達成目標 2 関係】

○（表 2）職業訓練受講人員の推移（人）

年 度	16	17	18	19	20
職業訓練受講者数	2,413	2,469	2,472	3,030	2,917

○（表 3）職業訓練受講者数/受刑者数(受講率)の推移（人，％）

年 度	16	17	18	19	20
職業訓練受講者数	2,413	2,469	2,472	3,030	2,917
受 刑 者 数	66,221	69,840	72,168	70,918	63,896
受 講 率	3.6	3.5	3.4	4.3	4.6

○（表 4）職業訓練修了人員の推移（人）

年 度	16	17	18	19	20
職業訓練修了者数	2,097	2,141	2,181	2,635	2,513

○ (表5) 資格取得状況の推移

(人, %)

年度	資格等	危険物 取扱者	溶接 技能者	ボイラー 技士	自動車 整備士	美容師	測量士補	その他	合計	取得率
	16	受験者	572	331	145	87	35	—	1,669	2,839
取得者		386	282	117	84	33	—	1,369	2,271	
17	受験者	563	410	146	95	40	—	1,804	3,058	82.7
	取得者	405	366	115	92	39	—	1,513	2,530	
18	受験者	568	480	174	114	44	—	2,016	3,396	85.8
	取得者	442	404	151	114	42	—	1,760	2,913	
19	受験者	758	412	291	126	41	—	1,997	3,625	88.0
	取得者	605	355	250	106	39	—	1,835	3,190	
20	受験者	968	601	358	94	35	12	2,509	4,577	85.8
	取得者	743	559	314	93	35	12	2,173	3,929	

※ 平成20年度の資格取得者数については、平成21年3月31日現在の数値である。

○ (表6) 再犯者数と職業訓練受講者数の状況 (人, %)

	人数 (出所者に対する割合)
出 所 者 数	153,191
うち職業訓練受講者数	6,444
再 入 所 者	41,524 (27.1)
うち職業訓練受講者数	968 (15.0)

※ 平成16年以降に刑事施設を出所し、平成20年までに再入所した者について計上した。

平成20年度事後評価実施結果報告書

1. 政策名等

政策名	更生保護活動の適切な実施		
評価対象	保護観察対象者等の改善更生		
施策名等	【政策体系上の位置付け：Ⅱ－6－（1）】		
施策の基本目標	更生保護活動を通じて、保護観察対象者等の改善更生を図る。		
予算額	平成20年度予算額：9,859百万円		
評価実施時期	平成21年8月	所管部局	保護局
評価方式	実績評価方式		

2. 基本目標実現のために達成すべき目標

達成目標 1			
取組内容	保護観察対象者に対する処遇の充実強化を図る。		
指標 1	覚せい剤事犯保護観察対象者に係る簡易薬物検出検査実施実人員数	目標値等	対前年増
指標 2	性犯罪者処遇プログラム受講者の受講前後の問題性の変化	目標値等	プログラム受講者の問題性(評点 ^{*1} の平均)が低下すること
指標 3	保護観察終了者に占める無職者の割合	目標値等	対前年減
指標 4	社会参加活動の活動場所の確保	目標値等	前年度の数を維持
参考指標 1	性犯罪者処遇プログラム受講者数及び受講者中の再犯者数		
参考指標 2	協力雇用主の数		

達成目標 2

取組内容	長期刑仮釈放者の社会復帰を促進する。		
指標	中間処遇実施予定者の選定率（実施予定者／仮釈放の法定期間の末日を経過している長期刑受刑者）	目標値等	対前年増

達成目標 3

取組内容	更生保護施設の積極的な活用を通じ、保護観察対象者等の自立更生を促進する。		
指標 1	全更生保護施設の保護率（年間の収容保護人員／年間の収容可能人員）	目標値等	対前年度増
指標 2	更生保護施設における専門的自立促進プログラム ^{*2} （SST、酒害・薬害教育等）の年間実施延べ人数	目標値等	対前年度増

3. 基本的考え方

- (1) 課題・目的・必要性

近年、保護観察対象者等の中で、複雑かつ深刻な問題性を抱え、又は就労が確保できない等のため、改善更生に困難を伴う者の割合が増加している。このような保護観察対象者等の再犯を防ぎ、改善更生を促進することは喫緊の課題であり、更生保護活動を通じ、こうした保護観察対象者等の改善更生を図ることが重要である。そのためには、個々の問題性に応じた専門的な処遇を実施することなどにより保護観察処遇を充実強化することが必要である。また、一般的に社会復帰に困難を伴う長期刑受刑者については、その円滑な社会復帰を促進し、自力での改善更生が困難な保護観察対象者については、更生保護施設をより積極的に活用することで、その自立更生を促進する施策を実施していく必要がある。

(2) 施策の実施方法

ア 保護観察対象者の犯罪的傾向の改善等に資するため、保護観察対象者のうち、覚せい剤事犯保護観察対象者に対しては簡易薬物検出検査^{*3}を、性犯罪保護観察対象者に対しては性犯罪者処遇プログラム^{*4}を、全国の保護観察所において実施する。また、地域の経済団体、企業等の協力を得るなどして、保護観察対象者等に対する就労支援の必要性について理解を得ること等に努める。これにより、保護観察対象者等の雇用に積極的に協力する民間事業者である協力雇用主の拡大を図るなどして、保護観察対象者等の就労を確保する。さらに、保護観察対象少年の人格的な成長を促し、規範意識の醸成等を図ることを目的とする清掃活動や福祉施設でのボランティア等の社会参加活動を一層増進し、これらの取組により保護観察対象者に対する処遇の充実強化を図る。

イ 長期刑受刑者を仮釈放させる場合に、その社会復帰を促進する目的で行われている中間処遇（仮釈放後の一定期間、仮釈放者を更生保護施設に居住させて行う社会適応訓練等）について、実施予定者の増加を図る。具体的には、中間処遇実施予定者の選定を行う地方更生保護委員会が、長期刑受刑者に対する調査等を積極化するなどして中間処遇実施予定者の掘り起こしに努めることで、その増加を図る。

ウ 更生保護施設に対する保護観察対象者等の保護の委託を増加させるとともに、保護観察所がSST（Social Skills Training：社会生活技能訓練）や酒害・薬物教育等の専門的自立促進プログラムの実施を更生保護施設に働きかけるなどして、その積極的な活用を図る。

(3) 基本目標と達成目標・指標との関係

ア 基本目標を実現するためには、保護観察処遇の充実強化を図ることが基本となることから、これを達成目標1とし、その達成度合いについては、上記(2)アの施策に係る4つの指標を設定して測定することとした。まず、覚せい剤事犯者が薬物使用を止めるためには、簡易薬物検出検査の実施が有効と考えられる。また、性犯罪者処遇プログラムについては、同プログラム受講者が抱える問題性（性犯罪リスク要因）がどのように変化（低下）したかという指標を設定することによって、当該受講者の性犯罪に係る問題性の低下について把握することが重要であると考えられる。そこで、指標として「覚せい剤事犯保護観察対象者に係る簡易薬物検出検査実施実人員数」及び「性犯罪者処遇プログラム受講者の受講前後の問題性の変化」を設定した。なお、前記「問題性」の評定に当たっては、性犯罪リスク要因に関する複数の評価項目を設定し、受講前後に係る各項目の問題性の程度を点数化（0点ないし2点）した上で、各項目を合計することとなる。

また、性犯罪者処遇プログラムについては、その参考指標として「受講者数及び受講者中の再犯者数」を設定した。

次に、無職者の再犯率が有職者に比べ高水準であることを踏まえ、指標として「保護観察終了者に占める無職者の割合」を設定し、これを対前年減とすることを目標値とするとともに、保護観察対象者等の就労の確保に大きな役割を果たしている「協力雇用主の数」を参考指標とした。

さらに、社会参加活動の一層の増進を図るためには「社会参加活動の活動場所の確保」が必要となることから、これを指標として設定した。

イ 基本目標を実現するためには、その社会復帰に特に困難を伴う長期刑受刑者に対する措置を講ずる必要があるため、「長期刑仮釈放者の社会復帰を促進する」ことを達成目標2とした。長期刑受刑者のうち、中間処遇実施予定者に選定された者が仮釈放された場合、その者は直ちに一定期間更生保護施設に居住し、社会適応訓練等を受けることとなって、その社会復帰が促進されることと考えられる。そこで、「中間処遇実施予定者の選定率^{*5}」を、指標として設定した。

ウ 基本目標を実現するためには、頼るべき親族がない等の理由により自力での改善更生が困難な保護観察対象者等に対する措置を講ずる必要があるため、このような者を保護する「更生保護施設の積極的な活用を通じ、保護観察対象者等の自立更生を促進する」ことを達成目標3とした。その達成には、全更生保護施設の年間の収容可能人員に応じた積極的な収容保護がなされるとともに、自立更生の促進に有効と考えられる専門的自立促進プログラムについても積極的に実施されることが必要と考えられる。そこで、指標として、「全更生保護施設の保護率」、「更生保護施設における専門的自立促進プログラム（SST、酒害・薬害教育等）の年間実施延べ人数」を設定した。

（4）測定方法等

ア 保護観察処遇の充実強化については、保護観察対象者の抱えている問題点は多様であり、また、保護観察を実施する期間も個々に異なるため、一定の期間における改善更生の度合い等について、一律の指標、目標等を設定して評価することは困難である。そのため、4つの指標を設定し、各指標における施策の実施状況から達成目標の達成度合いを総合的に分析する。

イ 長期刑仮釈放者の社会復帰の促進については、平成20年に、長期刑受刑者の中から選定される中間処遇実施予定者について、選定の調査対象となる者の数（仮釈放の法定期間を経過している長期刑受刑者数）と実際の選定者数の割合で測定する。

ウ 更生保護施設の積極的な活用については、平成19年度中の全更生保護施設の収容可能人員に対して、実際に収容保護した人員の割合を測定する。また、更生保護施設におけるSSTや酒害・薬害教育等の専門的自立促進プログラムの年間実施延べ人数を併せて測定し、本達成目標の達成度合いを総合的に分析することとする。

4. 評価結果等

【達成目標1】

（1）平成20年度に実施した政策（具体的内容）

ア 覚せい剤事犯保護観察対象者に対する簡易薬物検出検査の実施（指標1関係）

保護観察所において、平成20年6月から実施されている覚せい剤事犯者処遇プログラムの実施対象者及び同プログラムの実施対象者以外の者で自発的意思に基づいて検査を受けるものに対し、定期的に保護観察官による簡易試薬を用いた尿検査等の検査を実施した。これは、当該保護観察対象者に対して断薬努力の達成感を与えることにより、断薬意志の維持及び促進を図るものである。

なお、本施策は平成16年4月から実施されているが、過去4か年における覚せい剤事犯保護観察対象者に対する簡易薬物検出検査実施実人員は以下のとおりである。

平成20年の保護観察対象者に対する簡易薬物検出検査実施実人員は3,664人であり、平成19年と同数である。ただし、覚せい剤事犯保護観察対象者の年間新規受入人員が平成19年の3,796人から平成20年には3,636人（速報値）に減少していることを考慮すると、実質的には簡易薬物検出検査の実施の積極化が図られているものと考えられる。

○指標1 覚せい剤事犯保護観察対象者に対する簡易薬物検出検査実施実人員（目標値：対前年増）

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
覚せい剤事犯保護観察対象者に対する簡易薬物検出検査実施実人員（人）	2,538人	3,054人	3,664人	3,664人
（参考）覚せい剤事犯保護観察対象者年間新規受理人員（人）	4,165人	3,784人	3,796人	3,636人

（保護局調査による。平成20年は速報値。）

イ 性犯罪保護観察対象者に対する性犯罪者処遇プログラムの実施（指標2関係）

性犯罪により刑を言い渡された仮釈放者及び保護観察付執行猶予者に対し、保護観察官との個別又は集団面接方法により、認知行動療法の理論を基礎とした処遇プログラムを実施した。具体的には、当該保護観察対象者に、性犯罪に結びつく要因を認識させ、再犯防止に向けた動機付け等の指導を実施したものである。

平成20年6月1日以降に本プログラムの受講を開始し、平成20年12月までにその受講を終えた全受講者249人について、性犯罪リスク要因に関する10の評価項目^{**6}を点数化（0点ないし2点）した。そして、プログラム受講前後の問題性（評点）の平均値を算出することにより、受講前後の問題性（評点）の変化を検証した。

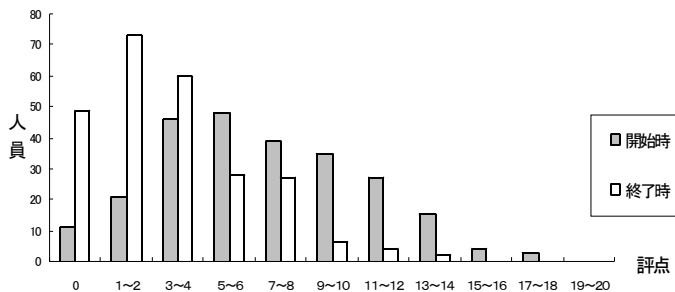
下記のとおり、受講後の問題性（評点）の平均は受講前と比べて3.6点低下していることから、本施策による効果が認められるものと考えられる。

○指標2 プログラム受講前と受講後の評点の状況（目標値：プログラム受講者の問題性（評点）の低下）

	受講前	受講後
評点（平均）	6.8点	3.2点

（保護局調査による。速報値）

コア・プログラム終了者の受講前後の評点の状況



○参考指標1 性犯罪者処遇プログラム受講者数及び受講者中の再犯者数

	平成20年末までの累計人員
受講者数	1,180人
うち再犯者数	16人

（保護局調査による。速報値）

（注1）「受講者数」は、平成19年9月から平成20年末までの期間中に性犯罪者処遇プログラムの受講を開始した者の人員を示す。

（注2）「再犯者数」は、性犯罪者処遇プログラムを受講後、上記期間中に性犯罪（強姦、強制わいせつ等）により起訴等された者（保護観察終了後に再犯をした者を含む。）の人員を示す。

ウ 就労支援の実施（指標3関係）

法務省は厚生労働省と連携して、無職の刑務所出所者等に対して積極的かつきめ細かな就労支援を行う「総合的就労支援対策」を実施してきた。この取組に加え、平成20年度は、農林水産省、経済産業省等様々な分野を所管する省庁との間で協議を行い、無職の刑務所出所者等が幅広い産業分野において安定的な就労が確保できるよう、協

力雇用主の拡大を図るなどして、保護観察対象者等の就労の確保に努めた。

過去5か年における保護観察終了者に占める無職者の割合及び無職者数の推移は以下のとおりである。

法務省が厚生労働省等との連携の下実施してきた就労支援対策の結果、平成20年の保護観察終了者全体に占める無職者の割合は、前年に比して1.1ポイント減となっている。

昨今の経済社会情勢の悪化から、保護観察対象者の就労にも厳しい状況が続いている中、全体として保護観察対象者における無職者の割合が減少しており、就労支援対策が一定の効果をあげているものと考えられる。

○指標3 保護観察終了者に占める無職者の割合及び無職者数（目標値：対前年減）

	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
全体	23.2% (11,488人)	22.3% (10,532人)	21.4% (9,617人)	20.0% (8,561人)	18.9% (8,116人)
保護観察 処分少年	14.2% (3,355人)	12.9% (2,787人)	12.5% (2,545人)	11.0% (2,055人)	10.3% (1,866人)
少年院 仮退院者	24.1% (1,346人)	23.3% (1,230人)	22.7% (1,101人)	18.7% (830人)	19.3% (801人)
仮釈放者	31.3% (4,859人)	29.3% (4,575人)	27.5% (4,171人)	24.5% (4,011人)	24.5% (3,946人)
保護観察付 執行猶予者	39.9% (1,928人)	40.6% (1,940人)	38.5% (1,795人)	37.6% (1,665人)	31.9% (1,503人)

（保護局調査による。平成20年は速報値。）

（注1）表中上段は無職者の割合，下段は無職者数を示す。

（注2）保護観察終了時の職業が不詳の者を除く。

（注3）無職者は、定収入のある無職者，学生・生徒，家事従事者を除く。

○参考指標2 協力雇用主の数（各年とも4月1日現在）

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
協力 雇用主数	5,745	5,734	5,750	6,556	7,749
被雇用者数	492人	597人	655人	685人	435人

（保護局調査による。）

エ 社会参加活動の実施（指標4関係）

保護観察対象少年を主な対象として、清掃・環境美化活動，創作・体験活動，介護活動等の社会参加活動を実施しているところ，これらの活動の実施を担保するため，関係機関，団体に協力を求めるなどして活動場所の確保を図ったものである。

過去5か年における社会参加活動の活動場所数の推移等は以下のとおりである。

○指標4 社会参加活動の活動場所の確保（目標値：前年度の数維持）

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
社会参加活動の 活動場所数	310か所	298か所	332か所	322か所	292か所
（参考）社会参加活動 参加人員（人）	1,594人	1,520人	1,645人	1,498人	1,412人
（参考）1活動場所当 たりの活動参加人員	5.1	5.1	5.0	4.7	4.8

（保護局調査による。平成20年度は速報値。）

（注）「社会参加活動参加人員」は、対象者及びその保護者等の参加人員を示す。

社会参加活動の活動場所については、平成20年度は292か所であり、平成19年度の322か所に比べると約9パーセント，平成18年度の332か所に比べると約12パーセント減

少し、目標は達成できなかった。これは、社会参加活動の主たる参加対象である保護観察処分少年（交通短期保護観察を除く。）の近時における大幅な減少が影響しているものと考えられる。保護観察処分少年の年間新規受理人員は、平成20年は16,714人（速報値）と、平成19年の17,848人からは約6パーセント、平成18年の19,475人からは約14パーセント減少しており、これに伴い、社会参加活動の参加人員も減少している。

これらの点を考慮し、1か所の活動場所当たりどの程度の参加人員がいるかを示す比率を見ると、平成20年度は4.8人となっている。平成19年度に比べて、若干増加しているものの、近年の数値と比較し、社会参加活動の実施に必要な活動場所は相応に確保されているといえる。

なお、社会参加活動を実施した保護観察所における調査では、活動に参加した少年から自己有用感や達成感の獲得、視野の拡大、社会性のかん養などに関する肯定的な感想が多く寄せられ、社会参加活動が保護観察対象者の社会適応能力の向上、ひいては改善更生につながっていると考えられる。

本施策に関する指標については、上記のとおり、参加対象となる保護観察処分少年の人員の影響を受ける。このような点を考慮して、今後は、活動の有益性に関する調査を実施し、その調査結果を指標とするなどの見直しを検討することとしている。

(2) 必要性

ア 国民や社会のニーズ

「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」（平成20年12月犯罪対策閣僚会議決定）において、保護観察対象者の再犯を防止するため、保護観察の充実強化が求められている。（1）に掲げた施策はいずれも、犯罪的傾向の改善、社会性のかん養、就労の確保等保護観察対象者が抱える個々の問題性等に対応した保護観察処遇を実施するものである。特に、無職者の再犯率は有職者の5倍以上にも及んでおり、無職の保護観察対象者への就労支援の実施は不可欠である。このような取組により、保護観察対象者の改善更生を促進し、その再犯を防止して社会を保護することは、国民や社会のニーズにも合致しているものと考えられる。

イ 国が行う必要性

保護観察における指導監督及び補導援護は、原則として保護観察官又は保護司をして行わせるものとされており（更生保護法第61条第1項）、（1）に掲げた施策はいずれも国が行う必要性がある。

近年の景気悪化等の理由から、犯罪前歴者である保護観察対象者が自力で職を見つけることは困難である。法務省と厚生労働省等との協力体制の構築により、雇用のミスマッチ等の雇用機会喪失を防ぎ、また、民間事業者である協力雇用主を開拓することで、無職の保護観察対象者の社会的受け皿を拡大する必要がある。

ウ 現時点で優先して行う緊急性

刑務所出所者等の再犯防止については、上記「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」においても重要課題として取り上げられている。また、（1）に掲げた施策はいずれも、現に保護観察を受けている対象者の改善更生を図るために必要なものであって、これによりその再犯を防止するものであるから、現時点で優先して行う緊急性があると考えられる。

(3) 効率性（効果とコスト）

覚せい剤事犯保護観察対象者に対する簡易薬物検出検査の実施は、覚せい剤事犯保護観察対象者が簡易薬物検出検査を定期的に受けることによって、当該保護観察対象者が家族や周りの人々の信頼を得るとともに、自信を持つことを可能とする。そのため、その他の生活指導や薬害教育と組み合わせて実施することにより、自発的な断薬意志の強化につながるという点で、効果的に保護観察を行うことができる。

性犯罪保護観察対象者に対する性犯罪者処遇プログラムは、矯正施設及び保護観察所

において処遇情報を共有するなど、処遇に一貫性・連続性を持たせて効率的に実施している。

就労支援の実施は、法務省と厚生労働省が連携して行っているほか、保護観察対象者等の雇用に積極的に協力する協力雇用主を始めとする民間事業者の協力を得て実施している。

社会参加活動は、多くの保護観察対象少年を一度に集めて行うものであり、個別的な処遇との比較において効率的である。

以上のとおり、各取組とも効率的に進められており、保護観察者に対する処遇の充実強化のため、できる限り行政資源を抑制して実施していると考えている。

(4) 有効性

ア 手段の妥当性

覚せい剤事犯保護観察対象者に対する簡易薬物検出検査は、覚せい剤を使用していないことを示す結果を積み重ねさせることにより、断薬の努力についての達成感を与え、もって、当該保護観察対象者の断薬意志の維持及び促進を図るものである。特に覚せい剤への依存性が高く、その使用を中止することに困難を伴う者にとっては、覚せい剤への渴望を断ち切るための有効な支援方法となる。

性犯罪保護観察対象者に対する性犯罪者処遇プログラムは、我が国に先駆けて諸外国で実施されてきた性犯罪者処遇プログラムに用いられている認知行動療法の技法を取り入れたものである。同技法を取り入れた処遇プログラムは諸外国において再犯防止効果が認められており、その信頼性は高く、相応の効果が期待できるものである。

また、無職者の再犯率が有職者に比べ高水準であることを踏まえると、保護観察終了者の就労率を高める必要があり、その手段として、就労支援を実施し、雇用先の拡大を図ることとしている。

社会参加活動は、保護観察対象者に対人関係技能を習得させ、健全な社会性を身に付けさせ、また、円滑な人間関係が築くことができるなど、社会性のかん養を図る上で効果的な手法であると考えられる。

以上のとおり、これらの取組は、いずれも保護観察対象者の改善更生を促進する上で妥当な手段であると考えられる。

イ 所期の事業効果の発現状況

覚せい剤事犯保護観察対象者に対する簡易薬物検出検査の実施（指標 1 関係）については、平成20年の簡易薬物検出検査実施実人員が平成19年から増減がなく、対前年増の目標は達成されていない。しかし、覚せい剤事犯保護観察対象者の年間新規受理人員が減少し、実質的には簡易薬物検出検査の実施の積極化が図られていることを考慮すると、一定の効果が上がっているものと考えられる。

性犯罪保護観察対象者に対する性犯罪者処遇プログラムの実施（指標 2 関係）については、同プログラムの受講後の評点の平均が受講前と比べて低下し、目標が達成されている。

就労支援の実施（指標 3 関係）については、平成20年の保護観察終了者に占める無職者の割合が、全体として前年に比して減少しており、目標が達成されている。

社会参加活動の実施（指標 4 関係）については、社会参加活動の活動場所が平成20年度は平成19年度に比べて減少しており、目標は達成されていない。しかし、社会参加活動の主たる参加対象である保護観察処分少年の近時における大幅な減少に伴う社会参加活動参加者の減少を考慮すると、必要な活動場所は相応に確保されていると認められる。また、社会参加活動を実施した保護観察所における調査では、活動に参加した少年から自己有用感や達成感の獲得、視野の拡大、社会性のかん養などに関する肯定的な感想が多く寄せられている。このように、社会参加活動が保護観察対象者の社会適応能力の向上等につながっていると認められることから、一定の効果をあげているものと考えられる。

以上のとおり、一部目標が達成されていない指標もあるが、その原因等を含め勘案すると、保護観察処遇の充実強化については、総合的に一定の効果をあげているものと考えられる。

【達成目標2】

(1) 平成20年度に実施した政策（具体的内容）

長期刑仮釈放者に対する中間処遇は、年間を通じて実施対象者の選定や実施が行われている。

具体的には、まず、地方更生保護委員会の保護観察官が、刑事施設において長期刑受刑者と面接を実施し、その内容等を踏まえて長期刑受刑者の中から中間処遇実施対象者を選定する。そして、選定された中間処遇実施対象者が刑事施設から仮釈放されたときには、一定期間、その者を更生保護施設に居住させ、社会適応訓練等を実施する。

過去5か年における中間処遇実施予定者の選定率、仮釈放の法定期間を経過している長期刑受刑者数、中間処遇予定者として選定された者の数、仮釈放審理開始件数の推移は次のとおりである。

平成20年末における中間処遇実施予定者の選定率は27.7パーセントであり、平成19年における選定率（28.6パーセント）と比較して、0.9ポイントの減少となっている。これは、仮釈放の法定期間を経過している長期刑受刑者数が近時増加傾向にあり、平成20年は、前年に比較して277人増（7.9ポイント増）と高い数値を示していることが影響しているものと考えられる。

指標とした選定率を増加させることはできなかったが、選定者数自体は増加していることを考慮すると、本施策の効果は一定程度維持されているものと考えられる。

○指標 中間処遇実施予定者の選定率 (目標値：対前年増)

	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
選定率	30.4%	29.2%	28.0%	28.6%	27.7%
長期刑受刑者数	2,487人	2,933人	3,182人	3,505人	3,782人
選定者数	756人	857人	891人	1,004人	1,046人
仮釈放審理開始件数	18,665件	17,916件	18,085件	18,128件	17,403件

(保護局調査及び保護統計年報による。平成20年は速報値。)

(2) 必要性

ア 国民や社会のニーズ

「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」において、保護観察対象者の再犯を防止するため、保護観察の充実強化が求められている。長期刑受刑者が社会に復帰する際には、特に困難を伴うことが多いことから、その円滑な社会復帰を促進するため、仮釈放審理及び仮釈放後の保護観察においては、通常の仮釈放者とは異なる処遇等を行う必要がある。このような取組により、長期刑受刑者が円滑な社会復帰をすることは、再犯防止を促進する観点からも国民や社会のニーズが高いものと考えられる。

イ 国が行う必要性

長期刑仮釈放者の社会復帰の促進は、保護観察における指導監督及び補導援護によって行われるものであるところ、これらは、原則として保護観察官又は保護司をして行わせるものとされており（更生保護法第61条第1項）、この施策は、国が行う必要性がある。

ウ 現時点で優先して行う緊急性

刑務所出所者等の再犯防止については、上記「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」においても重要課題として取り上げられている。本施策は、社会復帰に特に困難を伴うことが多い長期刑仮釈放者に対する中間処遇を通じ、その再犯を防止するものであることから、優先して行う緊急性があるものと考えられる。

(3) 効率性（効果とコスト）

長期刑仮釈放者に対する中間処遇については、特に社会復帰に際して困難な問題が最

も生じやすい、仮釈放当初の一定期間に集中して行うものである。また、その実施については、専門的処遇が実施可能な更生保護施設に補導援護等を委託していることから、効率的であると考えられる。

(4) 有効性

ア 手段の妥当性

長期刑受刑者は、犯した罪が重大であることや、その資質面等において複雑困難な問題を有することが少なくないこと、長期にわたり社会から隔離されていることなどにより、その社会復帰に際しては特に困難を伴うことが多いため、仮釈放当初に手厚い処遇が必要となる。本施策は、長期刑受刑者の仮釈放当初に、更生保護施設という生活の枠組みを与え、雇用情勢や経済情勢に関する知識を付与し、実社会に適応するための基本的な生活訓練を施すものである。社会での生活リズムの確立や金銭管理、求職等の面において、長期刑仮釈放者の社会復帰の促進に一定の効果をあげるために妥当な手段であると考えられる。

イ 所期の事業効果の発現状況

平成20年末における中間処遇実施予定者の選定率は、平成19年末に比較して減少しており、目標は達成されていない。しかし、選定の対象となる者の数（仮釈放の法定期間を経過している長期刑受刑者数）が近時増加傾向にあること及び選定者数自体は増加していることを考慮すると、本施策の効果は一定程度維持されているものと考えられる。

【達成目標3】

(1) 平成20年度に実施した政策（具体的内容）

更生保護事業法第61条の2において、国は、更生保護施設が専門的知識に基づきより適切な保護を行うことができるよう、その人材確保や資質向上のために必要な施策の推進に努めなければならないこととされている。その具体的な施策として、平成19年3月に「更生保護施設職員研修体系モデル」を策定し、現在、更生保護施設職員の計画的・体系的な資質向上に努めているところである。

平成20年度においては、国の主催により、「更生保護施設施設長研修」及び「更生保護施設新任補導員研修」を実施した。そのほか、民間の更生保護法人が主催する「SST特別研修」、「酒害・薬害プログラム特別研修」、「女子被保護者の研究会」及び「疾病等健康上の問題を有する者の処遇に関する研究会」について、講師派遣等の協力を行った。

指標1の全更生保護施設の保護率については、平成19年度の74.6パーセントから対前年度比で0.4ポイント増の75.0パーセントに増加している。また、指標2の専門的自立促進プログラムの年間実施延人数については対前年度比27人の増加となっており、いずれも目標値を達成している。これらの結果から、更生保護施設での積極的な収容保護の実施と、更生保護施設における処遇の充実強化が図られ、更生保護施設の積極的活用を図るとの本施策は一定の効果をあげているものと考えられる。

ア 過去5年間における全更生保護施設の保護率（年間収容保護人員／年間の収容可能人員）は次のとおりである。（指標1関係）

○指標1 全更生保護施設の保護率（年間の収容保護人員／年間の収容可能人員）（目標値：対前年度増）

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
全更生保護施設の保護率	74.9%	75.1%	75.7%	74.6%	75.0%
（参考）全更生保護施設の年間収容保護人員	608,530人	608,800人	611,447人	606,074人	619,373人

（保護局調査による。）

(注) 「全更生保護施設の年間収容保護人員」は、被保護者の人員を1人1日単位で計上した延べ人数を示す。

イ また、過去5か年における更生保護施設における専門的自立促進プログラムの年間実施延べ人数は次のとおりである。(指標2関係)

○指標2 更生保護施設における専門的自立促進プログラム(SST, 酒害・薬害教育等)の年間実施延べ人数(目標値:対前年度増)

平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
7,533人	6,458人	7,885人	7,927人	7,954人

(保護局調査による。)

(2) 必要性

ア 国民や社会のニーズ

「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」において、保護観察対象者の再犯を防止するため、保護観察の充実強化が求められている。近年、刑事施設被収容者数、再入所者数が著しく増加していることに加え、刑事施設出所者の高齢化の進行や厳しい経済社会情勢等から、帰住先がなかったり、就労が困難な状況である等、保護観察対象者等の改善更生は厳しい状況にある。また、犯罪者の約3割を占める再犯者によって、約6割の犯罪が行われている現状等もあり、犯罪や非行をした人の再犯防止対策に対する国民や社会のニーズが高まっているものと考えられる。

イ 国が行う必要性

刑事施設等出所後、頼るべき親族等がない等の理由で、更生保護施設に保護を求める者の数は高水準にある。こうした自力では改善更生が困難な保護観察対象者等については、更生保護施設をより積極的に活用し、保護観察対象者等の特性を踏まえ、宿泊場所の供与、食事の給与及び就職の援助とともに、SST、酒害・薬害教育などの専門的処遇を行っている。保護観察対象者等の社会復帰を促進して再犯を防止するためには、国が主体となって更生保護施設を活用したこうした専門的な処遇を効果的に実施していく必要がある。

ウ 現時点で優先して行う緊急性

刑務所出所者等の再犯防止については、上記「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」においても重要課題として取り上げられている。また、昨今の厳しい経済社会情勢から、犯罪前歴者である保護観察対象者が職を見付け自立更生することは困難な状況となっている。こうした状況の下、更生保護施設において、受け入れ人数を増やすと同時にその専門的自立促進プログラムを充実させることは、現時点で優先して行う緊急性があるものと考えられる。

(3) 効率性(効果とコスト)

自力での更生が困難な保護観察対象者等については、宿泊場所の供与、食事の給与、就職の援助とともにSSTや酒害・薬害教育等専門的処遇を行う必要がある者が多いことから、更生保護施設においてはこれらの処遇を個別的又は集団的に実施することができ、当該施策は効率的であると考えられる。

(4) 有効性

ア 手段の妥当性

基本目標を達成するためには、頼るべき親族がない等の理由で自力での改善更生が困難な保護観察対象者等の自立更生を促進する手段を講ずる必要がある。そのためには帰住先のない者等を保護し、専門的処遇を実施する更生保護施設を積極的に活用することは、妥当な手段であると考えられる。

イ 所期の事業効果の発現状況

指標1の全更生保護施設の保護率、指標2の専門的自立促進プログラムの年間実施延べ人数は、それぞれ増加し、いずれも目標値を達成している。これらの結果から、本施策については、一定の効果をあげているものと考えられる。

5. 評価結果の今後の政策への反映の方向性等

【達成目標 1】

本施策については、必要性、効率性、有効性のいずれの観点においても相応に評価できるところである。引き続き、保護観察処遇の充実強化及び関係各省との連携を図り就労支援を推進していくこととする。

なお、社会参加活動に関する評価については、平成21年度には全国統一的な有益性に関する調査を実施し、その調査結果を参考指標として設定することとしている。

【達成目標 2】

長期刑仮釈放者に対する中間処遇が長期刑仮釈放者の社会復帰を促進する上で有効であるという評価結果を踏まえ、引き続き、長期刑仮釈放者に対する中間処遇の推進に努めることとする。

【達成目標 3】

全更生保護施設の保護率、更生保護施設における自立促進プログラムの年間実施延べ人数はともに増加し、更生保護施設の積極的活用を通じた保護観察対象者の自立更生の促進という目標は達成されているといえる。しかし、刑事施設収容者等における高齢者の増加や昨今の厳しい経済社会情勢を考慮すると、今後自力では更生が困難な保護観察対象者等は増加していくと考えられる。そのような者の受け入れ態勢を強化するために、更生保護委託費を一層充実させ、更生保護施設職員の人材育成や専門的処遇プログラムの開発、普及を図っていく予定である。

6. 無駄の削減（行政支出総点検会議指摘事項）の観点からの点検

(1) 評価結果と無駄の削減との関係

【達成目標 1～3】

所期の効果が発揮されており、本施策については継続すべき必要性が高いことから、引き続き実施していくこととしている。

(2) 指摘事項に言及のある見直し事項

該当事項なし。

7. 関係する法令、施政方針演説等（主なもの）

- 更生保護法（平成19年法律第88号）
- 犯罪者予防更生法（昭和24年法律第142号）
- 執行猶予者保護観察法（昭和29年法律第58号）
- 更生保護事業法（平成7年法律第86号）
- 犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008（平成20年12月犯罪対策閣僚会議決定）
 - 第2-2-③ 福祉による支援を必要とする刑務所出所者等の地域生活定着支援の実施
「(前略) また、帰住先が確定しないなどの理由により出所後直ちに福祉による支援が困難な者について、更生保護施設への受入れを促進し、福祉への移行準備及び社会生活に適応するための実効性ある指導・訓練を実施する。」
 - 第2-2-④ 刑務所出所者等の就労先の確保
「地域全体で協力雇用主の拡大を推進する都道府県刑務所出所者等就労支援推進協議会の設置・活用により、地域の経済団体等と連携して刑務所出所者等を雇用する企業を支援する仕組みを整備するなど、製造業や商業に加え、農業等も含めた幅広い産業分野における就労先の確保と円滑な雇用を促進する。」
 - 第2-2-⑤ 入所中から出所後まで一貫した就労支援の実施
「(前略) さらに、刑務所、保護観察所等と公共職業安定所とが連携し、担当者制によるきめ細かな職業相談・職業紹介の実施、試行雇用制度の活用等の刑務所出所者等就労支援事業を推進する。」
 - 第2-2-⑧ 保護観察における処遇の充実強化

「処遇に特段の配慮を要する保護観察対象者に対する保護観察官の直接処遇の実施や直接的関与の強化及び保護観察における特定の犯罪的傾向の改善を目的とする各種処遇プログラムの充実により、再犯防止対策を推進する。また、保護観察対象少年について、家庭環境や交友関係等の問題の改善に向けた処遇を行うことを検討する。」

第4-4-③ 薬物乱用防止に向けた取組の推進

「薬物需要の削減を図るため、「第三次薬物乱用防止五か年戦略」（平成20年8月22日薬物乱用対策推進本部決定）に基づき、薬物乱用防止に係る予防啓発活動を推進するとともに、受刑者、少年院在院者及び保護観察対象者に対する処遇プログラムの実施等による再乱用を防止する。（後略）」

- 子ども安全・安心加速化プラン（平成18年6月20日犯罪対策閣僚会議・青少年育成推進本部合同会議了承）

Ⅲ-1-（1）

「矯正施設、更生保護機関と職業安定機関の連携強化を図り、少年院在院者や保護観察中の少年等に対する就労支援や、協力雇用主の拡大を行う総合的就労支援策を推進する。」

- 犯罪から子どもを守るための対策（平成18年12月19日犯罪対策閣僚会議に報告）

第1章-第1節-3-（2）

「受刑者及び保護観察中の者を対象とする『性犯罪者処遇プログラム』を平成17年度中に策定し、平成18年度から実施している。また、再犯防止の観点から、引き続き仮釈放審理の充実や保護観察の充実強化を図っていく。」

8. 備考

※1 「プログラム受講者の問題性（評点）」

性犯罪に結び付く問題性（性に関する誤った考え方，再び性犯罪をしないための動機付けや具体的計画の不足等）を点数化して評価するものであり，問題性が大きいほど高得点となる。

※2 「専門的自立促進プログラム」

入所者の問題性に応じ，対人関係の改善を目的とする認知行動療法の1つである「SST（Social Skills Training：社会生活技能訓練）」や，薬物・アルコールの知識を付与し，薬物等に依存しない生活を築かせる「酒害・薬害教育」などの処遇プログラムを実施するものである。

「SST」とは，日常生活の様々な場面での適切な振る舞い方を身に付けさせるため，認知行動療法に基づいて，周囲の人との円滑なコミュニケーションのとり方を学習させるものである。

「酒害・薬害教育」とは，犯罪や非行の原因に薬物や飲酒の問題がある被保護者に対し，再使用防止のために必要な教育や，退所後の医療・福祉機関の調整等を行うことを目的としている。

※3 「覚せい剤事犯保護観察対象者に対する簡易薬物検出検査」

保護観察所において，覚せい剤事犯保護観察対象者に対して，定期的に保護観察官による簡易試薬を用いた検査を実施することにより，当該保護観察対象者の断薬努力の達成感を与え，もって，断薬意思の強化及び持続を図るものである。

※4 「性犯罪保護観察対象者に対する性犯罪者処遇プログラム」

性犯罪により刑を言い渡された仮釈放者及び保護観察付執行猶予者に対し，保護観察官との個別又は集団面接方法により，認知行動療法（問題行動の原因となる自らの認知の誤りやゆがみ，行動面における問題，情緒面における問題に気付かせ，これを修正させることによって，問題行動自体を変容，改善させようとする心理療法）の理論を基礎とした処遇プログラムを実施することにより，当該仮釈放者及び保護観察付執行猶予者に，性犯罪に結び付く要因を認識させ，再犯防止に向けた動機付け等の指導を実施するものである。

※5 「中間処遇実施予定者の選定率」

長期刑受刑者のうち，中間処遇実施予定者として選定され得る「仮釈放の法定期間の末日を経過した長期刑受刑者」数に占める「中間処遇実施予定者」に選定された者の数の割合をいう。

※6 「10の評価項目」

10の評価項目とは，①性的活動への固執，②ストレス解消方法としての性的活動，③性犯罪を許容する認知，④問題解決スキル，⑤対人関係スキル，⑥他人への共感性，⑦社会的サポート，⑧再犯防止の計画，⑨保護観察に対する態度，⑩動機付けとなっている。

平成20年度事後評価実施結果報告書

1. 政策名等

政策名	破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施		
評価対象 施策名等	破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施		
施策の基本目標	【政策体系上の位置付け：Ⅱ－7－（1）】 破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行うことを通じて、公共の安全の確保を図る。		
予算額	平成20年度予算額：2,596百万円		
評価実施時期	平成21年8月	所管部局	公安調査庁
評価方式	総合評価方式		

2. 基本的考え方

(1) 課題・ニーズ

オウム真理教（以下「教団」という。）は、依然として麻原彰晃こと松本智津夫（以下「麻原」という。）の影響下にあり、現在も無差別大量殺人行為に関する危険な要素を保持し、教団に対しては、多くの国民が今なお不安感を抱いている。

また、国際テロや北朝鮮に関する諸問題等が、我が国の公共の安全の確保にとって重大な懸案事項となっている情勢において、こうした懸案を解決するためには、政府・関係機関が確度の高い情報を適時に入手する必要がある。

(2) 目的・目標

破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行うことを通じて、公共の安全の確保を図ることを目的とする。

(3) 具体的内容

ア 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（以下「団体規制法」という。）に基づく教団に対する観察処分^{*1}を厳正に実施する。具体的には、教団に対する調査を、全国的かつ組織的に展開するほか、特に必要があると認められるときには公安調査官による立入検査を行う。また、関係地方公共団体の長からの調査結果提供要請に対しては、迅速かつ適切に対応する。

イ 公安調査庁は、内閣情報会議及び合同情報会議、その他政府の重要案件に関する会議の構成員として情報貢献が求められている。加えて、「官邸における情報機能の強化の方針」（平成20年2月14日情報機能強化検討会議決定）では、公安調査庁について「我が国及び国民の安全・安心を確保するため、北朝鮮、国際テロ、大量破壊兵器拡散等の問題に関する情報収集能力を更に強化する」とされている。また、「カウンターインテリジェンス^{*2}機能の強化に関する基本方針」（平成19年8月カウンターインテリジェンス推進会議決定）に基づく各種施策の平成20年4月からの実施（一部を除く。）に伴い、カウンターインテリジェンス関連情報の収集についても更に強化する必要がある。

そこで、破壊活動防止法及び団体規制法に基づく破壊的団体等の規制に関する調査の過程において、より確度の高い情報を入手するため、情報ニーズを適切に把握した上で、

- ・ 情報収集及び分析・評価能力の向上

- ・ 情勢の変化に応じて特別調査体制を敷くなど、時々の優先すべき課題に沿った柔軟な対応
- ・ 外国関係機関等との連携強化

等を行う。また、上記調査の過程で得られる情報については、「内外情勢の回顧と展望」等の各種作成資料を必要に応じて適時・適切に官邸を始め関係機関に提供するほか、内外の公安情勢に関する情報の一部については、引き続き、ホームページに掲載して国民に情報提供する。

3. 評価手法等

- (1) 教団に対する観察処分を厳正に実施することができたかどうかについては、教団の活動状況（組織及び活動の実態）及び危険性（麻原の影響力、危険な綱領の保持等）の解明の度合いや関係地方公共団体の長からの調査結果提供要請への対応状況（立入検査回数、施設数、動員した公安調査官数、関係地方公共団体に対する情報提供件数）、地域住民との意見交換会の開催状況（実施回数、参加者数）について、総合的に分析する。
- (2) 破壊活動防止法及び団体規制法に基づく破壊的団体等の規制に関する調査の過程で得られる情報を、必要に応じて適時・適切に政府・関係機関及び国民に対し提供することができたかどうかについては、情報の提供状況（情報提供の正確性、適時性、迅速性）及びホームページへのアクセス件数を検証する。また、より確度の高い情報の入手を目的とした、情報収集及び分析・評価能力向上のための態勢強化の状況について検証する。さらに、カウンターインテリジェンス啓発研修参加者のアンケート結果を分析する。
- 以上により、本政策をめぐる問題点を分析・把握し、今後の本政策の方向性について検討する。

4. 評価結果等

(1) 平成20年度に実施した政策（具体的内容）

ア 教団に対する観察処分の厳正な実施

以下のとおり、教団に対する観察処分を厳正に実施した。

(ア) 教団施設に対する立入検査等

公安調査庁は、教団に対する観察処分の実施のため、団体規制法に基づき、必要な調査を行ったことに加え、平成20年度においては、合計19回にわたり、延べ36施設に対し、公安調査官延べ628人を動員して立入検査を実施した。その内訳として、平成18年1月更新の観察処分に基づく立入検査は、30施設に対し、561人を動員して17回実施した。平成21年1月更新の観察処分に基づく立入検査は、6施設に対し、67人を動員して2回実施した。

○過去5か年における立入検査実施状況（単位：回、延べ施設、延べ人）

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
実施回数	24	24	19	18	19
施設数	29	32	62	41	36
動員数	559	710	883	683	628

平成18年度は、麻原の死刑判決確定を受け、教団の活動状況を明らかにするため立入検査を行う必要性がより一層高まった。そこで、平成18年9月16日、16都道府県に所在する25か所の教団施設に対し、公安調査官175人を動員して一斉に立入検査を実施したことから、施設数、動員数とも、他の年度と比較すると多くなっている。

(イ) 教団からの報告徴取

公安調査庁長官は、平成20年5月、8月及び11月の3回にわたり、教団から、教団の役職員及び構成員の氏名及び住所、教団の活動の用に供されている土地及び建物の所在及び用途、教団の資産等の事項等について報告を受けた。

上記立入検査及び教団からの報告徴取等により、教団については、

- ・ 平成20年12月31日現在、国内に出家信徒約500人、在家信徒約1,000人、ロシア連邦内に信徒約200人を擁し、また、国内に15都道府県下30か所の拠点施設及び約80か所の信徒居住用施設、ロシア連邦内に数か所の拠点施設を確保している
- ・ 現在においても依然として、麻原及び麻原の説く教義が教団の存立の基盤をなしていると認められ、麻原が、その活動に絶対的ともいえる影響力を有している
- ・ 教団の活動に反対する勢力や悪業を積む者を殺害することも正しいなどとする、殺人を暗示的に勧める内容を含む「綱領」を保持している
- ・ 組織拡大に向けて活発な活動を展開している
- ・ 組織体質は、依然として閉鎖的・欺まんのである

ことなどが明らかになるとともに、教団の活動状況を継続して明らかにする必要が認められた。

そこで、公安調査庁長官は、平成20年12月1日、公安審査委員会に対し、平成18年1月23日付け同委員会決定によりその期間が更新された観察処分について、その期間の更新を請求した。公安審査委員会は、平成21年1月23日、公安調査庁長官による同観察処分の期間の更新の請求につき審査を行った結果、団体規制法第5条第4項^{*3}の規定に基づき、同観察処分の期間を更新する決定を行った（平成21年1月30日官報公示）。

観察処分の期間更新が認められたことにより、同教団による活動状況の定期報告徴取、公安調査官による教団施設への立入検査及びそれらの調査結果の関係地方公共団体への提供等が継続して可能となった。これを受け、公安調査庁長官は、平成21年2月、教団から、教団の役職員及び構成員の氏名及び住所、教団の活動の用に供されている土地及び建物の所在及び用途、教団の資産等の事項等について報告を受けた。

このように、観察処分の厳正な実施により、教団が現在も危険な要素を保持している実態が解明され、観察処分の期間の更新の請求が適正になされた結果、平成21年2月以降も引き続き教団の活動実態を明らかにすることが可能となった。

また、観察処分に基づく調査結果については、平成20年度において、22関係地方公共団体の長から延べ45回にわたり情報提供の請求を受け、延べ53回にわたり情報提供を行った。その結果、提供先の地方公共団体から一定の評価を得るとともに、継続的な調査結果に関する情報提供の請求を受けていることから施策の有効性が認められる。

○過去5か年における関係地方公共団体への情報提供回数

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
請求を行った関係地方公共団体数	17	18	16	17	22
請求回数	40	42	50	39	45
提供回数	42	47	48	46	53

関係地方公共団体の長からは、継続的に観察処分に基づく調査結果の提供につき請求があり、関係自治体における教団の活動に対する警戒心は依然として高いものと認められる。

調査結果の提供については、関係地方公共団体の長からの請求があって行われるものであるところ、継続的に請求がなされているのは、地方自治体における教団への警戒心が依然として高いことに加え、当庁からの提供内容が有益かつ必要であるとの理解が得られた結果であるものと認識している。

また、教団施設の存する地域の住民の不安感の軽減等に資するため、意見交換会を開催した（実施回数10回、参加者数延べ190名）。意見交換会については、地域住民から継続的な開催を求められており、地域住民の不安感を軽減する上で一定の効

果があったと考える。

なお、政府は、平成21年4月、団体規制法の規定に基づき、平成20年1月から同年12月までの間における同法の施行状況を国会に報告した。

○過去5か年における地域住民との意見交換会開催状況 (単位：回、延べ人)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
実施回数	1	3	3	5	10
参加者数	15	65	70	80	190

地域住民の要望を受けて開催する地域住民との意見交換会の回数は増加傾向にあり、地域住民が教団に抱く不安感・恐怖感は依然として高いものと認められることから、同交換会の継続開催について必要性が高まっているものと認められる。

実施回数の増加は、同交換会の有益性及び必要性について地域住民の理解が得られた結果であるものと認識している。

イ 破壊的団体等に関する調査及びその過程で得られた情報の提供

破壊的団体等に関する調査及びその調査の過程で得られた情報を提供するため、以下の項目を実施した。

(ア) 情報収集及び分析・評価能力の向上

- 国際テロ関係では、テロ組織等に関する証拠の準備を担当する国際破壊活動対策室を平成19年4月に本庁に新設して以降も、国内外の関係機関との協力関係を一層強化するなど、国際テロ関連立証体制を整備することで調査体制の強化を図った。
- 平成20年7月に開催された主要国首脳会合(北海道洞爺湖サミット)に際して、我が国におけるテロの発生を未然に防止するため、「G8サミット関連特別調査本部」(平成19年4月設置)を中心とした全庁的な態勢を継続した。さらに、国際テロ調査体制を地方レベルでも拡充・整備するなど、調査体制を強化した。
- 北朝鮮関係では、担当調査官を増員し、調査体制の強化及び情報収集能力の向上を図った。
- カウンターインテリジェンス関係では、平成20年4月から施行(一部を除く。)された「カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針」(平成19年8月カウンターインテリジェンス推進会議決定)に基づき、職員のカウンターインテリジェンス意識啓発を目的とした研修等を実施した(同研修等の参加者に対するアンケート調査の結果、参加者の95パーセントが「カウンターインテリジェンスに関する意識が向上した」と回答)。

○カウンターインテリジェンスに関する研修員に対するアンケート結果

研修全般の内容について		
質問事項	割合	主な感想
意識が向上した	95%	カウンターインテリジェンス意識が向上し有効
意識は変わらなかった	5%	以前からカウンターインテリジェンスについて承知していた

- 大量破壊兵器拡散関係では、諸外国及び国内関係省庁との緊密な情報交換を実施した。
- 官邸を始めとする政府・関係機関との連絡を密に行うなどして、情報ニーズの把握に努め、情報収集の的確性・迅速性の向上を図った。
- 本庁において分析担当調査官による各種会議、検討会、外部の有識者との意見交換等を定期的あるいは随時に開催し、国際テロや北朝鮮問題等の重要課題に関する現状、情勢認識、今後の対応等について協議・検討することにより、分析・評価能力の向上を図った。

- ・ 外国関係機関等との更なる関係強化を図り、種々の重要課題に関するより頻繁・詳細な情報・意見の交換を行い、情報収集及び分析・評価能力の向上を図った。
- ・ これらの各種会議、検討会等の結果を本庁内関係部署、各公安調査局及び各公安調査事務所にフィードバックし、公安調査官の専門的知見の向上を図り、適時・的確な情報収集及び分析・評価能力の向上を図った。

(イ) 破壊的団体等に対する調査

破壊的団体等に対する調査のため、以下の取組を実施した。

- ・ 国際テロ関係では、国際テロ組織の動向、国内における国際テロ組織との関連が疑われる者の存否やその活動実態、国際テロ組織関係者の我が国に対する働き掛け及び出入国の動向などの適時・的確な把握に集中的に取り組むなど、テロの未然防止のための調査を実施した。
- ・ 北朝鮮関係では、朝鮮総聯の組織及び活動の実態、北朝鮮の国内情勢、対外・対日動向などに関する幅広い調査を実施するとともに、日本人拉致問題や核・ミサイル問題をめぐる動向など、我が国の公共の安全に影響を及ぼす不法有害活動を最重点に情報収集を行った。
- ・ カウンターインテリジェンス関係では、我が国の秘匿された重要情報等の保護に資する情報の収集に努めた。
- ・ 外事関係では、我が国の尖閣諸島領有に抗議する中国、香港、台湾の反日団体の動向把握や、北方領土問題をめぐるロシア国内の言動等に関する情報収集に努めた。
- ・ 国内公安動向では、在日米軍再編問題や成田空港問題などをめぐる過激派等の動向、日本人拉致問題や領土問題、海洋権益問題、靖国神社参拝などをめぐる右翼団体の活動などに関して調査を実施した。
- ・ これらの調査に当たっては、外国関係機関等とも緊密な情報交換を実施した。上記取組の下、迅速・的確・効率的な関連情報の収集・分析に注力した結果、以下のとおり、それら関連情報を情報の質やニーズの緊急性に応じて適切かつ効率的に政府・関係機関等に提供することに努めた。

・ 情報収集及び分析・評価能力の向上並びに破壊的団体に対する調査を通じて収集・分析した情報については、随時、内閣総理大臣、内閣官房長官等に直接報告したほか、政府部内の各種会議（内閣情報会議、合同情報会議等）を通じ、あるいは担当官が関係省庁に直接赴くなどして、迅速に提供した。

・ 出入国管理及び難民認定法に基づく、いわゆる法務大臣のテロリスト認定に適切に対応するとの観点から収集した情報について、関係機関への提供に努めた。

・ 平成20年12月に、内外の公安情勢について取りまとめた「内外情勢の回顧と展望」を公表したのを始め、随時、各種作成資料を政府・関係機関等に配布した。また、公安調査庁のホームページ（<http://www.moj.go.jp/KOUAN/>）において、「最近の内外情勢」、「内外情勢の回顧と展望」及び教団に対する団体規制法の施行状況等に関する情報を掲載し、国民への情報提供を行った。同ホームページへのアクセス件数は、平成19年度においては155,752件、平成20年度においては105,507件であった。

○ホームページアクセス件数

	平成19年度	平成20年度
アクセス件数	155,752	105,507

なお、平成20年度のアクセス数が減少しているのは、平成19年度に、公安調査庁が各種のメディアに取り上げられたことが影響しているものと考えられる。引き続き、適時・的確な情報をホームページに掲載するよう努める。

(2) 必要性

ア 国民や社会のニーズ

平成20年度において、法務大臣や公安調査庁長官等に対して、2 地方公共団体及び10団体から教団に対する活動の規制強化等を求める要望書等が提出されるなど、教団に対しては、教団施設が存する地域の住民等が依然として不安感を抱いており、その不安感を払拭する必要がある。

また、国際テロ、北朝鮮に関する諸問題のほか、大量破壊兵器拡散問題を始めとした外国情報機関による我が国の秘匿された重要情報の入手活動等が、我が国の公共の安全の確保にとって重大な懸案事項となっている。

イ 国が行う必要性

観察処分は、無差別大量殺人行為を行った団体が現在も危険な要素を保持していると認められる場合に行われるものであり、公共の安全確保のため国が行う必要がある。

また、国際テロ、北朝鮮に関する諸問題のほか、大量破壊兵器拡散問題を始めとした外国情報機関による我が国の秘匿された重要情報の入手活動等が、我が国の公共の安全の確保にとって重大な懸案事項となっている。このような情勢において、問題に迅速に対応するため、国の情報機関が適時・的確な情報を収集する必要がある。

ウ 現時点で優先して行う緊急性

団体規制法の規定に基づく観察処分を適切に実施していかなければならない。また、「官邸における情報機能の強化の方針」等に基づき、情報収集に努めていく必要がある。

(3) 効率性（効果とコスト）

ア 教団の実態を解明する上で、仮に観察処分がないとすれば、教団の活動状況及び危険性などに関する情報は、公安調査官が、教団内部の状況を知り得る立場の者から任意で収集し、その真偽等も含めて内容を評価・分析することとなり、時間的・労力的に多大な負担を伴うだけでなく、解明が極めて困難となる。一方、立入検査は、公安調査官が教団施設の内部を直接検分できることから、教団の実態把握と教団から徴した報告の真偽を確認する手段として、効率性の高い措置である。加えて、再発防止処分の必要性を適時・的確に把握する上においても、効率性の高い措置であると考えられる。また、関係地方公共団体の長からの調査結果提供要請については、提供先から一定の評価を得ていること及び継続的な調査結果提供の請求を受けていることから施策の効果が認められる。さらに、意見交換会についても、地域住民から継続的な開催を求められており、地域住民の不安感を軽減する上で一定の効果があつたと考える。

イ 北海道洞爺湖サミットの開催に際して特別調査体制を敷き、迅速・的確・効率的な関連情報の収集・分析に注力するなど、情勢の変化に応じて柔軟に対応した。また、緊急性の特に高い情報は随時、政府・関係機関へ直接提供した。さらに、その他の情報については各種資料を作成して配付したり、ホームページに掲載するなどした。このように、情報の質やニーズの緊急性に応じた適切かつ効率的な提供を行った。

(4) 有効性

ア 手段の妥当性

立入検査は、公安調査官が教団施設の内部を直接検分できることから、教団の実態把握と教団から徴取した報告の真偽を確認する手段として、効率性ばかりではなく有効性の高い措置でもある。また、再発防止処分の必要性を適時・的確に把握する上においても有効性の高い措置であると考えられる。さらに、意見交換会についても、地域住民から継続的な開催を求められており、地域住民の不安感を軽減する上で有効であると考えられる。

また、北海道洞爺湖サミットの開催に際して特別調査体制を敷くなど、情勢の変化に応じて柔軟に対応した。さらに、緊急性の高い情報は随時、政府・関係機関に直接提供した。その他の情報については各種資料を作成して配付したり、ホームページに掲載するなどした。このように情報の質やニーズの緊急性に応じた適切かつ効率的な提供は手段として妥当であつたと考えられる。

イ 所期の事業効果の発現状況

(ア) 教団施設への立入検査及び教団からの報告徴取により、教団が現在も危険な要素を保持していると認められたことから、公安調査庁長官は、平成20年12月1日、公安審査委員会に対し、平成18年1月23日付け同委員会決定によりその期間が更新された観察処分について、その期間の更新を請求した。公安審査委員会は、平成21年1月23日、公安調査庁長官による同観察処分の期間の更新の請求につき審査を行った結果、団体規制法第5条第4項の規定に基づき、同観察処分の期間を更新する決定を行った。(平成21年1月30日官報公示)

また、情報提供については、これまでに提供先の関係地方公共団体から、「教団の活動実態が分かり、地域住民の不安解消に役立った」などの一定の評価を得ている上、継続的な調査結果提供の請求を受けている。

(イ) 公安調査庁は、平成19年4月に「G8サミット関連特別調査本部」を設置し、平成20年度においても継続して北海道洞爺湖サミットの開催に際して特別調査体制を敷いた。このような体制の下、迅速・的確・効率的な関連情報の収集・分析に注力するなど、情勢の変化に応じて柔軟に対応し、その時々々の情報ニーズに応じた情報を政府・関係機関に提供したところ、提供先から更に継続的な情報提供を要請されるなど一定の評価を得た。

5. 評価結果の今後の政策への反映の方向性等

この結果を踏まえ、現在の方向性は効果的であると考えるところ、更に教団の活動状況及び危険性を解明するため、教団に対する調査体制の強化を図り、観察処分を更に厳正に実施する。

また、上記と同様、引き続き「官邸における情報機能の強化の方針」(平成20年2月14日情報機能強化検討会議決定)等に基づき、これまでと同様、我が国及び国民の安全・安心を確保することに寄与するため、北朝鮮、国際テロ、大量破壊兵器拡散等の問題に関する情報収集及び分析・評価能力を質・量ともに一段と向上させ、調査体制を充実強化していく必要がある。

6. 無駄の削減(行政支出総点検会議指摘事項)の観点からの点検

(1) 評価結果と無駄の削減との関係

所期の効果が十分発揮されており、本施策については継続すべき必要性が高いことから、引き続き実施していくこととしている。

(2) 指摘事項に言及のある見直し事項

該当事項なし。

7. 関係する法令、施政方針演説等(主なもの)

- 公安調査庁設置法(昭和27年法律第241号)第3条
- 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条、第7条
- テロの未然防止に関する行動計画(平成16年12月10日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定)
第3-6-⑩ 関係機関が一体となったテロ関連情報の収集の強化等
- 第164回国会における内閣総理大臣施政方針演説(平成18年1月20日)
「テロの未然防止を図るため、情報の収集・分析、重要施設や公共交通機関の警戒警備等の対策を徹底いたします。」
- カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針(概要)(平成19年8月カウンターインテリジェンス推進会議決定)
「カウンターインテリジェンスに関する情報の収集・共有、カウンターインテリジェ

ンス意識の啓発，事案対処，管理責任体制の構築について，政府統一的に取り組むものとする。」

- 第169回国会における内閣総理大臣施政方針演説（平成20年1月18日）
「テロとの闘いや大量破壊兵器の不拡散問題に積極的に取り組みます。」
- 官邸における情報機能の強化の方針（平成20年2月14日情報機能強化検討会議決定）
 - 2－（2）－① 対外的情報収集機能の強化
「国際テロ，大量破壊兵器拡散，北朝鮮等の問題に関する情報は，我が国の安全保障又は国民の安全に直接かかわるところであり，その収集は喫緊の課題であって，これらの国や組織の意図を把握する必要性は増大している。」
 - 2－（2）－② その他の情報収集機能の強化
「我が国の国民の安全・安心を確保するため，北朝鮮，国際テロ，大量破壊兵器拡散等の問題に関する情報収集能力を更に強化する。（公安調査庁）」
- 犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008（平成20年12月犯罪対策閣僚会議）
 - 第6－1－③ 国際社会におけるテロ対策協力・支援の強化
 - 第6－4－① テロの未然防止に向けた国内外における情報収集・分析機能の強化
 - 第6－4－② カウンターインテリジェンス機能の強化
 - 第6－7－① 大量破壊兵器及び関連物資・技術等の拡散防止に向けた体制の強化等
 - 第6－8－② 拉致容疑事案等への対応強化のための情報収集機能の強化
 - 第7－1－② 治安関係職員の増員

8. 備考

※1 「観察処分」

過去に無差別大量殺人行為を行った団体が現在も危険な要素を保持している場合に当該団体の活動状況を継続して明らかにするために行う処分。「観察処分」の内容は，①公安調査庁長官が当該団体から一定事項について定期の報告を受けること（報告徴取），②当該団体の活動状況を明らかにするために特に必要があると認められるときに，団体が所有又は管理する土地又は建物に立ち入って，必要な物件を検査すること（立入検査）であり，観察処分に基づく調査結果については，関係地方公共団体の長に対して提供することができる旨団体規制法に規定されている。

※2 「カウンターインテリジェンス」

外国による諜報活動を阻止し，情報漏えいその他の国益を害する事態を予防する活動。

※3 「団体規制法第5条第4項」

観察処分は，三年を超えない期間を定めて行われるものであるが，当初定めた期間が経過しても，引き続き被処分団体が危険な要素を保持しており，かつ，その活動状況を継続して明らかにする必要があると認められる場合には，公安審査委員会は，公安調査庁長官の請求により，観察処分の期間を更新することができる。

平成20年度事後評価実施結果報告書

1. 政策名等

政策名	人権の擁護		
評価対象	人権の擁護		
施策名等	【政策体系上の位置付け：Ⅲ-10-(1)】		
施策の基本目標	人権の擁護に関する施策を総合的に推進し、人権が尊重される社会の実現に寄与する。		
予算額	平成20年度予算額：3,644百万円		
評価実施時期	平成21年8月	所管部局	人権擁護局
評価方式	総合評価方式		

2. 基本的考え方

(1) 課題・ニーズ

今日においても、子ども、高齢者、障害のある人への虐待、配偶者・パートナーからの暴力、自殺にいたるような深刻な「いじめ」など、人権が侵害される事案は後を絶たない。また、最近では、インターネットを利用した人権侵害も増加しており、これらの人権問題は大きな社会問題となっている。

このような現状において、人権が尊重され、人権侵害が生起しない社会の実現がより一層求められている。

(2) 目的・目標

本施策は、人権の擁護に関する施策を総合的に推進し、人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的としている。上記のような状況を踏まえると、すべての人がお互いの人権を尊重しながら共に生きる社会を実現するためには、国民の一人一人が人権尊重の理念を正しく理解することが重要と考えられる。このような理解を深めるため、国民一人一人の心に訴える人権啓発を行い、人権尊重思想の普及高揚を図っていく必要がある。

また、人権侵害事案が発生した場合は、その内容を把握・認知できるよういつでも気軽に相談できる体制を整えるとともに、人権侵害が認められる場合は迅速的確に救済措置を講ずることができる調査救済体制を整えておく必要がある。

(3) 具体的内容

ア 人権啓発の更なる推進

市民参加型の方式を取り入れつつ、幅広い各種の啓発活動を総合的に実施することにより、広く人権尊重思想の普及高揚を図るため、平成20年度は東京都と京都市において、人権啓発フェスティバルを開催する。その他、ハンセン病患者等に対する偏見・差別を解消するため、ハンセン病に関する「夏休み親と子のシンポジウム」を岡山市と前橋市で開催することなどを予定している。

また、国際連合において、昭和23年12月10日に世界人権宣言が採択されたのを記念し、翌年の昭和24年から、毎年、12月10日の人権デーを最終日とする1週間を「人権週間」と定め、人権尊重思想の普及高揚のための啓発活動を展開しているが、平成20年は、世界人権宣言採択60周年を迎える。そこで、「人権週間」に合わせて、同宣言の意義と重要性をあらゆる年齢層に一斉に周知し、更なる人権尊重思想の普及高揚を図るため、記念シンポジウムの開催やポスター・リーフレットを配布するなどの啓発活動を総合的・一体的に実施する。

イ 人権相談・調査救済体制の整備

様々な人権問題の解決を図るため、法務局・地方法務局及びその支局における常設人権相談所のほか、デパートや公共施設等において特設人権相談所やインターネット

による相談窓口など、面談、電話及びインターネットなど様々な手段によって、いつでも気軽に人権相談ができる環境を整える。

- 特に、子ども、高齢者、障害のある人及び女性などに関する人権問題については、
- (ア) 専用相談電話「子どもの人権110番」及び「女性の人権ホットライン」の設置
 - (イ) 手紙による人権相談「子どもの人権SOSミニレター（便せん兼封筒）」の全国の小・中学生への配布
 - (ウ) 高齢者施設、知的障害者更生施設などの社会福祉施設等における特設相談所の開設

等により、人権侵害等の状況の内容の把握に努める。

その結果、人権侵害が認められる場合は、迅速的確に救済措置を講ずる。

3. 評価手法等

啓発活動の実施状況、啓発活動の参加人数等の国民の参加状況及び啓発活動参加者に対するアンケート結果等を概観する。また、法務局及び地方法務局が扱う人権侵犯事件（とりわけ、潜在化しやすい子どもや障害のある人等の社会的弱者に対する人権侵犯事件）及び人権相談の内容・件数の動向等を分析する。さらに、内閣府が実施した「人権擁護に関する世論調査（平成19年6月調査）」を利用し、人権課題（子ども、障害のある人、女性など）ごとに関心の高かった人権上の問題点との比較検討を行う。これらにより、本施策の問題点等を把握し、その要因を分析・評価する。

4. 評価結果等

(1) 平成20年度に実施した政策（具体的内容）

ア 人権啓発の更なる推進

(ア) 人権啓発フェスティバルの実施

平成20年度は、東京都及び京都市において、人権啓発フェスティバルを開催した。

人権啓発フェスティバルは、法務省をはじめ、文部科学省、開催自治体及び全国人権擁護委員連合会等の多様な主体が同じ時間、空間を活用して、シンポジウム、人権パネル展、啓発映画上映、物産展、コンサート等を一体的、総合的に行うものである。法務省の人権擁護機関では、主催者の一員として人権啓発フェスティバル実行委員会に参加する等運営に積極的に関わり、高校生と著名人の人権メッセージ展、ハンセン病パネル展等の実施のほか、シンポジウム及び人権啓発資料展等を委託により実施した。人権啓発フェスティバルは、明るく楽しい雰囲気の中で、多くの人が参加できる形態の総合的な啓発事業であり、参加した多くの地域住民に対して、人権啓発を行った。

過去5カ年における人権啓発フェスティバルの実施状況は次のとおりである。

(表1) ○人権啓発フェスティバルの実施状況

開催年	開催都道府県	会場	開催日時	参加者数
平成16年	岡山県	コンベックス岡山	8/28(土), 29(日)	34,000人
	埼玉県	大宮ソニックシティ	10/30(土), 31(日)	22,500人
平成17年	愛知県	愛知芸術文化センター	7/23(土), 24(日)	45,000人
	栃木県	栃木県立宇都宮産業展示館	10/1(土), 2(日)	38,000人
平成18年	大分県	ビーコンプラザ	9/30(土), 10/1(日)	21,000人
	北海道	北海道立道民活動センター	11/3(祝), 4(土)	6,000人
平成19年	福島県	ビッグパレットふくしま	10/7(日), 8(祝)	52,000人
	和歌山県	和歌山ビッグホエール	11/17(土), 18(日)	52,500人
平成20年	東京都	東京都庁周辺	8/23(土), 24(日)	41,000人
	京都府	みやこめっせ	11/8(土), 9(日)	48,580人

平成20年度の人権啓発フェスティバルにおいて実施したアンケートの結果は次のとおりである。

なお、アンケートは開催自治体がアンケート用紙を作成して来場者に配布し、会場内において回収する方法で実施している。

アンケートの回収数は、東京920件、京都208件となっている。

○参加者年齢別

年 齢	東京	京都	全体に占める割合
20歳未満	75人	7人	7.4%
20代	67人	8人	6.8%
30代	138人	29人	15.1%
40代	168人	33人	18.1%
50代	174人	36人	18.9%
60代以上	289人	85人	33.7%
無回答	9人	10人	
合計	920人	208人	100.0%

○人権に関するイベントへの参加経験

(当該項目については京都でのみアンケートを実施)

参加回数	東京	京都	全体に占める割合
初めて		113人	60.1%
1～2回		21人	11.2%
3～4回		18人	9.6%
5回以上		36人	19.1%
無回答		20人	
合計		208人	100.0%

人権に関するイベントに初めて参加した人の割合が60.1パーセントと半数を超えており、当該イベントを通じて様々な、人権問題について考えてもらう機会を提供するという所期の目的に対し、十分な効果があったと評価できる。

他方、参加者の年齢別の構成は、少子化社会、高齢化社会であることを踏まえても、40代から60代の参加者で7割以上占められている一方、20代の参加者は6.8パーセント、20代未満の参加者は7.4パーセントに止まっていることから、今後は20代以下の参加者数を増加させる方策を検討する必要がある。

なお、人権啓発フェスティバルで行われたイベントについて、参加者の多かったものは、次のとおりである。

○参加者数上位イベント

順位	東京	京都
1	パネル展	展示販売ブース
2	物産販売	物産展
3	キャラクターショー	著名人によるトークショー
4	人権ポスター展	人権啓発資料展

※ アンケート結果を基に作成

今後は、さらに講演会、シンポジウム等のより啓発効果の高いイベントにも参加してもらえよう、イベント内容やプログラムを検討する必要がある。

また、今回のアンケートでは、それぞれの開催自治体がアンケート用紙を作成したため、人権啓発フェスティバル全体に対する評価項目が設けられていなかった。平成21年度からは、実行委員会において、アンケート項目に人権啓発フェスティバ

ル全体に対する評価項目を設ける旨を決定している。

(イ) ハンセン病に関する「夏休み親と子のシンポジウム」の実施

平成17年度より、ハンセン病患者等に対する偏見・差別を解消するため、法務省の人権擁護機関が主体となって、ハンセン病に関する「夏休み親と子のシンポジウム」を開催しており、平成20年度は岡山市及び前橋市で開催した。同シンポジウムは、ハンセン病施設を有する都道府県において、小・中・高校生やその親等をはじめとする地域住民に対し、ハンセン病を正しく理解してもらうため、医療関係者、ハンセン病元患者の基調講演と中・高校生によるパネルディスカッション、ファミリーコンサート及びハンセン病啓発ビデオの上映の3部構成で行っている。

過去4か年の同シンポジウムの実施状況は次のとおりである。

(表2) ○ハンセン病に関するシンポジウム

開催年	開催都道府県	会場	開催日時	参加者数
平成17年	東京都	江東区文化センター	8/31(水)	550人
	福岡県	アクロス福岡	8/28(日)	200人
平成18年	青森県	県民福祉プラザ	7/26(水)	300人
平成19年	鹿児島県	サンエールかごしま	7/31(火)	400人
平成20年	岡山県	さん太ホール	7/27(日)	300人
	群馬県	前橋テルサ	8/4(月)	400人

ハンセン病に関する「夏休み親と子のシンポジウム」については、毎年アンケートを実施しており、その結果は次のとおりである。

開催年度	平成17年		平成18年	平成19年	平成20年	
開催都道府県	東京	福岡	青森	鹿児島	岡山	群馬
参加者数	550人	200人	300人	400人	300人	400人
アンケート回収数		104	77	153	184	96
高評価者数※		98	76	133	177	91
高評価率		94.2%	98.7%	86.9%	96.2%	94.8%

※ 「高評価者数」とは、「シンポジウムがハンセン病やハンセン病に関する差別などを知ること役立つか」との問いに対して、「とても役に立った」、「役に立った」と回答した者の総数を示す。

平成20年度においては、高評価率が95パーセント以上であり、ハンセン病患者等に対する偏見・差別を解消するという所期の目的に対して十分な効果があったと評価できる。

(ウ) 人権週間に合わせた各種啓発活動の実施

平成20年度は、世界人権宣言採択60周年に当たり、世界人権宣言が採択された12月10日を最終日とする「人権週間」に合わせて、各地の法務局・地方法務局や人権啓発活動ネットワーク協議会*が中心となり、様々な啓発活動を総合的・一体的に実施した。当該啓発活動のうち、主なものの実施状況は、次のとおりである。

(表3) ○主な啓発活動の状況

開催年	啓発活動の種類	実施数	参加者数	参加者数(平均)	報道回数	アンケート実施数
平成20年	街頭啓発型	23	—	—	48	0
	講演会・シンポジウム型	14	4,644人	332人	16	3
	ミニフェスティバル型	28	72,925人	2,604人	39	12
	パネル等展示型	13	—	—	9	2
	人権作文表彰式	10	2,464人	246人	15	0
	その他	11	2,189人	199人	10	1
	合計	99	82,222人	—	137	19

※ 報道回数欄は、マスメディアによる報道の回数を示す。

平成20年度の人権週間に合わせた各種啓発活動において、アンケートを実施したもののうち、質問項目の共通するものを集計した結果は、次のとおりである。

○参加者年齢別（実施アンケート数：13）

年 齢	参加者数	全体に占める割合
20歳未満	353人	8.8%
20代	136人	3.4%
30代	395人	9.9%
40代	513人	12.8%
50代	772人	19.3%
60代以上	1,828人	45.7%
無回答	31人	
合計	4,028人	100.0%

○参加した啓発活動について、高い評価を与えた者の割合（実施アンケート数：12）

啓発活動の種類(実施アンケート数)	講演会・シンポジウム型(2)	ミニフェスティバル型(9)	パネル等展示型(1)
アンケート回収数	394人	2,795人	178人
高評価者数	330人	2,506人	168人
高評価率	83.8%	89.7%	94.4%

※ 「高評価者数」とは、各アンケートにおいて、イベント全体の評価として「大変良い」、「良い」等普通を上回る評価を回答した者の総数を示す。

講演会・シンポジウム型、ミニフェスティバル型、パネル等展示型のいずれも参加者から高い評価を得ており、所期の目的に対して十分な効果があったと評価できる。

一方、街頭啓発型の啓発活動については、人の集まる繁華街等で行うことにより、多くの地域住民に人権について考えてもらう機会を提供することが可能であり、かつ、他の啓発活動と比べコストパフォーマンスに優れているといえる。しかし、参加者に対するアンケート等を行うことが困難なため、その効果を検証することが難しい。そこで、啓発活動の在り方について今後検討する必要がある。

なお、中学生を対象とした人権啓発作文の表彰式のうち、講演会やミニフェスティバルと同時に開催されたものについては、受賞作品の朗読を行うなどして、参加者から好評を得た。

イ 人権相談・調査救済体制の整備

(ア) 専用相談電話「子どもの人権110番」及び「女性の人権ホットライン」の活用

① 全国の法務局・地方法務局に設置されている子どもの人権問題に関する専用相談回線「子どもの人権110番」について、ポスター、リーフレット、子どもの人権SOSミニレター、地方自治体の広報誌、新聞等で周知を図った。

また、平成20年9月8日から14日までの7日間を全国一斉「子どもの人権110番」強化週間とし、平日の相談時間を拡大するとともに、土曜日・日曜日も開設し、子どもや保護者等から多くの相談に応じた。

○「子どもの人権110番」における相談件数

	暴行・虐待	いじめ	体罰等	その他	合計
平成16年	333	1,052	1,091	5,643	8,119
平成17年	344	1,175	1,175	6,433	9,127
平成18年	359	2,582	1,905	8,039	12,885
平成19年	690	4,728	2,915	14,587	22,920
平成20年	722	3,517	2,467	14,647	21,353

② 全国の法務局・地方法務局に設置されている女性の人権問題に関する専用相談

回線「女性の人権ホットライン」について、ポスター、リーフレット、地方自治体の広報誌、新聞等で周知を図った。

また、平成20年11月17日から23日までの7日間を、全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間とし、平日の相談時間を拡大するとともに、土曜日・日曜日も開設し、様々な人権問題に悩む女性からの相談に応じた。

○「女性の人権ホットライン」における相談件数

	暴行・虐待	強制・強要	セクハラ	ストーカー	その他	合計
平成16年	2,478	3,086	694	425	20,225	26,908
平成17年	2,285	2,758	705	286	18,287	24,321
平成18年	2,241	2,404	707	257	19,676	25,285
平成19年	2,447	2,004	545	281	17,292	22,569
平成20年	2,657	2,271	447	379	18,243	23,997

※ 強制・強要はセクハラ、ストーカーを除く。

(イ) 手紙による人権相談「子どもの人権SOSミニレター（便せん兼封筒）」の全国の小・中学生への配布

身近な人にも相談できずにいる子どもたちの「いじめ」などに関する悩みごとを認知するため、返信用封筒と便せんを一体化した「子どもの人権SOSミニレター」を全国の小・中学校の児童・生徒全員を対象に配布した。

(ウ) 高齢者施設、知的障害者更生施設などの社会福祉施設等における特設相談所の開設

高齢者施設・知的障害者更生施設等の社会福祉施設や精神病院に出向いて特設人権相談所を開設し、普段法務局・地方法務局で人権相談を受ける機会の少ない施設入所者をはじめとする関係者に対して、人権相談の機会を提供した。

○社会福祉施設等における特設人権相談所の開設件数

	開設件数
平成18年	287
平成19年	539
平成20年	708

※ 本相談所については、平成18年6月から開設しているため、同年は6月から12月までの件数となっている。

(エ) インターネットが普及している現状を踏まえ、人権擁護機関の窓口を国民にとって利用しやすいものとするため、インターネットによる人権相談を実施し、ポスター、リーフレット、子どもの人権SOSミニレター、新聞等で周知を図った。

○インターネットによる人権相談

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
平成19年	4	96	95	92	59	51	76	72	114	117	137	913	
平成20年	106	94	103	114	156	149	147	155	144	207	368	381	2,124

(オ) 上記(ア)から(エ)の施策等により、特に、子ども、高齢者、障害のある人及び女性などに関する人権問題について人権侵害等の状況の内容の把握に努め、その結果、人権侵害が認められる場合は、迅速的確に救済措置を講じた。

また、法務省の人権擁護機関がインターネット上の人権侵害情報の削除依頼等を受けた場合は、「プロバイダ責任制限法名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン」を積極的に活用し、削除要請を行うよう努めた。

○子どもに対する人権侵害事件の対応件数

	暴行・虐待	強制・強要	児童買春	いじめ	体罰等	合計
平成16年	567	146	3	563	655	1,970
平成17年	486	164	3	723	737	2,139
平成18年	532	178	0	912	635	2,257

平成19年	593	179	0	2,179	958	3,909
平成20年	627	216	1	1,949	853	3,646

○高齢者に対する人権侵犯事件の対応件数

	暴行・虐待	社会福祉施設における侵犯	差別待遇	強制・強要	合計
平成16年	316	15	52	237	620
平成17年	461	19	82	534	1,096
平成18年	476	30	57	385	948
平成19年	441	39	77	299	856
平成20年	471	39	82	288	880

○障害のある人に対する人権侵犯事件の対応件数

	暴行・虐待	社会福祉施設における侵犯	差別待遇	強制・強要	合計
平成16年	23	11	125	20	179
平成17年	35	43	240	18	336
平成18年	52	41	226	24	343
平成19年	54	34	229	14	331
平成20年	65	19	190	15	289

○女性に対する人権侵犯事件の対応件数

	暴行・虐待	差別待遇	強制・強要	セクハラ	ストーカー	合計
平成16年	1,949	56	1,551	343	181	4,080
平成17年	3,353	71	3,076	598	282	7,380
平成18年	3,381	76	2,359	646	219	6,681
平成19年	3,147	49	1,791	486	249	5,722
平成20年	3,149	67	1,759	412	280	5,667

※ 強制・強要はセクハラ、ストーカーを除く。

○インターネット上における人権侵犯事件の対応件数

	取扱件数
平成16年	218
平成17年	289
平成18年	279
平成19年	410
平成20年	534

○プロバイダ等に対する削除要請件数

	要請件数
平成18年	33
平成19年	51
平成20年	75

(表4) ○人権相談件数・人権侵犯事件対応件数

	人権相談件数	人権侵犯事件対応件数
平成16年	337,605	22,379
平成17年	306,012	23,994
平成18年	276,546	21,228
平成19年	273,269	21,672
平成20年	261,634	21,298

上記のとおり、「子どもの人権110番」及び「女性の人権ホットライン」における人権相談件数は、2万件以上となっている。また、子供、高齢者、障害のある人及び女性等に対する人権侵犯事件の対応件数は、平成19年と比較すると減少傾向が見られるものの、相当の件数に上っている。このような状況は、専用相談電話の活用を始めとした取組による効果が一定程度現れたものと考えられる。

なお、平成16年以降、人権相談の総件数は減少している。これは、地域ごとに人権啓発活動ネットワーク協議会が設置されたことにより、各市区町村等の人権擁護活動が活発化し、人権相談の窓口が拡大されたことなどが影響しているものと思われる。同協議会は、法務局・地方法務局、都道府県人権擁護連合会及び都道府県等が、人権啓発活動の連携・協力体制を整備するために推進してきたものであり、平成19年までに、ほとんどの市町村が参加する状況になっている。

(注) 人権侵犯事件の件数は、前年からの継続件数、救済手続を開始した時点をとらえて集計する「救済手続開始件数」と、終局的な対応を行った時点をとらえて集計する「対応件数」で把握している。本施策の達成度を分析するためには「対応件数」によることが妥当であるため、「対応件数」に基づき、施策の実施状況を分析した。

(カ) 平成20年度中に対応した人権侵犯事件

① 平成20年中に対応（処理）した人権侵犯事件数は、表4のとおり21,298件である。内訳としては、公務員・教育職員等による人権侵犯事件数が3,482件、私人間の人権侵犯の事件数が17,816件である。

処理区分別にみると、「援助」^(注1)が19,914件（全処理件数の93.5パーセント）で最も多く、次いで「要請」^(注2)が168件（0.8パーセント）、「説示」^(注3)が147件（0.7パーセント）、「調整」^(注4)が125件（0.6パーセント）、及び「措置猶予」^(注5)が38件（0.2パーセント）となっている。

また、特に重大・悪質な事案に関して、文書をもって是正を求める「勧告」をした事件が6件となっている。

このほか、「侵犯事実不存在」が402件（1.9パーセント）、「侵犯事実不明確」が340件（1.6パーセント）となっている。

なお、上記の措置に併せて、事案に応じて「啓発」を行ったものが220件（1.0パーセント）ある。

(注1) 法律上の助言を行ったり、関係行政機関や関係ある公私の団体を紹介すること。

(注2) 被害の救済又は予防について実効的な対応ができる者に対し必要な措置を執るよう求めること。

(注3) 相手方の反省を促し善処を求めるため事理を説き示すこと。

(注4) 被害者と相手方との話し合いを仲介すること。

(注5) 事案の軽重や反省の程度、懲戒の有無等を考慮して措置を講じないこと。

② 具体的事例

事例1 「いじめ」に関する学校の対応事案

女子生徒が、入学当初から継続的に、複数の生徒から「キモイ」「ウザイ」等の言葉によるいじめを受けている旨の子どもの人権SOSミニレターを法務局に送付するとともに、同生徒の母親も学校は「いじめ」解消のための適切な措置を講じていないとして、法務局に被害の申告をした事案である。

調査の過程で、母親と学校との間で意思の疎通がうまく図られていないため、母親が学校に対して強い不信感を抱いていることが認められた。そこで、母親と学校との間の信頼関係を構築することが問題解決に有効であると考え、法務局が学校と母親の話し合う場を設けて信頼関係の回復を試みた。その結果、母親は学

校側のいじめへの対応に理解を示すに至った。(措置：「調整」)

事例2 夫による妻に対する虐待事案

夫と口論の末、足蹴りされるなどして肋骨を骨折し、そのことが原因で夜も寝られない状態であるとして、被害者が法務局に被害の申告をした事案である。

緊急の対応が必要であると判断し、被害者の一時保護を念頭に配偶者暴力相談支援センターへの通報を検討していた。しかし、被害者は、離婚や一時避難は考えておらず、相手方夫に対し、暴力を止めるよう啓発してほしい旨を希望した。そこで、被害者と相手方夫の関係調整を試みたところ、相手方夫は、暴力を振るったことを認めるとともに、深く反省している態度がうかがわれ、被害者もこれに理解を示した。その後、被害者に現況を尋ねたところ、相手方夫からの暴力は一切無くなったことが確認された。(措置：「調整」)

事例3 養父による娘に対する虐待事案

女子生徒が養父から性的虐待を受けたり、暴力を振るわれている旨を記載した子どもの人権SOSミニレターを法務局に送付し、被害の申告をした事案である。

法務局は、学校から被害者の状況について情報提供を受け、市の担当者に対し要保護児童ケース会議の開催を依頼し、早速同会議において、市及び児童相談所等の関係機関と被害者の一時保護について検討を行った。この検討結果を踏まえ、法務局は、児童相談所とともに被害者との面談を行ったところ、被害者は、相手方から離れたい旨を希望したことから、速やかに児童相談所に保護されるに至った。(措置：「援助」)

事例4 介護施設における入所者に対する不当な身体拘束事案

介護施設において入所者に対する不当な身体拘束が行われているとの報道を端緒として、法務局が調査を行った事案である。

調査の結果、同施設において、相当期間にわたり、入所者に対して適切な手続及び検証等を行うことなく、また、緊急性を欠いた状況にあるにもかかわらず、漫然と身体拘束を継続していた事実が認められた。そこで、同施設を運営する法人及び施設の管理者である施設長に対して、人権に配慮した業務遂行を行うとともに、同種事案の再発防止に努められたい旨を説示した。(措置：「説示」)

事例5 本人の意に反して実名、住所及び電話番号等のプライバシー情報がインターネット上の掲示板に掲載された事案

インターネット上の掲示板に、本人の意に反して、交際相手を求める旨の表示をされた上で、併せて実名、住所及び電話番号等のプライバシー情報を掲載されたとして、被害者が法務局に被害の申告をした事案である。

調査の結果、当該書き込みは、被害者のプライバシーを著しく侵害するものであるとして、プロバイダ2社に対して当該情報の削除を要請した。なお、プロバイダへの削除要請は「プロバイダ責任制限法名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン」に定められた方式に則って行われ、対象情報は速やかに削除された。(措置：「要請」)

事例6 少年の刑事事件に関連し、犯罪を犯したとされる少年の顔写真や氏名がインターネット上の掲示板に掲載された事案

少年の刑事事件に関し、犯罪を犯したとされる少年の顔写真や氏名がインターネット上の掲示板に掲載された事案である。

当該書き込みは、少年法第61条の趣旨にかんがみ、少年のプライバシーを著しく侵害するものであるとして、プロバイダ2社及びインターネット上の掲示板の管理者に対して当該情報の削除を要請した。なお、プロバイダへの削除要請は「プロバイダ責任制限法 名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン」に定められた方式に則って行われ、対象情報は速やかに削除された。(措置：「要請」)

事例7 色覚障害者に対する不適切な時刻表表示

色覚障害を有する被害者が相手方鉄道会社の時刻表の表示方法は、色覚障害者に配慮しておらず、色覚障害者の移動の自由を不当に制限するものであるとして、法務局に被害の申告をした事案である。

調査の結果、相手方鉄道会社の時刻表は、特急と準急の区別が赤と緑の色のみで行われているなど、色覚障害者にとって判読が困難な部分が存在することが認められた。そこで、当事者間の主張や利害を調整することにより色覚障害者の救済を図ることが相当と判断し、調整を試みた。その結果、相手方鉄道会社は、専門家から意見を聴取し、他の鉄道会社との勉強会を開催するなど、時刻表の改善に向けて積極的に取り組んだ。また、申告者との話合いの場において、相手方が次の時刻表の改正又は新駅設立等の際に、時刻表記の色合いを色覚障害者にも分かりやすいものに変更するなどの対応を具体的に検討することを約束するに至った。(措置：「調整」)

(2) 必要性

ア 国民や社会のニーズ

内閣府が実施した「人権擁護に関する世論調査（平成19年6月調査）」において、今後、国は人権課題の解決に向けて、どのようなことに力を入れていけばよいと思うか聞いたところ（複数回答可）、①「学校内外の人権教育を充実する」（55.4パーセント）、②「国や地方自治体、民間団体等の関係機関が連携を図り、一体的な教育・啓発広報活動を推進する」（46.4パーセント）、③「人権が侵害された被害者の救済・支援を充実する」（46.0パーセント）の順となった。この結果から、人権の擁護のための諸施策を実施していくことは、国民や社会のニーズが認められる。

また、日本における人権課題について、関心があるものはどれか聞いたところ、「障害者」を挙げた者の割合が44.1パーセントと最も高くなっている。以下、「高齢者」（40.5パーセント）、「子ども」（35.0パーセント）、「インターネットによる人権侵害」（32.7パーセント）、「北朝鮮当局によって拉致された被害者等」（31.5パーセント）、「女性」（25.0パーセント）などの順である。前回調査（平成15年2月調査）に比べると、「高齢者」（35.2パーセント→40.5パーセント）、「子ども」（30.8パーセント→35.0パーセント）、「インターネットによる人権侵害」（27.7パーセント→32.7パーセント）を挙げた者の割合が増加している。このことから、「子ども」、「高齢者」、「障害のある人」及び「女性」に関する人権問題や「インターネットによる人権侵害」について、国民や社会のニーズが高いことを示しており、引き続き上記施策を推進していく必要があると考えられる。

(注) 人権擁護に関する世論調査（平成19年6月調査）

URL <http://www8.cao.go.jp/survey/h19/h19-jinken/index.html>

イ 国が行う必要性

人権の擁護に関する事務は、日本国憲法の下で、すべての国民に享有が保障されている基本的人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会を実現することを使命とする。したがって、全国的な処理の統一や行政としての中立公正が強く要請されていることから、引き続き国が行う必要がある。

また、人権侵害を未然に防止するためには、すべての国民が人権尊重の理念を等しく理解しなければならない。そのためには、地方自治体の規模や財政状況等にかかわらず、国の関与により、全国的に一定の水準を確保した形で啓発活動を行う必要がある。

ウ 現時点で優先して行う緊急性

児童、高齢者、障害のある人への虐待、配偶者やパートナーからの暴力、自殺に至るような深刻な「いじめ」等の人権侵害は後を絶たない。また、最近では、インターネットを利用した人権侵害も増加しており、これらの人権問題は大きな社会問題となっている。このような状況を踏まえると、「子ども」、「高齢者」、「障害のある人」及

び「女性」に関する人権問題や「インターネットによる人権侵害」に対し、緊急に施策を講じる必要がある。

また、内閣府が実施した「人権擁護に関する世論調査（平成19年6月調査）」によれば、日本で人権が侵害されるようなことが次第に「多くなってきた」と答えた者の割合が42パーセントと過去最高となっており、早急に人権尊重理念の普及を図り、人権侵害を防止する必要がある。

(3) 効率性（効果とコスト）

人権啓発の推進については、人権啓発フェスティバルにおけるシンポジウム等を民間に委託している。また、各種啓発活動については、各地域の人権啓発活動ネットワーク協議会が主体となって実施している。各種啓発活動のアンケート調査結果において、高評価を得ていること、マスメディアによる報道回数が啓発活動の実施回数を上回っていることから、限られた行政資源で十分な効果をあげることができたと考えられる。

人権相談・調査救済体制の整備については、平成20年において、上記（1）イ（ア）から（オ）の施策等により261,634件の人権相談を受け、人権相談等で認知した人権侵害の疑いのある事案21,298件については、実効的な被害者救済に役立つ人権侵犯事件として対応したことから、効果があったと評価することができる。

特に、

- ① 「子どもの人権110番」の相談件数（21,353件）及び「女性の人権ホットライン」の相談件数（23,997件）が高水準を維持していること
- ② 「インターネットによる相談」の件数（2,124件）が前年と比べて大幅に増加したこと
- ③ 社会福祉施設等における特設人権相談所の積極的な開設（708件；対前年比131.4パーセント）に努めたこと
- ④ インターネット上における人権侵犯事件の各対応件数が大幅に増加（534件；対前年比130.2パーセント）したこと

を考慮すると、従前とほぼ同様の人員・予算規模の下で、上記のような効果をあげられたことは、効率的な運用ができたと評価することができる。

(4) 有効性

ア 手段の妥当性

すべての国民に対して人権尊重理念の普及を図っていくためには、普段、人権問題等とは無縁な国民に対して、人権問題について考えてもらう機会を提供することが重要である。人権啓発フェスティバルや人権週間中のミニフェスティバル等のイベント的要素を取り入れた啓発活動は、明るく楽しい雰囲気の中で、自然な形で人権問題に興味を持ってもらう場を提供することが可能である。各種啓発活動のアンケート調査結果を見ても、このような活動は、人権尊重理念普及の第一歩として有効な手段と評価できる。さらに、ハンセン病に関する「夏休み親と子のシンポジウム」等の講演会・シンポジウムや人権週間中のパネル展示等の啓発活動については、人権問題について、より深い理解を促すものであり、最終的に人権尊重理念の普及を図っていくためには、有効な手段と評価できる。なお、これらの啓発活動については、人権啓発活動ネットワーク協議会を利用し、地方公共団体、人権擁護委員組織体及びその他の人権啓発の実施主体と連携・協力の上、地域の実情に即した形で実施している。

また、人権相談は、誰にも相談することができず悩みを抱えている方に問題を解決する機会を提供することに直結している。さらに、人権侵犯事件を適正かつ迅速に調査・対応することは、被害者を救済し、その被害の拡大を防止することにつながる。したがって、人権相談体制等の充実・強化は、人権が尊重される社会の実現のために、妥当な手段であると考えられる。

イ 所期の事業効果の発現状況

人権啓発活動については、平成20年において、延べ17万人以上の国民が参加し、ま

た、各種啓発活動のアンケート調査結果において、高評価を得ている。これらのことから、本活動については、おおむね所期の事業効果があったものと評価できる。

人権相談・調査救済体制の整備についても、上記（3）に記載した①から④のとおり、人権相談等の効果が認められることから、おおむね所期の事業効果があったものと評価できる。

5. 評価結果の今後の政策への反映の方向性等

上記のとおり、人権啓発の更なる推進及び人権相談・調査救済体制の整備については、必要性、効率性及び有効性が認められ、引き続きこれらの施策を推進していく必要がある。

なお、人権啓発活動のうち、人権啓発フェスティバルにおいては、参加者の年齢層に偏りがみられるため（上記4（1）ア（ア）参照）、全体の参加者数の増加を目指すとともに、現在は参加者が少ない20代以下の参加者を増加させる方法を検討する。また、参加者をより啓発効果の高い講演会、シンポジウム等のイベントへと導く工夫も検討する。さらに、人権週間に合わせた各種啓発活動の実施については、効果の測定が困難な街頭啓発型を中心に、その在り方を見直し、マスメディアの注目を集められるような実施方法への変更や講演会・シンポジウム型、パネル等展示型への移行など、より効果的・効率的な啓発活動の実施を検討する。

6. 無駄の削減（行政支出総点検会議指摘事項）の観点からの点検

（1）評価結果と無駄の削減との関係

所期の効果が十分発揮されており、本施策については継続すべき必要性が高いことから、引き続き実施していくこととしている。

（2）指摘事項に言及のある見直し事項

人権啓発活動ネットワーク協議会のホームページについては、業務の履行状況、費用対効果について責任をもって点検すべき旨の指摘を受けたことから、各ネットワーク協議会の事務局を務める法務局・地方法務局に対し、適宜・適切な情報の更新を図るよう指示している。

7. 関係する法令、施政方針演説等(主なもの)

- 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号）第4条
 - 子ども安全・安心加速化プラン（平成18年6月20日犯罪対策閣僚会議・青少年育成推進本部合同会議了承）
- Ⅲ－1－（2） 困難を抱えた子どもの相談活動の充実

8. 備考

※「人権啓発活動ネットワーク協議会」

国、地方公共団体、人権擁護委員組織体及びその他の人権啓発の実施主体が、それぞれの役割に応じて相互に連携協力することにより、人権啓発活動を総合的かつ効果的に推進することを目的として、都道府県50箇所、都道府県の一定地域193箇所に設置されている。事務局は法務局・地方法務局及びその支局で、平成10年度から19年度にかけて順次整備された。

平成20年度事後評価実施結果報告書

1. 政策名等

政策名	国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理		
評価対象	国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理		
施策名等	【政策体系上の位置付け：IV-11-(1)】		
施策の基本目標	国の利害に関係のある本案訴訟を適正・迅速に追行することにより、国民の期待にこたえる司法制度の実現に寄与する。		
予算額	平成20年度予算額：1,934百万円		
評価実施時期	平成21年8月	所管部局	大臣官房訟務部門
評価方式	総合評価方式		

2. 基本的考え方

(1) 課題・ニーズ

国の利害に関係のある民事訴訟・行政訴訟の審理期間は、全体として相当の迅速化が図られてきているが、医薬品・公衆衛生関係訴訟や公害・騒音訴訟等のように、訴訟が大型化、複雑化、専門化しているなどの理由から、依然として長期間を要しているものも少なくない状況にある。

国の利害に関係のある訴訟を適正・迅速に追行することは、国の正当な利益を擁護するとともに、国民全体の利益と個人の権利・利益との間に正しい調和を図り、法律に基づいた行政活動の実施に寄与することにつながる。

また、審理期間の長期化は、訴訟当事者及びそれと同様の立場にある国民にとって、経済的、精神的負担となることから、裁判が迅速に行われることは重要な課題である。

(2) 目的・目標

訟務組織は、裁判の迅速化に関する法律の趣旨に従い、国の利害に関係のある本案訴訟を適正・迅速に追行することにより、国民の期待にこたえる司法制度の実現に寄与することを目指している。訴訟の大型化、複雑化、専門化等が生じる状況下で、適正・迅速な訴訟追行を実現するためには、

ア 訟務組織における人的・物的体制の充実・強化

イ 法律意見照会制度^{*1}の積極的利用の促進

を図る必要がある。

(3) 具体的内容

ア 訟務組織における人的・物的体制の充実・強化

(ア) 準備書面作成支援システム^{*2}の充実

準備書面作成支援システムに関する訟務担当者からの意見・要望を収集し、事務の効率化に資するためのシステム改良を引き続き実施する。

(イ) モバイルパソコン等の導入

広範囲の分野にわたる法律知識や高度な専門的知識を要するなどの複雑・難解な訴訟に対応するため、従来の文書による主張・立証に加え、モバイルパソコンを活用したプレゼンテーションを行って、国の主張・立証をより明確にする必要がある。そこで、モバイルパソコン等の必要な機器を導入する。

(ウ) 訟務担当者の研修を始めとした各種研修・打合せ会の実施

各種研修・打合せ会において、裁判の迅速化に対応するための方策や、施行後3年が経過した改正行政事件訴訟法により適正・迅速に対応するための事務処理体制の充実・強化方策等について、検討・協議を進める。そして、その結果を業務に反映させ、かつ実践を徹底するなどして、審理計画に基づく訴訟追行の進行管理と期限の遵守の徹底を図る。

イ 法律意見照会制度の積極的利用の促進

(ア) 法律意見照会制度の周知

法律意見照会制度が訴訟のより適正・迅速な追行に寄与するためには、行政機関による積極的な制度の利用が不可欠である。そこで、行政機関との各種会議・打合せの際に、同制度の目的や利用方法等の説明を行うことで、より一層、同制度の理解を深め、行政機関による積極的な利用促進を図る。

(イ) 法律意見照会事件の処理態勢の整備

法律意見照会制度の利用促進が図られることに伴い、行政機関からの照会に対し、適正・迅速に回答することが不可欠である。そこで、処理態勢の充実強化として、平成20年度において、訟務担当者向けの事例集を作成し、法務局訟務部及び地方方法務局訟務部門に配布することにより、訟務担当者の自己研さんの機会を提供し、また、事例集を利用した研修・打合せ会の開催を促す。

3. 評価手法等

訟務組織における人的・物的体制の充実・強化及び法律意見照会制度の積極的な利用促進に係る各種施策について、

- (1) 準備書面作成支援システムの改良内容及び改良に伴う事務の効率化状況
- (2) モバイルパソコン等の導入状況
- (3) 訴訟担当者向けの研修、打合せ会等の開催回数
- (4) 行政機関に対する法律意見照会制度の周知状況
- (5) 法律意見照会事件数
- (6) 法律意見照会事件事例集の作成及び活用状況

を用いて、適正・迅速な訴訟の追行に与える効果を分析する。

また、分析の結果により、各種施策の問題点を把握するとともに、その要因を検証し、評価する。

4. 評価結果等

(1) 平成20年度に実施した政策（具体的内容）

ア 準備書面作成支援システムの改良内容及び改良に伴う事務の効率化状況

準備書面等を作成するために必要な判例や法律文献等の情報の収集方法を、判例・文献CD-ROMを利用する方法からインターネットを利用する方法に変更した。これにより、いつでも必要な時に最新の情報を入手することが可能となり、準備書面等の作成の迅速化・効率化が図られた。

イ モバイルパソコン等の導入状況について

平成21年1月に全地方方法務局（42局）にモバイルパソコン及びプロジェクタを配備した。これにより、先に導入済みの本省、法務局を含め、全訟務組織に導入が完了した。モバイルパソコン等を活用した取組、成果等は、以下のとおりである。

(ア) 複雑、専門的な知識が必要な訴訟については、裁判所（法廷等）において裁判所及び訴訟の相手方に対し、プレゼンテーション用ソフトウェア等を利用した説明を行った。訴訟担当者からは、これにより、複雑な争点等を分かりやすく説明することができたとの意見があり、裁判の迅速化に効果があったものと考えられる。

(イ) 行政機関の訴訟担当者との協議会や事件打合せにおいて、プレゼンテーション用ソフトウェア等を利用し、具体的な訴訟手続、債権管理手続又は訴訟における争点や法律上の問題点について説明した。図、表、イラスト等を利用することにより、参加者の視覚に直接的に訴えることは、説得力を高め、参加者の理解を深めることができたものと考えられる。

なお、行政機関の訴訟担当者との事件打合せの場においては、意見交換の結果をその場で準備書面等に反映させることができるようになったため、準備書面等の作

成の迅速化が図られた。

ウ 訟務担当者向けの研修，打合せ会等の開催回数

裁判の迅速化に対応するための方策，事務処理体制の充実・強化方策等について検討・協議するため，以下のとおり訟務担当者を対象とした研修，打合せ会等を行った。これらを実施することにより，訟務担当者の能力向上に努めている。

		回数(回)	延べ日数(日)	参加者数(名)
研 修	本省開催	4	40	162
	地方開催	91	158	1,426
事件等 打合せ会	本省実施	28	34	1,495
	地方実施	93	120	2,093

エ 行政機関に対する法律意見照会制度の周知状況及び法律意見照会事件数

法律意見照会制度の周知状況については，以下（ア）から（ウ）まで，また，法律意見照会事件数については，以下（エ）のとおりであった。

平成18年度から行政機関に対して法律意見照会制度の周知を積極的に行ったことにより，同制度の行政機関における認知度は更に高まったものと考えられる。このことは，法律意見照会事件数が増加したことからもうかがえる。

法律意見照会制度の活用により，行政機関を当事者とする紛争が訴訟提起前に解決される可能性が高まるほか，訴訟提起がされた場合における訴訟追行の適正・迅速化が図られることが期待される。

（ア）法務省

- ・ 行政機関担当者との打合せ会 13回
- ・ 行政機関に出向いての説明 延べ32回

（イ）法務局

- ・ 行政機関担当者との打合せ会 23回（8管区延べ）
- ・ 行政機関に出向いての説明 延べ79回

（ウ）地方法務局

- ・ 行政機関担当者との打合せ会 36回（42地方局延べ）
- ・ 行政機関に出向いての説明 延べ72回

（エ）法律意見照会事件数

（単位：件）

	H18年度	H19年度	H20年度
法律意見照 会事件数	1,559	1,759	1,777

オ 法律意見照会事件事例集の作成及び活用状況

法律意見照会事件事例集は，これまでに処理した法律意見照会事件の中から，執務上参考となる事案を取りまとめたものであり，平成21年3月に完成し，訟務担当者全員に配布した。

訴訟担当者からは，法律意見照会事件対応の際，本事例集を参考文献として活用することにより，適正・迅速な対応が可能となったとの意見もあった。

今後は，訴訟担当者の意見・要望を収集し，より活用される事例集を作成して，訟務担当者の事務処理能力向上に寄与することとしたい。

（2）必要性

ア 国民や社会のニーズ

国の利害に関係のある訴訟を適正・迅速に追行することは，国の正当な利益を擁護するとともに，国民全体の利益と個人の権利・利益との間に正しい調和を図り，法律に基づいた行政活動の実施に寄与することにつながる。

イ 国が行う必要性

国が訴訟の統一的・一元的な処理を行うことは、国の正当な利益の擁護、訴訟の迅速・適正な追行、国民と国家との間の法律上の紛争の適正な解決を図る上で必要である。

ウ 現時点で優先して行う緊急性

司法制度改革を推進する国の一機関である訟務組織として訴訟を追行するに当たっては、第1審の訴訟手続を2年以内のできるだけ短い期間に終結させること等を規定した裁判の迅速化に関する法律の趣旨に従い、継続的に、訴訟手続の適正・迅速化に努める必要がある。

(3) 効率性（効果とコスト）

国の利害に関係のある本案訴訟を適正・迅速に追行をするために、前記（1）の各施策を実施することは、訟務組織がこれまでに蓄積してきた裁判を適正・迅速に処理するためのノウハウをより一層向上させることになり、このことは、限られた行政資源で適正・迅速な訴訟追行をすることができるという点で効率的である。

(4) 有効性

ア 手段の妥当性

前記（1）の各施策を実施したことにより、訟務組織が追行し判決により終了した本案訴訟の第1審のうち、審理期間が2年以内であったものの率は前年度を上回っている。これは、いずれの施策も訴訟追行の適正・迅速化に直接的・間接的に一定の効果として反映されたものと考えられ、各施策が的確かつ有効な手段であったといえる。

イ 所期の事業効果の発現状況

訟務組織における人的・物的体制の充実・強化と法律意見照会制度の利用促進については、前記（1）のとおり、①準備書面作成支援システムの充実、②新たに導入したモバイルパソコンの活用により争点整理等に要する時間の短縮、準備書面等の作成の効率化、③各種会議等の開催による訟務担当者の能力向上、④所管行政庁等に対する法律意見照会制度の周知による利用促進、⑤法律意見照会事例集の活用による事務処理能力向上への寄与を図ること等により、おおむね実現することができたものと考ええる。

(5) 平成20年度までの達成目標について

裁判の迅速化に関する法律第2条第1項では、第1審の訴訟手続については2年以内のできるだけ短い期間内にこれを終局させることを目標とする旨規定されている。同法の趣旨に従い、平成15年度から平成20年度までの目標として、「国の利害に関係がある本案訴訟の第1審の訴訟手続をすべて2年以内に終了させる」ことを設定した。

訟務組織が追行する本案訴訟で、平成20年度に地方裁判所において言渡しがされた第1審判決のうち、訟務組織が訴状の送達を受け、又は提訴してから判決が言い渡されるまでの期間が2年以内であったものの率は84.2パーセントであり、前年度比で1.9ポイント上回っており、審理期間の短縮が図られている。

ところで、平成20年度において、審理期間が2年を超えた15.8パーセントの訴訟事件の内容を見てみると、①最新の科学的及び医学的知見等の高度な専門分野の知識を必要とする訴訟が5割強、②多数の原告を擁する訴訟が約2割、③訴訟の原因となった事案の発生当時の資料が不足し、争点整理に時間を要する訴訟が約1割をそれぞれ占めており、審理期間が長期化した原因は、訴訟の大型化、複雑化、専門化等が原因となっていると思われる（重複を含む）。

このことから、審理期間が2年を超えた訴訟の多くは、訴訟の当事者双方において、主張・立証のための準備期間が他の訴訟に比べて格段に長いものであったと考えられる。また、原告が多数に上る場合には、個別の原告ごとに審理の対象となる事実等を検討認定する作業に時間を要するなど、裁判所における審理回数が多くならざるを得ない。これらの外部要因により、結果として判決までに長期間を要することとなったものと分析することができる。したがって、訟務組織の努力のみによってすべての訴訟事件の審

理期間を2年以内とすることは困難であるといわざるを得ない。

しかしながら、平成20年度における達成率の増加については、訟務組織においてこれまで継続的に行ってきた各施策が、直接的・間接的に一定の効果として反映され、審理期間の短縮に寄与したと評価することができると思う。

ちなみに、審理期間が3年以内であったもの及び4年以内であったものについて見てみると、審理期間が3年以内であったものの率は92.8パーセント（前年度92.5パーセント）、また、4年以内であったものの率は96.8パーセント（前年度96.7パーセント）と、いずれも前年度を上回っており、全体として審理期間の短縮が図られているといえる。

○審理期間が2年以内であったものの率及び判決数

参考データ	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度
達成率（％）	71.7	78.0	83.5	82.8	82.3	84.2
判決数（件）	785	859	847	1,001	1,170	1,427
全判決数（件）	1,095	1,101	1,014	1,209	1,421	1,695

（参考）達成率… 本案訴訟で地方裁判所において言渡しがされた第1審判決のうち、審理期間が2年以内であったものの率

判決数… 本案訴訟で地方裁判所において言渡しがされた第1審判決のうち、審理期間が2年以内であったものの数

全判決数… 本案訴訟で地方裁判所において言渡しがされた第1審判決数

（参考）審理期間が3年又は4年以内であったものの率及び判決数

参考データ	H19年度	H20年度
3年以内の率（％）	92.5	92.8
同 判決数（件）	1,314	1,573
4年以内の率（％）	96.7	96.8
同 判決数（件）	1,374	1,641

5. 評価結果の今後の政策への反映の方向性等

以上のように、必要性、効率性、有効性のいずれにおいても相応に評価することができることから、適正・迅速な訴訟追行のため、引き続き、訟務担当者の育成と人的・物的資源の充実強化等の体制整備及び各行政機関等との協力関係の一層の充実・強化を図る。また、法律意見照会制度の積極的運用及び同制度の利用促進のための周知活動を実施する。

なお、平成15年度から取り組んできた「国の利害に関係のある本案訴訟の第1審の訴訟手続をすべて2年以内に終了させる」との目標を達成することはできなかったが、上記取組を適切に実施するなどして、引き続き、適正・迅速な訴訟の追行に努めていくこととしている。

6. 無駄の削減（行政支出総点検会議指摘事項）の観点からの点検

（1）評価結果と無駄の削減との関係

所期の効果が一定程度発揮されているが、平成21年度においては、訟務遂行に必要な会議の見直しを図り、経費の節減を含めた効率的かつ適正な執行を実施していくこととしている。

（2）指摘事項に言及のある見直し事項

該当事項なし。

7. 関係する法令、施政方針演説等（主なもの）

- 法務省設置法（平成11年法律第93号）第4条第31号
- 裁判の迅速化に関する法律（平成15年法律第107号）第2条第1項、第3条
- 第162回国会における内閣総理大臣施政方針演説（平成17年1月21日）
「国民に身近で頼りがいのある司法を実現するため、裁判の迅速化や刑事裁判に国

民が参加する裁判員制度の導入など、我が国の司法制度の在り方を半世紀ぶりに改めました。今後は、制度の着実な実施を図ってまいります。」

8. 備考

※1 「法律意見照会制度」

大臣官房訟務部門、法務局訟務部及び地方法務局訟務部門において、各行政機関が現に有している又は将来予想される紛争に関する法律問題について、当該行政機関からの照会に応じて法律見解を述べたり、助言などを行う制度。訴訟のより適正・迅速な追行に寄与することができるほか、紛争を未然に防ぐ予防司法的役割をも果たすものである。

※2 「準備書面作成支援システム」

大臣官房訟務部門、法務局訟務部及び地方法務局訟務部門のパソコン、プリンタ、OCR装置（光学式文字読取装置）、判例・文献のCD-ROMを組み合わせたもので、ネットワークで結ぶことによって、訴訟に必要な準備書面等作成の効率化・迅速化を図るものである。

平成20年度事後評価実施結果報告書

1. 政策名等

政策名	出入国の公正な管理		
評価対象	出入国の公正な管理		
施策名等	【政策体系上の位置付け：V-12-(1)】		
施策の基本目標	平成20年度までの5年間で不法滞在者を半減させ我が国社会の安全と秩序の維持を目指すとともに、我が国の国際協調と国際交流を増進し、我が国社会の健全な発展を目指す。		
予算額	平成20年度予算額：12,794百万円		
評価実施時期	平成21年8月	所管部局	入国管理局
評価方式	実績評価方式		

2. 基本目標実現のために達成すべき目標

達成目標1			
取組内容	平成20年までの5年間で不法滞在者を半減させる。(平成15年度から平成20年度までの目標)		
指標	平成20年末における我が国における不法滞在者数(推計値)	目標値等	12.5万人以下 (参考) 不法残留者数 [※] (各年1月1日現在) 平成16年：219,418人 平成17年：207,299人 平成18年：193,745人 平成19年：170,839人 平成20年：149,785人
参考指標	厳格な出入国審査、強力な摘発、円滑な送還等不法滞在者縮減のための施策の実施状況について		

達成目標2			
取組内容	円滑な出入国審査を実施することにより、国際交流を増進する。		
指標	空港での審査に要する最長待ち時間	目標値等	20分以下

3. 基本的考え方

(1) 課題・目的・必要性

ア 不法残留者数は近年漸減傾向にあるが、依然としてその数は高水準にあるばかりか、不法就労期間も長期化傾向にある。さらに、我が国での不法就労を目的として船舶や航空機により不法入国する者の数も依然として高水準にあり、適正な出入国管理の実施を妨げているのみならず、我が国の社会、経済、治安等に悪影響を及ぼしている。

我が国社会の安全と秩序を維持するためには、在留資格を有することなく我が国に不法に滞在している外国人を排除し、不法滞在者の減少を図る必要がある。

イ 現在我が国においては政府を挙げて観光立国の実現に向けた取組を進めているところであり、円滑な出入国審査を実施することにより国際協調と国際交流を増進し、観光立国実現に貢献することが求められている。

入国管理局においては、これまでも各空・海港における上陸審査手続の円滑化に努めてきたが、空港を利用して我が国を訪れる外国人の間から、上陸審査のために長時間待たされる場合があるなどといった指摘があった。外国人観光客が気持ちよく我が

国に入国するためには、空港における審査待ち時間を短縮する必要がある。

(2) 施策の実施方法

- ア 入国管理局では、強力かつ効果的な不法滞在者対策を実施するため、不法滞件事犯の取締り（摘発・収容・送還）の強化に必要な経費・要員の確保・充実及び収容施設の拡充・整備等の体制強化を進める。また、関係省庁等と協力の上、不法就労外国人対策キャンペーン月間を実施し、不法滞在者の排除に向けた啓発活動を行う。さらに、新たな入管法違反者の入国を防止するため、高性能の偽変造旅券等の鑑識機器を配備するとともに、バイオメトリクスを活用した厳格な上陸審査を実施するなどの水際対策を推進する。
- イ 出入国手続の迅速化・円滑化を図り、最長審査待ち時間を短縮するため、次のような取組を推進する。
- ・ 航空機が我が国へ到着する前に、乗員・乗客の情報を入手し、テロリスト等要注意人物を事前に認知するための事前旅客情報システム（APIS）の運用
 - ・ 航空機で訪日する旅客の上陸条件の適合性をその出発地点の空港で事前にチェックする「プレクリアランス（事前確認）」の実施
 - ・ 入国審査の際、わずかでも入国目的に疑義があるなど審査に時間を要する旅客を別途の場所で審査し、他の旅客の審査を滞らせないようにする「セカンダリ審査（二次的審査）」の実施
 - ・ 日本人・外国人審査ブースの振分けの見直し等による入国審査官の機動的配置
 - ・ 外国人用に審査待ち時間を表示
 - ・ 地方自治体からの研修員の受入れ
 - ・ 出入国カードの多言語化

(3) 基本目標と達成目標・指標との関係

基本目標を達成するためには、

- ア 在留資格を有することなく不法に在留する外国人や、犯罪行為等を行う可能性のある外国人等、我が国にとって好ましくない外国人の排除を図る
- イ 出入国審査を円滑に実施し、国際交流の増進を図る
- という2つの取組が必要であることから、上記達成目標1及び2を設定した。

それぞれの達成度合いについて、達成目標1においては、不法滞在者数（推計値）の変動を説明することにより測ることができるとの考えから、平成20年度末における我が国における不法滞在者数を指標として設定した。達成目標2においては、具体的にどの程度の円滑化が図られたかを数値により示す必要があるとの考えから、空港での審査に要する最長待ち時間を指標として設定した。

(4) 測定方法等

達成目標1に関しては、摘発体制の強化等の状況、水際対策の強化の状況及び不法就労外国人対策キャンペーン月間の実施状況に留意しつつ、我が国における不法滞在者数（統計値としての不法残留者数及び推定値である不法入国者数の合計）に着目することにより、不法滞在者対策の推進を図ることができたか否かを評価する。

達成目標2に関しては、全空港において、外国人の入国審査に要する待ち時間を計測し、そのうち最長であった者の待ち時間が20分を超えないよう努めることとする。

4. 評価結果等

【達成目標1】

入国管理局では、平成15年度から平成20年度までの5年間で不法滞在者を半減させるとの目標の下、次のとおり、不法滞在者を日本に「来させない」、「入らせない」、「居させない」を三本柱に総合的な施策を実施してきたところ、不法残留者数の推移のとおり着実にその成果を上げてきたものである。

- 「来させない」ための施策

- ・ プレクリアランス（事前確認）の実施
- ・ 在留資格認定証明書に係る厳格な審査の実施
- 「入らせない」ための施策
 - ・ 事前旅客情報システムの導入
 - ・ 個人識別情報を活用した入国審査の実施
 - ・ 偽変造文書鑑識の強化等厳格な上陸審査の実施
- 「居させない」ための施策
 - ・ 体制の整備及び強力な摘発の推進（摘発方面隊の設置、大阪局・名古屋局の新営等）
 - ・ 警察機関との連携による合同摘発の推進及び入管法第65条の積極的活用
 - ・ 出国命令制度の実施

不法残留者数の推移は別表1のとおりであり、総合的な不法滞在者対策を強力に推進した結果、平成21年1月1日現在の本邦における不法残留者数は11万3,072人で、平成16年からの5年間で10万6,346人、割合にして48.5パーセントの不法残留者を削減した。これにより、「平成20年までの5年間で不法滞在者を半減させる」との達成目標1をおおむね達成し、国民が安心して暮らせる社会の実現に貢献したと評価できる。

なお、不法残留者以外に潜在不法入国者がおり、これについても、平成16年に推計約3万人であったものが、平成21年1月1日現在、推計約1万5千人から2万3千人と考えられるまでに減少している。

当該5か年計画の最終年度に当たる平成20年度の取組は次のとおりである。

(1) 平成20年度に実施した政策（具体的内容）

平成20年度に実施した取組の具体的内容は、以下のとおりである。

ア 摘発体制の強化等

名古屋入国管理局が管轄する中部地方は、製造業等の工場が多いことから不法就労場所を求める不法滞在者が集まりやすい背景があるところ、同局の新庁舎への移転に伴い収容定員が120人から400人に拡充された。

これにより、これまで以上に積極的な摘発活動の展開が可能となったことなどを受け、増加が見込まれる退去強制手続を、より一層、適切かつ効果的に遂行するため、同局に警備監理官を新設した。また、入国警備官73人及び入国審査官6人を増配置し、同局管内における摘発等の退去強制手続体制の強化を図った。

また、東京入国管理局において、閉庁日における不法滞在者に係る情報の電話での受付を継続して行っている。

これらの措置を踏まえ、法違反者の取締りに強力に取り組んだ結果、平成20年中に退去強制手続を執った外国人は、3万9,382人に上った。

イ 水際対策の強化

不法滞在を目的とする者を入らせないための方策として、不法残留発生状況に関する綿密な分析に加えて偽変造文書鑑識機器を活用するなどの水際対策を強化した。

また、平成19年9月から上海との間に国際チャーター便が就航し、出国者数の増加が見込まれた羽田空港における円滑かつ厳格な出入国審査の実施のため、羽田空港出張所に入国審査官9人を増員措置した。

そのほか、平成18年度から、偽変造文書等を行使し、我が国への入国を企図する者を、海外において発見阻止するための水際対策として、1名のリエゾンオフィサー（連絡渉外官）をタイに派遣している。

なお、平成20年中に我が国への上陸を拒否された外国人の数は7,188人であり、5年ぶりに1万人を下回ったものの、高水準にある。

ウ 不法就労外国人対策キャンペーン月間の実施

平成20年6月1日から同月30日までの1か月間を「不法就労外国人対策キャンペーン月間」と定め、関係省庁、地方自治体、関係団体に対して、外国人の不法就労防止に向けた協力を依頼した。また、主要な空・海港における外国人に対する啓発、街頭

巡回広報による啓発、在日外国大使館及び在外日本公館を通じた啓発等の広報を行った。

このように、上記ア～ウをはじめとして、総合的な不法滞在者対策を強力に推進した結果、平成21年1月1日現在の本邦における不法残留者数は11万3,072人で、前年同期と比較して3万6,713人（24.5パーセント）の減少となった。これにより、同16年からの5年間で10万6,346人減少したこととなり、5年間で48.5パーセントの不法残留者を削減し、国民が安心して暮らせる社会の実現に貢献したといえる。

（2）必要性

ア 国民や社会のニーズ

不法残留者数は近年漸減傾向にあるが、依然としてその数は高水準にあるばかりか、不法就労期間も長期化傾向にある。さらに、我が国での不法就労を目的として船舶や航空機により不法入国する者の数も依然として高水準にあり、適正な出入国管理の実現を妨げているのみならず、我が国の社会、経済、治安等に悪影響を及ぼしていることから、不法滞在者の減少を図ることは社会のニーズに合致している。

イ 国が行う必要性

適正な出入国管理を実施することは国の本来的業務であり、安心・安全な社会を構築するために国が取り組む必要がある。

ウ 現時点で優先して行う緊急性

不法残留者数は依然として高水準にあり、また、不法入国を企図する者の数も依然高水準にある。このような状況は、適正な出入国管理の実現を妨げているのみならず、我が国の社会、経済、治安等に悪影響を及ぼしていることから、緊急に施策を実施する必要がある。

（3）効率性（効果とコスト）

我が国社会の安全と秩序を維持するため、上記のとおり、「来させない」、「入らせない」、「居させない」ための様々な施策を駆使することにより、限られた行政資源で最大限の効果を挙げるべく努めているところである。

（4）有効性

ア 手段の妥当性

不法滞在者半減に向けて着実な取組を実施してきたところ、平成21年1月1日現在の本邦における不法残留者数は前年同期と比較して24.5パーセントの減少となっており、平成20年度における取組が妥当であったと評価できる。

イ 所期の事業効果の発現状況

本施策は、我が国社会の安全と秩序を維持するため、不法滞在者数の減少を図るものであるところ、（1）のとおり、目標達成に向けた取組を着実に実施したものであり、所期の事業効果が得られたものと評価できる。

【達成目標2】

（1）平成20年度に実施した政策（具体的内容）

出入国審査については、審査の円滑化の実現だけでなく、不法滞在者の半減に向けて厳格な上陸審査の実施も同時に求められている。両者を同時に推進していくためには、問題のない大多数の外国人にはできるだけ迅速な審査を行いつつ、慎重な審査が必要と思われる者を選別して別途取り扱うという考え方が基本となる。このような観点から、次のような取組を行った。

ア 事前旅客情報システム（APIS）

事前旅客情報システム（APIS）は、航空会社が搭乗手続の際に取得した旅客の身分事項等に関する情報を電子データの形で提供を受け、各省庁が保有する要注意人物に係るデータベースと自動的に照合するものである。これにより、航空機が我が国へ到着する前に要注意人物が搭乗しているかどうかを判別することを可能にする。平成20年度においては、当該システムを運用するための経費として116百万円の措置を

講じた。

また、当初A P I Sは航空会社の任意参加であったが、平成19年2月1日に施行された改正後の出入国管理及び難民認定法により、本邦に到着するすべての航空機及び船舶に、乗員・乗客の氏名等の事前提出が義務付けられた。これを契機に、航空会社のA P I Sへの参加が急増した。

このため、平成20年度は多数の航空会社から寄せられるA P I S情報を迅速かつ確実に処理するための要員として、成田空港支局に入国審査官29人を増配置した。

イ プレクリアランス（事前確認）

プレクリアランス（事前確認）は、外国の空港に入国審査官を派遣して現地で上陸条件の適合性についての事前チェックを行い、上陸拒否事由に該当する外国人については日本への渡航を事前に取りやめさせ、また、本邦において行う活動が虚偽のものでないかどうかを確認するものである。これは、入国する空港での審査の簡素化及び待ち時間の短縮を図るとともに、不法滞在者の発生を抑制するものであり、平成20年度においては、48百万円の予算措置を講じ、前年度に続き、韓国及び台湾において実施した。

ウ セカンダリ審査（二次的審査）

セカンダリ審査（二次的審査）は、上陸審査ブースでは、明らかに上陸条件に適合する外国人に対してのみ上陸許可を与え、入国目的等に疑義が持たれる外国人については、別途の場所において、上陸条件の適合性について改めて慎重な審査を実施するものである。これは、上陸審査の円滑・迅速化と厳格化を同時に達成するものであり、平成20年度においても、成田空港、関西空港及び中部空港において実施した。

エ 自動化ゲートの設置

自動化ゲートは、あらかじめ利用希望者登録を行った日本人及び一定の要件を満たす外国人出入国者について入国審査官から出帰国証印や上陸許可証印を受けることなく、同ゲートを通過することにより出入国手続を完了するものである。平成19年11月20日から成田空港において運用を開始している。

オ 審査待ち時間の表示等

成田・中部・関西の3空港において、日本人・外国人審査ブースの振り分け見直し及び勤務時間の見直しによる入国審査官の機動的配置を実施するとともに、外国人用に審査待ち時間の表示を実施している。

カ 研修生の受け入れ

地方自治体からの研修生の派遣に関し平成20年度においては東京都等4機関から6名を行政実務研修員として受け入れ、入国手続の迅速化等のための支援を受けた。

キ EDカードの多言語化

空港における審査待ち時間の長時間化の一因となっているEDカード（外国人出入国記録）の未記載・誤記載削減策の一つとして、韓国語、中国語（簡体字及び繁体字）併記のEDカード様式を作成・使用した。

平成20年の各空港における最長審査待ち時間は、別表2及び3のとおりである（地方空港については、6月以降）。

成田及び中部国際空港等の主要4空港（成田、羽田、中部及び関西空港）では、目標値である最長待ち時間を年平均では20分以下とすることはできなかったものの、平成20年11月、12月において、成田空港及び中部空港では目標を達成しており、また、主要4空港以外の空港では、3割程度が目標を達成している。

上記達成状況にとどまった要因を検証すると、近年新規入国者数が大幅に増加しており平成19年には過去最高の915万2,186人であるところ、平成20年においてもほぼ同じ水準（914万6,108人）で推移しており、これが大きな原因となっていると考えられる。

（2）必要性

ア 国民や社会のニーズ

不法滞在を目的とする者を入らせないための施策等水際対策の強化が求められている一方で、平成19年に「観光立国推進基本計画」が閣議決定され、我が国においては政府を挙げて観光立国実現に向けた取組を進めている。このように、円滑な出入国審査を実施することにより国際協調と国際交流を増進し、観光立国実現に貢献することは社会のニーズに合致している。

イ 国が行う必要性

公正な出入国管理は国が本来的に担うべきものであり、観光立国実現に向けて政府を挙げて取り組んでいることから、本事業については国が行う必要がある。

ウ 現時点で優先して行う緊急性

出入国審査により外国人の入国の許否を決するという作用は、本来的に国が担うべきものである。また、その円滑な実施については、政府を挙げての取組である観光立国を推進するために求められているものであり、緊急に施策を実施する必要がある。

(3) 効率性（効果とコスト）

外国人に対する出入国審査を円滑に行うため、上記のとおり考え得る様々な施策を実施してきた。他方、出入国管理の厳格化という一見相反する要請に対しても対応する必要がある。そのような中で、限られた行政資源で最大限の効果を上げるべく努めているところである。

(4) 有効性

ア 手段の妥当性

出入国管理を厳格に行うため、指紋等の個人識別情報を活用した入国審査を実施している。このような状況で、国際交流の増進を図るためには、A P I Sの効果的な活用やセカンダリ審査の実施等により、入国審査を迅速化・円滑化させる必要があり、妥当な取組であると考えている。

イ 所期の事業効果の発現状況

成田及び中部国際空港等の主要空港では、目標値である最長待ち時間を年平均では20分以下とすることはできなかった。しかしながら、平成20年11月、12月において、成田空港及び中部空港では目標を達成しており、また、主要4空港以外の空港では、3割程度が目標を達成しているなど、平成20年度における審査待ち時間短縮に向けた取組が一定の成果を挙げたものと考えられる。

5. 評価結果の今後の政策への反映の方向性等

【達成目標1】

上記の不法滞在者半減に向けた取組が成果を上げたものであり、今後は不法滞在者を生まない社会の構築のための施策を強力に進めていく予定である。

【達成目標2】

待ち時間の短縮に有効と考えられるA P I S、セカンダリ審査等の効率的な実施を推進していくこととする。また、E Dカードの正確な記入等について、航空会社等への周知を徹底することとしている。さらに、上陸審査場が著しく混雑する成田空港第2ターミナルにおいて、左右の上陸審査場の混雑状況に応じて、審査ブース及び入国審査官の配分（配置）が最適であるかについて更に検証し、その上で入国審査の待ち時間を短縮するために一層の機動的な運用を図っていく予定である。

6. 無駄の削減（行政支出総点検会議指摘事項）の観点からの点検

(1) 評価結果と無駄の削減との関係

【達成目標1】

所期の効果が十分に発揮されており、本施策については継続すべき必要性が高いことから、引き続き実施していくこととしている。

【達成目標2】

所期の効果が十分に発揮されたものであり、本施策については必要性が高いことから、プレクリアランスの見直しと到着時審査前の出入国カードの点検の適切な実施方策の検討などを行い、待ち時間短縮に向けた施策の更なる効率化を図るなど今後ともより適切に実施することとしている。

(2) 指摘事項に言及のある見直し事項

該当事項なし。

7. 関係する法令、施政方針演説等（主なもの）

- 犯罪に強い社会の実現のための行動計画（平成15年12月18日犯罪対策閣僚会議決定）
序－3 犯罪情勢に即した5つの重点課題
「我が国の不法滞在者は25万人程度と推計されているが、これら犯罪の温床となる不法滞在者を、今後5年間で半減させ、（以下略）」
- 第162回国会における内閣総理大臣施政方針演説（平成17年1月21日）
「2010年までに外国人訪問者を1,000万人にする目標の達成を図ります。」
- 第164回国会における内閣総理大臣施政方針演説（平成18年1月20日）
「警察と入国管理当局の連携を強化して、25万人と推定される不法滞在者を平成20年までに半減させることを目指します。」
- 観光立国推進基本計画（平成19年6月29日閣議決定）
第2－4 「国際観光の振興」に関する目標
「出入国手続の迅速化・円滑化を図り、外国人の入国審査について、全空港での最長審査待ち時間を20分以下にすることを目標とする。」
- 経済財政改革の基本方針2008（平成20年6月27日閣議決定）
第5章－3 良好な治安と災害に強い社会の実現等
「・・・テロ等への対策、（中略）迅速かつ厳格な出入国審査と不適正な在留活動の防止等を図る（以下略）」

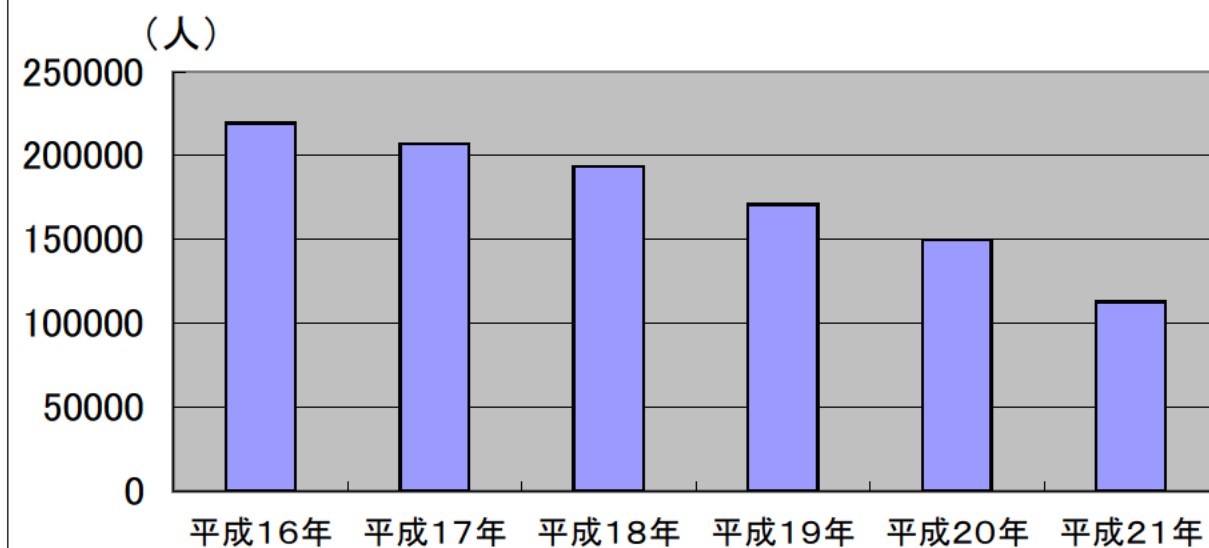
8. 備考

※「不法残留者数」

我が国の出入国港において上陸が許可された外国人のうち、許可された在留期間が経過した後も在留期間更新等の許可を受けずに我が国に滞在している者の数のことであり、入国管理局において把握している。なお、不法滞在者数はこれに不法入国者数（推定値）を加えたものとなる。

別表1

不法残留者数の推移
(各年1月1日現在)



最長審査待ち時間(分)

別表2

	成田1ビル	成田2ビル	中部	関空北	関空南	羽田
平成19年平均	26	30	22	30	26	26
平成20年1月	27	44	33	34	31	26
2月	31	37	32	39	27	25
3月	37	42	34	47	37	25
4月	35	43	37	49	45	27
5月	29	36	30	39	36	26
6月	23	25	22	31	31	27
7月	25	25	21	39	42	
8月	22	26	20	45	43	
9月	23	22	27	40	40	35
10月	21	21	25	33	30	37
11月	18	18	20	32	31	28
12月	16	18	16	24	22	26
平均	26	30	26	38	35	28

(注)1 フォークラインの最後尾に並んだ外国人が、上陸審査ブースに到達するまでの時間を紙を配布する等して計測し、1日のうちで最も長かった時間を毎日調査・集計した数値の月平均である。

(注)2 羽田空港出張所では地方空港と同様の方式で計測していたが、平成20年9月から上記1の計測方法に変更した。

地方空港最長審査待ち時間(分)

別表3

	平成19年	平成20年							
	平均	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平均
新千歳	18	21	26	23	19	19	15	21	21
函館	18	34	32	30	28	27	22	24	28
旭川	23	35	37	31	27	28	18	26	29
釧路	27	33	44	48	40	40	27	22	36
帯広	27	40	37	35	39	37	30	25	35
女満別	15	38	48	35	23	21	29	38	33
仙台	22	23	24	23	18	22	20	15	21
福島	33	40	34	22	25	30	21	16	27
秋田	24	30	23	22	23	31	16	18	23
青森	23	27	26	23	27	31	31	18	26
新潟	22	26	24	23	23	24	22	20	23
富山	21	24	20	19	17	25	16	14	19
小松	22	27	25	25	26	30	22	18	25
広島	20	17	16	16	17	19	18	17	17
岡山	21	25	21	21	18	20	28	21	22
米子	16	24	18	21	17	22	21	15	20
高松	25	28	22	21	23	27	26	23	24
松山	25	34	26	21	34	27	24	26	27
福岡	14	17	18	18	18	18	17	15	17
北九州	13	-	15	57	27	46	13	5	27
佐賀	35	-	27	-	-	15	-	-	21
長崎	22	18	23	22	19	12	10	16	17
熊本	25	29	33	24	24	24	15	13	23
大分	30	39	22	23	34	20	19	17	25
宮崎	21	23	21	21	16	20	14	17	19
鹿児島	22	21	17	20	17	20	17	18	19
那覇	14	26	28	27	23	22	20	19	24
平均	22	28	26	26	24	25	20	19	24

(注)到着便の最初の乗客に対する審査開始から最後の乗客に対する審査終了までの時間を全便について計測した数値の月平均である。

平成20年度事後評価実施結果報告書

1. 政策名等

政策名	法務行政における国際化対応・国際協力		
評価対象	法務行政における国際協力の推進		
施策名等	【政策体系上の位置付け： VI-13-(2)】		
施策の基本目標	国際連合に協力して行う研修・研究及び調査，並びに支援対象国の法制の維持・整備への支援のための研修や調査研究を推進し，法務省が所掌事務に関連して有する知見等を他国に提供することにより，国際協力を推進する。		
予算額	平成20年度予算額：156百万円		
評価実施時期	平成21年8月	所管部局	法務総合研究所
評価方式	実績評価方式		

2. 基本目標実現のために達成すべき目標

達成目標 1			
取組内容	犯罪の防止及び犯罪者の処遇の分野並びに少年非行の防止及び非行少年の処遇の分野に関する刑事司法運営の改善及び国際協力推進のための国際研修・セミナーを実施する。		
指標 1	研修の実施件数	目標値等	前年度の実績を維持 (過去の実績については，別添のとおり)
指標 2	研修への参加人数	目標値等	前年度の実績を維持 (過去の実績については，別添のとおり)
指標 3	研修員の研修に対する満足度	目標値等	研修員の満足度の割合80%以上

達成目標 2			
取組内容	国連の犯罪防止施策の強化に協力するために国際会議に参加する。		
指標 1	国際会議への参加回数	目標値等	前年度の実績を維持 (過去の実績については，別添のとおり)
指標 2	国際会議への参加人数	目標値等	前年度の実績を維持 (過去の実績については，別添のとおり)

達成目標 3			
取組内容	開発途上国などの法制の維持・整備に従事する者に対して法制度整備支援活動の一環として行う国際研修を実施する。		
指標 1	研修の実施件数	目標値等	前年度の実績を維持 (過去の実績については，別添のとおり)
指標 2	研修への参加人数	目標値等	前年度の実績を維持 (過去の実績については，別添のとおり)
指標 3	研修員の研修に対する満足度	目標値等	研修員の満足度の割合80%以上

達成目標 4			
取組内容		法制度整備支援に関し、諸外国の法制等に関する調査研究を実施する。	
指標	1	諸外国への調査職員の派遣件数	目標値等 前年度の実績を維持 (過去の実績については、別添のとおり)
指標	2	諸外国からの研究員の招へい人数	目標値等 前年度の実績を維持 (過去の実績については、別添のとおり)

達成目標 5			
取組内容		法制度整備支援に関し、支援対象国における積極的かつ効果的な活動を推進するための専門家を派遣する。	
指標	1	専門家の派遣依頼件数に係る対応率	目標値等 前年度の実績を維持 (過去の実績については、別添のとおり)
指標	2	専門家の派遣依頼人数に係る対応率	目標値等 前年度の実績を維持 (過去の実績については、別添のとおり)

達成目標 6			
取組内容		法制度整備支援の現状とその対応策に関する国際専門家会議を開催する。	
指標	1	会議の開催回数	目標値等 前年度の実績を維持 (過去の実績については、別添のとおり)
指標	2	会議への参加人数	目標値等 前年度の実績を維持 (過去の実績については、別添のとおり)

3. 基本的考え方

(1) 課題・目的・必要性

アジア等の開発途上国には、汚職のまん延、捜査・裁判等の実務運営の不備により犯罪防止対策が不十分である国や、基本法令の整備や法曹等の人材育成の遅れが円滑な市場経済化を阻害している国が多く見られる。これらの国々から我が国に対する協力・支援のニーズは、ますます高まっている。

このような中、政府の「海外経済協力会議」(平成20年1月30日開催)において、法制度整備支援^{*1}については、同会議が司令塔機能を担い、政府一体となった支援を図ることが合意された。その後、平成21年4月、同会議の下で、重点を置くべき支援対象国や分野を定め、支援方法や支援時期等に関する「法制度整備支援に関する基本方針」が策定された。また、先に我が国が議長を務めた「G8司法・内務大臣会議」(平成20年6月11日～13日開催)において、国際組織犯罪及び国際テロに対抗する効果的な法制度及び法執行能力を整備する上で、助力を必要とする国に対する支援(キャパシティ・ビルディング支援)の供与が重要であるとの認識が共有された。その上で、同会議では、「キャパシティ・ビルディング支援に関するG8司法・内務閣僚宣言」が採択されるとともに、総括宣言において、司法制度及び基本法の整備、法曹養成といった司法分野での技術協力の取組の重要性についても強い確信が示されるなど、国際協力に関する国内

外での注目度が高まりを見せている。

協力・支援を通じ、アジア等の開発途上国に法の支配による「良い統治」を確立させることは、その発展に寄与するだけでなく、国際的犯罪への対策強化、円滑な経済活動の促進等の観点から我が国の国益にも合致する。法務省としても、国際連合に協力して行う刑事司法関係者に対する研修等や、基本法令の起草と法律実務家の育成等の法制度整備支援などを通じて、これらの国々に対して国際協力を積極的に推進していく必要がある。

(2) 施策の実施方法

法務総合研究所国際連合研修協力部が国際連合と共同で運営する国連アジア極東犯罪防止研修所（通称「アジ研」）において、刑事司法に関し、主にアジア諸国の実務家を対象とした国際研修・セミナーを実施する。さらに、我が国からの国際会議への参加により、国際連合の重要施策である組織犯罪対策や汚職防止対策等の向上に寄与する。

また、同所国際協力部において、支援対象国の立法担当者や法律実務家等に立法や人材育成に関する知識及び手法を習得させることを目的とした国際研修の実施、諸外国の法制等の調査研究の実施、長期・短期専門家の派遣、関係機関との連携強化のために法制度整備支援関係者等が一堂に会する国際専門家会議の開催等の手法を用い、アジア諸国を中心に、基本法令の起草と法律実務家の育成等の法制度整備支援を行う。

(3) 基本目標と達成目標・指標との関係

基本目標の達成状況を測るため、次の達成目標・指標により評価を実施する。

ア 達成目標1について、諸外国における刑事司法に関する実務家等が実務運用等に資するための知識及び手法を習得させるためには、国際研修・セミナーを開催することが必要である。そこで、国際研修・セミナーの実施件数、参加人数を指標とし、更に内容的な質を確保・確認するため、研修員の満足度も指標として加えた。

イ 達成目標2について、国際連合の重要施策である組織犯罪対策や汚職防止対策等の向上に寄与するためには、これらに関連する国際会議への参加が不可欠である。そこで、国際会議への参加回数、参加人数を指標とした。

ウ 達成目標3について、支援対象国の立法担当者や法律実務家等に必要な知識及び手法を習得させるためには、国際研修を開催することが必要である。そこで、国際研修の実施件数、参加人数を指標とし、更に内容的な質を確保・確認するため、研修員の満足度も指標として加えた。

エ 達成目標4について、諸外国の法制等に関する情報を蓄積することは、法制度整備支援を進めていく上での基盤を強化するものであり、その必要性が高い。そこで、諸外国の法制等に関する調査のための調査職員の派遣件数、研究員の招へい人数を指標とした。

オ 達成目標5について、支援対象国において直接活動することは、支援対象国との円滑な意思疎通を図り、より積極的かつ効果的な活動が可能となる。そこで、専門家の派遣依頼件数に係る対応率、派遣依頼人数に係る対応率を指標とした。

カ 達成目標6について、法制度整備支援の円滑・効果的な実施を図るためには、法整備支援に関わる政府、団体、企業等の関係者や支援対象国の司法関係者の連携・協力関係を醸成することが不可欠である。そこで、関係者を集めた国際専門家会議の開催回数、参加人数を指標とした。

4. 評価結果等

【達成目標1から6】

(1) 平成20年度に実施した政策（具体的内容）

ア 達成目標1について

次表のとおりアジア・太平洋地域を中心とした諸国の刑事司法関係者を対象として、国連の重要施策や各国のニーズを踏まえて選定した各主要課題について国際研修

・セミナー等を実施し、同諸国の刑事司法関係者の実務運用等に資するための知識及び手法の習得に貢献した。

また、東南アジア諸国のためのグッドガバナンスに関する地域セミナーを平成19年度に引き続きタイで開催し、同諸国における法の支配と良い統治（グッドガバナンス）の確立に向けて取り組んだ。

○平成20年度に実施した研修及び参加国

研修名	回数	参加国	人数
国際研修・セミナー	3	アンティグア・バーブーダ、バングラデシュ、ブータン等	61
国別研修	4	フィリピン、ケニア、中国等	58
汚職防止刑事司法支援研修	1	バングラデシュ、ブータン、カンボジア、エジプト等	19
東南アジア諸国のためのグッドガバナンスに関する地域セミナー	1	カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア等	24
計	9		162

平成20年度における国際研修等の実施件数は前年度と同数であった。一方、参加人数は前年度比6名減となり、前年度を若干下回った。これは、タイで開催した東南アジア諸国のためのグッドガバナンスに関する地域セミナーにおいて、タイ国内からの参加者が、同国側の国内事情等により、13名減少（前年度の29名に対し本年度は16名）したためである（過去の実施件数及び参加人数は、別添のとおり。）。

また、研修員の研修に対する満足度は、次表の研修員に対するアンケート調査結果のとおり、「各種講義を通じて新しい知識を習得することができたか」については、「多くの知識を習得することができた」、「習得することができた」が合わせて89.3パーセント、「刑事関係施設の見学は有益であったか」については、「非常に有益であった」、「有益であった」が合わせて86.3パーセント、「グループワークは課題の認識と今後の取組の方向性の共有に役立ったか」については、「非常に役立った」、「役立った」が合わせて83.5パーセントとなるなど、研修員から高い評価を受けた。

○研修員アンケート調査結果

質問事項	回答区分				
	多くの知識を習得することができた。	習得することができた。	どちらとも言えない。	あまり習得できなかった。	無回答
各種講義を通じて新しい知識を習得することができたか。	49.4%	39.9%	2.7%	1.1%	6.9%
刑事関係施設の見学は有益であったか。	58.2%	28.1%	3.0%	0.2%	10.5%
グループワークは課題の認識と今後の取組の方向性の共有に役立ったか。	40.2%	43.3%	3.0%	0.4%	13.1%

以上のとおり、国際研修等の実施件数は前年度と同数であること、参加人数もほぼ前年度と同数であり、国際研修等の実施上、相手国の都合等により、参加人数は多少増減するものであることから、「前年度の実績を維持」したものとして、指標1及び2の目標を達成したと評価できる。また、研修員の研修に対する満足度は80パーセントを超えていることから、「研修員の満足度80%以上」とする指標3の目標を達成したと評価できる。

イ 達成目標2について

次表のとおり国際会議に参加し、国連の犯罪防止施策の強化に協力するとともに、組織犯罪対策、第12回国連犯罪防止刑事司法会議（コンGRESS）の運営、各国のテロ対策及び国連腐敗防止条約に係る技術支援の現状等に関する情報の収集・共有を図った。

○平成20年度に開催された国際会議名及び参加人数

開催地	期 間	会 議 名	人数
ウィーン	H20. 4. 13～20	第17回国連犯罪防止刑事司法委員会	2
メデジン	H20. 11. 5～ 7	国連テロ対策専門家会合	1
ウィーン	H20. 12. 17～21	国連腐敗防止条約の技術支援に関する作業部会	1
計		(3回)	4

国際会議への参加回数は前年度と同数であった。一方、参加人数は前年度比1名減となったが、これは会議の内容等に応じ必要な人数をもって参加した結果であり、想定内の減少といえる（過去の参加回数及び参加人数については、別添のとおり。）。

以上のとおり、参加回数は前年度と同数であること、参加人数もほぼ前年度と同数であり、国際会議の内容等に応じ、参加人数は多少増減するものであることから、「前年度の実績を維持」したものとして、指標1及び2の目標を達成したと評価できる。

ウ 達成目標3について

次表のとおり支援対象国が行う法制度整備と人材育成に資する目的で、ベトナム、カンボジア、中国、インドネシア、ウズベキスタン、キルギス、タジキスタン、カザフスタン及び韓国の9か国から司法省職員、裁判官、検察官、弁護士等を招へいし、各国のニーズに応じて法案の起草や法曹養成などをテーマとした研修を実施した。研修では、講義、研修員の発表、質疑応答、実務家との意見交換等を実施し、各国の法制の維持・整備に従事する者の知識の習得や経験等の共有に貢献した。

○研修実施件数及び参加人数

招へい国	研修テーマ	件数	参加人数
ベトナム等 9か国	裁判実務の改善，犯罪学研究センター設立のための知識習得，法曹養成，不動産登記制度，民事訴訟法・仲裁法の改善，和解・調停制度強化，企業法制の比較研究等	11回	114人

国際研修の実施件数は、対象国からの要請が増えたことなどもあり、前年度比4回増となり、参加人数も前年度比42名増となった（過去の実施件数及び参加人数は別添のとおり。）。

また、次表の研修員アンケート調査結果のとおり、新しい知識の習得度についての質問回答については、「今後に役立つ多くの知識を習得できた」、「多くの知識を習得できた」が合わせて96.5パーセント、研修の有効性についての質問回答については、「大変有意義であった」、「概ね有意義であった」が合わせて100パーセントとなっているなど、研修員からは高い評価を受けた。

○研修員アンケート調査結果

質問事項	回 答 区 分			
	今後に役立つ多くの知識を習得できた	多くの知識を習得できた	習得できた	あまり習得できなかった
新しい知識を習得したか。	72.8%	23.7%	2.6%	0.9%
研修が有意義であったか。	86.8%	13.2%	0.0%	0.0%

以上のとおり、実施件数及び参加人数は前年度を上回っており、「前年度の実績を維持」するとの指標1及び2の目標を達成したと評価できる。また、研修員の研修に対する満足度は80パーセントを超えており、「研修員の満足度80%以上」とする指標3の目標を達成したものと評価できる。

エ 達成目標4について

次表のとおり中国、ラオス及びカンボジアに対し調査職員を派遣した。内容を見ると、例えば、ラオス政府からの技術協力プロジェクト（司法学校人材育成能力強化プロジェクト）要請を受け、ラオスにおける法・司法分野の人材養成に関するニーズや課題、どのような協力が有効であるかなどの情報収集を行った。この情報を踏まえて、支援の対象及び内容、協力のアプローチ等を明確化・具体化するなど、対象国の法制度及び法制度整備支援状況について調査を実施した。その結果、対象国の要請に応じるために、国際研修を含む今後の法制度整備支援の計画立案等に必要な情報を得ることができ、法制度整備支援を推進する上での基盤強化に寄与することができた。

○調査職員派遣先及びその目的

対象国	派遣期間	目的
中国	20.10.15 ～ 20.10.18	日中民商事法セミナー出席
ラオス	21.01.25 ～ 21.02.05	ラオス司法制度研究
カンボジア	21.02.09 ～ 21.02.14	カンボジア現地セミナー出席

また、次表のとおりベトナム、中国、韓国及びシンガポールの4か国から研究員を8名招へいた。具体的には、ベトナムから最高人民検察院次長検事ほか1名を招へいし、ベトナムの司法制度改革の現状と問題点、ベトナム新刑事訴訟法の運用状況等をテーマに情報交換を行ったほか、中国から大学教授2名を招へいし、中国民事訴訟制度の課題と改正動向についての講演を実施するなどした。その結果、今後の支援対象国に対する有効で適切な法制度整備支援に資する情報を得ることができた。

○研究員招へい対象国、その目的及び人数

対象国	期間	目的	人数
ベトナム	20.9.30 ～ 20.10.9	ベトナムの司法制度改革の現状と問題、新刑事訴訟法の運用状況等に関する情報収集及び今後のベトナム最高人民検察院に対する支援に関する情報交換	2名
ベトナム	21.1.13 ～ 21.1.17	第10回法整備支援連絡会での特別講演	1名
中国	21.3.15 ～ 21.3.20	中国民事訴訟制度の課題と改正動向についての講演	2名
中国	21.3.9	アジア株主代表訴訟シンポジウム参加	1名
韓国	21.3.9	アジア株主代表訴訟シンポジウム参加	1名
シンガポール	21.3.9	アジア株主代表訴訟シンポジウム参加	1名

派遣件数は前年度比1件、招へい人数は前年度比1名それぞれ、わずかながら減少した（過去の派遣件数、招へい人数は別添のとおり。）。

以上のとおり、派遣件数及び招へい人数は、ほぼ前年度と同数であること、支援プロジェクトを行っている対象国の国内事情等によって派遣件数や招へい人数が多少増減するものであることから、「前年度の実績を維持」したものとして、指標1及び2の目標を達成したと評価できる。

オ 達成目標5について

次表のとおりベトナム及びカンボジアにそれぞれ教官1名をJICA^{*2}長期専門家として派遣し、現地に常駐して支援内容の企画・立案・調整、相手国に対する各種助言等を行った。さらに、JICA短期専門家として他の教官も現地セミナーの講師等

の業務に従事した。

○ J I C A長期専門官派遣先及びその目的

対象国	派遣期間	目的
ベトナム	19.05.13 ～ 21.03.31	法・司法制度改革支援
カンボジア	20.04.01 ～ 22.03.31	裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト
カンボジア	20.12.17 ～ 20.12.27	現地セミナー(模擬裁判)
カンボジア	21.02.09 ～ 21.02.14	現地セミナー(不動産執行等)

J I C Aからの専門家の派遣依頼についてはすべて対応し、派遣依頼件数に係る対応率は100パーセントであった。また、J I C Aから派遣依頼のあった専門家の人数についても依頼どおりの人数を派遣し、派遣依頼人数に係る対応率は100パーセントであった(過去の派遣依頼件数に係る対応率及び派遣人数に係る対応率は別添のとおり)。

以上のとおり、派遣依頼件数に係る対応率及び派遣依頼人数に係る対応率は前年度と同じ100パーセントであることから、「前年度実績を維持」するとの指標1及び2の目標を達成したと評価できる。

カ 達成目標6について

次表のとおり法整備支援連絡会を開催した。同連絡会では、国連開発計画(UNDP)ベトナム事務所政策アドバイザーが、「開発途上国に対する法整備支援—UNDPの手法と指針」について講演を行った。また、国内の法制度整備支援関係機関からそれぞれの支援活動の基本方針と取組状況に関する報告が行われるなど、我が国の今後の法制度整備支援の在り方について活発な意見、情報交換が行われた。その結果、より一層、法制度整備支援活動の各関係機関間の協力・連携の必要性を再認識するに至った。

○法整備支援連絡会

会議名	法整備支援連絡会
開催日	平成21年1月16日(金)
開催場所	法務総合研究所国際協力部国際会議室(大阪中之島合同庁舎2階)
概要	法務省、J I C A、最高裁判所、日弁連、大学教授等の我が国の法制度整備支援関係者が一堂に会し、国内の法制度整備支援関係機関が、それぞれの支援活動の基本方針と取組状況に関する報告を行うなど、我が国の今後の法制度整備支援の在り方に関する意見・情報の交換を行った。また、「日本の法整備支援—いま求められているもの」に焦点を当て、国連開発計画(UNDP)ベトナム事務所政策アドバイザー、日本弁護士連合会、大学教授、財団法人国際民商事法センター理事等による講演を行った。
参加人員	121名

会議の開催回数は前年度と同数であるが、会議の参加人数は前年度比16名増となった(過去の会議の開催回数及び参加人数は別添のとおり)。

以上のとおり、会議の開催回数は前年度と同数であり、会議の参加人数は前年度を上回っていることから、「前年度実績を維持」するとの指標1及び2の目的は達成できたものと評価できる。

(2) 必要性

国際連合に協力して行う研究・研修及び調査(達成目標1及び同2関係)と支援対象国の法制の維持・整備への支援のための研修や調査研究(達成目標3から同6関係)は、それぞれの目的や実施手法等が異なることから、前者と後者を分けて評価を行う(以下、効率性、有効性についても同じ)。

ア 国民や社会のニーズ

[達成目標 1 及び同 2 について]

国際組織犯罪や汚職といった社会に深刻な影響を及ぼす犯罪の抑制及び刑事司法の運営の適正化・効率化は、司法制度体制が脆弱な開発途上国において重大な関心事となっている。よって、これらの国から、司法制度分野において先進的な知見を有する我が国に対する支援要請はますます高まっている。また、開発途上国に対するキャパシティ・ビルディング支援は、国連を含む国際社会から強く要請されており、平成20年6月には「G8司法・内務大臣会議」において、「キャパシティ・ビルディング支援に関するG8司法・内務閣僚宣言」が採択されている。したがって、国際社会で重要な地位を占める我が国としては、それにこたえる責務がある。

[達成目標 3 ないし同 6 について]

現在、国内において、複数の大学で法制度整備支援に関する講義科目が設定され、かつ将来法制度整備支援に関わることを希望する学生が増えるなど、これまでになく高い関心が集まっている。また、学界では法制度整備支援に関する様々な研究活動が活発化している。さらに、政府においても、平成20年1月30日の第13回海外経済協力会議において、海外経済協力の重要分野の一つとして法制度整備支援を戦略的に進めていくべき旨が合意され、平成21年4月に法制度整備支援に関する基本方針が策定されるなど、我が国の国際協力・国際貢献としての法制度整備支援をより一層充実していくことが求められており、これを積極的に推進していく必要がある。

イ 国が行う必要性

[達成目標 1 及び同 2 について]

我が国は、国連との間において「犯罪の防止及び犯罪者の処遇に関するアジア及び極東研修所を日本国に設置することに関する国際連合と日本国政府との間の協定」(昭和36年条約第4号)を締結している。その内容は、国連アジア極東犯罪防止研修所を国連と共同で設置運営し、刑事司法分野における国際研修等の機会を恒常的に提供するものであり、我が国は、この国際社会に対する約束に基づき研修等を提供すべき責務を負っている。

また、刑事司法は国家体制の基礎であって、国家のみがこれに関する権限を行使し得る。したがって、刑事司法分野における開発途上国の能力強化及び国際協力の推進も、これに知見を有し、かつ、国連を始め海外諸機関との強固なネットワークを構築している国連アジア極東犯罪防止研修所において実施する必要がある。

[達成目標 3 ないし同 6 について]

法制度整備支援は、アジア地域の開発途上国が、その経済発展を図り、豊かで安定した社会を築き上げるため、経済活動の基盤となる近代的な法制度を整備し、法の支配を確立することを目的としており、国際社会全体の平和と安全に重要な意味を持つものである。国際社会の平和と安全に貢献することは、国際社会の一員としての我が国の義務であり、国際協力機構(JICA)等の関係機関や多くの学者、法律実務家等の協力を得ながら、法制度整備支援の専門組織である法務省法務総合研究所において行う必要がある。

ウ 現時点で優先して行う緊急性

[達成目標 1 及び同 2 について]

国連アジア極東犯罪防止研修所は、国連との間の協定(昭和36年条約第4号)に基づき、研修等を実施する目的で設置された機関であり、研修等の実施は国際法上我が国に課せられた義務である。

また、平成20年6月に東京で開催された「G8司法・内務大臣会議」において、「キャパシティ・ビルディング支援に関するG8司法・内務閣僚宣言」が採択された。我が国を含むG8各国が、適切な二国間、地域間又は多国間のチャンネルを通じて、キャパシティ・ビルディング支援を提供する努力を継続し、また、その質的向上を図る努

力を継続することを約束していることから、各施策を優先的に実施する必要がある。
〔達成目標 3 ないし同 6 について〕

開発途上国に対する法制度整備支援は、上記「G 8 司法・内務大臣会議」において、その重要性が再認識され、今後も協調して取り組むことが共通認識とされている。また、前記のとおり平成21年4月に政府も海外経済協力会議で法制度整備支援に関する基本方針を決定したところであり、我が国の重要かつ喫緊の課題として法制度整備支援をはじめとする国際貢献に積極的に取り組む必要がある。

(3) 効率性（効果とコスト）

〔達成目標 1 及び同 2 について〕

刑事司法分野における開発途上国の能力強化及び国際協力の推進のためには各国の現状や問題点を国際的な視点を含めて把握する必要がある。そのためには国際研修・セミナーに多数の開発途上国の参加を得て、それらが一堂に会して主要課題に対する議論を行うことが効率的である。この点、国際研修・セミナーでは、開発途上国を中心に合計で38か国から162名もの参加を得て活発な議論が行われ、各国の現状や問題点を効率的に把握することができた。

また、研修効果を高めるためには、質の高い内容の研修を行い、研修員の研修に対する満足度を高めることが効率的である。この点、国際研修・セミナーでは、国連アジア極東犯罪防止研修所の高い知名度を利用して、トップクラスの海外専門家を招へいして講義を行うなど、質の高い内容の研修を行った。また、参加した研修員からも上記のとおり、80パーセントを超える高い満足度が得られており、効率的に研修効果を高めたものと考えられる。

さらに、国連を始めとする国際機関及び外国政府関係者とのネットワークを拡大することは、今後の研修運営に役立つほか、我が国の刑事司法運営上の貴重な資産となる。そのため、重要な国際会議に積極的に参加することが効率的である。平成20年度において参加した3つの国際会議は、いずれも国連主催の犯罪防止に関する重要な会議であり、これにより効率的に人的ネットワークを拡充することができた。

以上のことを踏まえると、費用に見合った効果を挙げることができたと考える。

〔達成目標 3 ないし同 6 について〕

対象国に対し、支援の効果が最大限となるよう、各国の実情及び個々のニーズに応じたテーマを選定し、短期・長期専門家の派遣、本邦及び現地における研修・セミナーの開催、国際専門家会議の開催、学者や法律実務家等によるサポートなど多様な手法を有機的に組み合わせて、効率的な手法による支援を実施した。その結果、平成20年11月にベトナムにおいて、我が国が起草支援を行った民事判決執行法が同国の国会で可決成立するなどの大きな成果を収めており、費用に見合った効果を挙げることができたと考える。

(4) 有効性

ア 手段の妥当性

〔達成目標 1 及び同 2 について〕

可能な限り多くの国の実情に基づく比較検討を行い、かつ、ネットワークを拡大・強化するためには、集団研修方式は妥当なものといえる。そして、我が国の先進的な実務運用を紹介するためには、本邦において研修を行うことが適当である。

また、国連アジア極東犯罪防止研修所が有する知見を発信するとともに、最新情報を収集・共有し、国連を始めとする国際機関、あるいは外国政府関係者との人的ネットワークを強化するためには、国際会議に直接参加して意見交換を行うことが極めて有効である。

〔達成目標 3 ないし同 6 について〕

法務省法務総合研究所で行う法制度整備支援は、相手国の立法・司法関係者と対話や協議を行い、他国や国際機関等の支援との調整・協力にも留意している。また、支援対象国の主体性・自主性を尊重し、その相手国との信頼関係を構築しながら、相手

国のニーズを踏まえた支援を行うものである。したがって、法制度整備支援は、支援の成果である法律や制度を支援対象国に根付かせるための妥当な手段であると考えられる。

イ 所期の事業効果の発現状況

〔達成目標 1 及び同 2 について〕

国際研修・セミナーの参加者の満足度は、上記のとおり、80パーセントを超えており、有効であったと考えられる。

東南アジア諸国のためのグッドガバナンスに関する地域セミナーでは、同地域内の各国が今後取り組むべき課題を示す勧告を採択した。そのほか、共催機関であるタイの検事総長府及び国連薬物・犯罪事務所東アジア太平洋地域センターとの間で緊密な関係を構築することができ、有効であったと考えられる。

国際会議に参加することで得られた情報や人的ネットワークは、今後の国際研修等の遂行に活用できるとともに、我が国の犯罪捜査・訴追における国際協力の促進にも役立っており、有効であったと考えられる。

〔達成目標 3 ないし同 6 について〕

国際研修の参加者の満足度は、上記のとおり、80パーセントを超えており、有効であったと考えられる。

ベトナム、カンボジア等の支援対象国のニーズに応える形で実施する国際研修の参加者や国際会議の招へい研究員は、各国の立法担当職員や裁判官、弁護士等の法曹関係者である。適切な対象者に研修等を実施したことにより、前記のとおり、ベトナムにおいて平成20年11月に我が国が起草支援をした民事判決執行法が同国の国会で可決成立するなどした。このように、研修、研究の成果は、各国の法制の維持・整備及び人材育成に確実に反映されている。

また、これらの施策の実施により、基本法令の整備や法曹等の人材育成が促進されることは、支援対象国の市場経済の発展等に寄与するものと考えられる。さらに、我が国と支援対象国との信頼の醸成、ひいては我が国の国際社会における地位向上にも貢献するものであり、有効であったと考えられる。

5. 評価結果の今後の政策への反映の方向性等

上記のとおり、各施策の必要性、効率性及び有効性とも認められることから、今回の評価結果を今後の政策へ次のとおり反映させていきたい。

〔達成目標 1 及び同 2 について〕

国連との協定や「G 8 司法・内務大臣会議」の結果も踏まえ、今後とも、本施策を継続実施していくこととする。なお、参加国や主要課題の選定に当たっては、国連の重要施策や開発途上国のニーズの反映に引き続き努めることとする。

また、刑事司法分野における国際協力推進の礎として、本施策を継続実施し、国際会議に積極的に参加して最新情報の収集・共有及び人的ネットワークの拡充に努めることとする。

〔達成目標 3 ないし同 6 について〕

平成20年1月の第13回海外経済協力会議において、法制度整備支援を経済協力の重要分野の一つとして位置づけることが決定された。これを受けて、平成21年4月法制度整備支援に関する基本方針が決定され、法制度整備支援により積極的に取り組むことが求められていることから、引き続き本施策を推進する。

6. 無駄の削減（行政支出総点検会議指摘事項）の観点からの点検

（1）評価結果と無駄の削減との関係

【達成目標 1～6】

所期の効果が発揮されており、本施策については継続すべき必要性が高いことから、

引き続き実施していくこととしている。

(2) 指摘事項に言及のある見直し事項

該当事項なし。

7. 関係する法令、施政方針演説等（主なもの）

- 我が国法制度整備支援に関する基本的考え方（平成20年1月30日第13回海外経済協力会議合意事項）

「法制度整備支援は、自由、民主主義等普遍的価値観の共有による途上国への法の支配の定着、途上国の持続的成長のための環境整備及びグローバルなルール遵守の確保、我が国の経験・制度の共有と我が国との経済連携強化の点で大きな意義を有する支援であり、海外経済協力の重要分野の一つとして、戦略的に進めていくべきである。」
- 法制度整備支援に関する基本方針（平成21年4月22日第21回海外経済協力会議）

「世界各地の開発途上国に対し、立法支援や制度整備支援を行う法制度整備支援は、良い統治（グッド・ガバナンス）に基づく開発途上国の自助努力を支援するものであるとともに、我が国が将来に渡り、国際社会での名誉ある地位を保持していくための有効なツールであり、戦略的な支援を展開していく必要がある。したがって、政府開発援助（ODA）大綱、ODA中期政策等に基づき、（1）自由・民主主義等普遍的価値観の共有による開発途上国への法の支配の定着、（2）持続的成長のための環境整備及びグローバルなルール遵守の確保、（3）我が国の経験・制度の共有、我が国との経済連携強化といった観点から、基本法及び経済法の分野において積極的な法制度整備支援を行うこととする。」
- G8司法・内務大臣会議総括宣言（平成20年6月11日～13日東京会議）

「我々は、国際組織犯罪対策及び国際テロ対策について、各分野におけるG8各国の取組に焦点を当てるとともに、国際的な連携と協調を推し進めるための取組について議論した。また、より効果的な法制度及び法執行能力を整備する上で、助力を必要とする国に対するキャパシティ・ビルディング支援の重要性についても議論した。〈中略〉我々は、適切な二国間、地域間又は多国間のチャンネルを通じて、我々の権限の範囲内の支援を提供する努力を継続し、また、その質的向上を図る努力を継続することを改めて確認する。」
- キャパシティ・ビルディング支援に関するG8司法・内務閣僚宣言（平成20年6月11日～13日東京会議）

「司法制度、刑事及び関連法制並びにテロ行為を防止するための政策、手続及び体制を整備し、並びに法執行、検察、裁判、弁護及び矯正の能力を拡充するためのキャパシティ・ビルディング支援の死活的な重要性にかんがみ、我々はここに、適切な二国間、地域間又は多国間のチャンネルを通じて、我々の権限の範囲内の支援を提供する努力を継続し、また、その質的向上を図る努力を継続することを約束する。」

8. 備考

※1 「法制度整備支援」

開発途上国や市場経済への移行を進める旧共産圏の国などに対して、それらの国々が進める法律の起草や法律家の育成など法制度の整備を支援すること。

※2 「JICA」

独立行政法人国際協力機構。

【達成目標 1 関係】

○刑事司法関係者に対する国際研修・セミナーの実施件数及び参加人数

(目標値：前年度の実績を維持)

指標	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
1 実施件数	8	9	9	9	9	9
2 参加人数	131	168	178	187	168	162

【達成目標 2 関係】

○国際会議への参加回数及び参加人数

(目標値：前年度の実績を維持)

指標	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
1 参加回数	2	1	1	1	3	3
2 参加人数	3	2	2	2	5	4

【達成目標 3 関係】

○法整備支援活動の一環として行う国際研修の実施件数及び参加人数

(目標値：前年度の実績を維持)

指標	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
1 実施件数	8	8	10	10	7	11
2 参加人数	83	97	95	75	72	114

【達成目標 4 関係】

○調査職員の派遣件数及び研究員の招へい人数

(目標値：前年度の実績を維持)

指標	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
1 派遣件数	2	1	1	2	4	3
2 招へい人数	7	5	8	9	9	8

【達成目標 5 関係】

○専門家派遣依頼の対応率

(目標値：前年度の実績を維持)

指標	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
1 派遣依頼件数に係る対応率	100%	100%	100%	100%	100%	100%
依頼件数	10	8	10	11	9	4
派遣件数	10	8	10	11	9	4
2 派遣依頼人数に係る対応率	100%	100%	100%	100%	100%	100%
依頼人数	10	8	10	11	9	3
派遣人数	10	8	10	11	9	3

※1 依頼件数、派遣件数には、同一専門家に対し、派遣期間の延長依頼があった件数を含む。

※2 依頼人数、派遣人数は、延べ人数である。

【達成目標 6 関係】

○国際専門家会議の開催回数及び参加人数

(目標値：前年度の実績を維持)

指標	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
1 開催回数	1	1	1	1	1	1
2 参加人数	114	102	84	100	105	121

平成20年度成果重視事業実施結果報告書

1. 事業名及び関連政策

(1) 事業名等

事業名	裁判員制度啓発推進事業
評価実施時期	平成21年度
所管部局	刑事局
評価方式	総合評価方式

(2) 関連政策（事業の基本計画上の位置付け）

政策名	司法制度改革の推進
施策名等	裁判員制度の啓発推進 【政策体系上の位置付け：I-2-(2)】
上記施策の基本目標	国民に対し、裁判員として刑事裁判に参加することの意義及び裁判員の選任手続、事件の審理・評議における裁判員の職務等の制度の具体的内容を周知し、裁判員制度についての疑問に答えることで不安等を解消すると同時に制度への理解を得て、裁判員裁判への主体的参加を促す。
予算額	平成20年度予算額：337百万円

2. 課題・目的・必要性

国民が裁判に参加して、その感覚が裁判内容により反映されるようになることは、司法に対する国民の理解と支持を深めることにつながり、司法がより強固な国民的基盤を得ることを可能とするものと考えられる。そのような趣旨から、平成16年5月、国民の司法参加を実現する「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」が成立し、平成20年4月、同法律の施行期日を定める政令が制定され、裁判員制度が平成21年5月21日から始まることとされた。

裁判員制度は、国民の中から選任された裁判員が、裁判官と共に刑事裁判に参加するというものである。裁判員となった国民には、出頭義務、守秘義務といった全く新たな義務を課すことになる。そのため、国民に対し、裁判員制度の意義及び内容を正確に伝え、国民に進んで制度に参加するという意識を持ってもらえるように取り組む必要がある。

3. 目標の内容等

(1) 達成目標

国民の裁判員制度に対する認知率を100パーセントにするとともに、裁判員として参加することについて積極的な意識を持つ方の割合を全体の70パーセント以上とする。

【目標期間】

平成18年度から平成20年度

【目標値等】

国民の裁判員制度に対する認知率

100パーセント

裁判員として参加することについて積極的な意識を持つ方の割合（参加応諾率）

70パーセント以上

(2) 目標設定の考え方

制度に対する認知率については、20歳以上の日本国民であれば誰もが裁判員に選ばれる可能性があることから、「100パーセント」を意欲的な目標として設定した。

また、参加応諾率については、必要な人数の裁判員を確保して制度を円滑に運用するのに十分な数値として、「70パーセント以上」を意欲的な目標として設定した。

(3) 目標の達成度合いの判定方法・基準

【判定】

認知率B：（おおむね達成）

参加応諾率 A : (達成)

【判定方法】

世論調査等における認知率及び参加応諾率により判定する。

【基準】

○ 認知率

ランク	割合	達成度合い
A	100%	達成
B	75%以上100%未満	おおむね達成
C	50%以上75%未満	達成が不十分
D	50%未満	達成していない

○ 参加応諾率

ランク	割合	達成度合い
A	70%	達成
B	50%以上70%未満	おおむね達成
C	35%以上50%未満	達成が不十分
D	35%未満	達成していない

(4) 手段と目標の因果関係

意識調査の結果等によると、制度について詳しい情報を知っている方ほど裁判員になることに対する不安が軽減し、参加意欲が高まる傾向が認められる。そこで、ポスター・リーフレット等の掲示・配布やホームページの活用等による広報に加え、全国の検察庁において、地方自治体や団体・企業等へ積極的に働きかけて多数回の説明会を実施して、制度の認知率の向上を図る。また、国民に制度についての詳しい情報を提供し、それにより、裁判員になることへの不安を解消し、参加応諾率の向上を図る。

4. 予算執行の効率化・弾力化によって得られた効果

【予算執行の効率化・弾力化措置】

目間流用の弾力化*

【上記措置による効果】

裁判員制度啓発推進経費につき、上記措置により、同経費内の各目間における経費の融通を柔軟に行うことができたため、初の候補者名簿記載通知発送の直前に全国的な集中広報を積極的に展開することができた。その他、全国ビデオレンタル店における裁判員制度広報用DVD無料レンタル等の当初予定していなかった手法での広報活動も実施が可能となった。

5. 評価結果等

(1) 平成20年度に実施した政策（具体的内容）

ア ポスター・リーフレット等の掲示・配布

(ア) 各種パンフレットやリーフレット等を制作し、街頭や各種広報企画等で幅広く配布するとともに、説明会でも活用。

(イ) 全国の鉄道の主要駅でのポスター掲示、電車及びバスの車内中吊り広告、車体ラッピング広告を実施。

(ウ) 裁判員制度が平成21年5月21日にスタートすることなどを内容とする広告を地方紙53紙に掲載。

イ ホームページを活用した広報

(ア) 法務省のホームページの裁判員制度専用のコーナーで、裁判員制度の紹介、模擬裁判経験者の体験談、各種広報企画の案内等を随時掲載（平成20年4月から平成21年5月までの間のアクセス数約30万件）。

○ホームページアクセス件数

H18.4～H19.3	約21万件
H19.4～H20.3	約23万件

H20.4～H21.5	約30万件
-------------	-------

- (イ) ホームページで制度に関する問い合わせ先を公開し、裁判員の選任手続、辞退事由、保育サービスの利用等に関するメールでの質問に回答（平成20年度に寄せられたメール件数180件のうち、回答を要するもの172件につき回答）。
- (ウ) 最高裁判所のホームページとの相互リンクを活用して、裁判員裁判の運用等に関する統一的で豊富な情報を提供。
- (エ) 法務省ホームページのみならず、法務省動画チャンネルからも裁判員制度の広報ビデオを視聴可能とする措置を実施（平成20年12月から平成21年5月までの間の再生回数約33万回）。

ウ 全国の検察庁職員による説明会の実施

全国の検察庁職員が企業や地域の集まりなどに伺うなどして、制度説明や質疑応答等を行う説明会を多数回実施（平成21年5月までの実施回数約3万6900回、対象人数は約167万人）。

○説明会の実施回数

H18.3以前	約 3400回
H18.4～H19.3	約 6100回
H19.4～H20.3	約13200回
H20.4～H21.5	約14200回

エ その他

- (ア) 10月1日からの法の日週間において、全国一斉に法曹三者が連携して集中的に広報を実施（最高裁判所長官、検事総長、日本弁護士連合会会長等による共同記者会見の実施、最高裁判所、法務省・最高検察庁、日本弁護士連合会共催によるイベントの開催、各地の裁判所、検察庁、弁護士会共催によるパネル展、ポスターコンクール等の各種広報企画の実施）。
- (イ) 地方公共団体や各種団体等が主催するイベント等において広報活動を実施。
- (ウ) 全国のレンタルビデオ店約5000店舗で裁判員制度広報用DVDの無料レンタルを実施。

オ 目標の達成状況

制度に対する認知率については、内閣府による世論調査において、裁判員制度を知っていると回答した方の割合が97.4パーセントとなっており、目標値とした100パーセントには至らなかったものの、目標をおおむね達成した。認知率は、若い年代で高い割合を示しているものの、裁判員裁判への参加を辞退できる70歳以上の方の割合は91.7パーセントにとどまっており、このことが目標達成に至らなかった主な原因となっている。

また、参加応諾率については、同世論調査において、裁判員として参加することについて積極的な意識を持つ方（裁判員候補者に選ばれたら裁判所においでいただけるかとの質問に対し、「義務であるか否かにかかわらず、行きたいと思う」、「義務であるから、なるべく行かなければならないと思う」と回答した方）の割合が71.5パーセントとなっており、目標を達成した。裁判員として参加することについて積極的な意識を持つ方を年代別にみると、裁判員裁判を辞退できる70歳以上の方では、41.8パーセントにとどまるものの、それより若い年代ではいずれも65パーセントを超えている。その中でも、40代は84.0パーセント、30代は85.4パーセント、20代は87.3パーセントと80パーセントを超えているなど、若い年代になればなるほど高い割合を示しているところである。

同世論調査においては、裁判員制度導入により刑事裁判が「身近になる」と回答した者の割合が若い年代で高い傾向にあり、裁判員制度導入への期待感が若い年代における参加応諾意識の高さに反映されているものとも考えられる。

なお、参加応諾に関する質問は、裁判員候補者は裁判所に出頭することが法律上の義務となっていることを前提に、裁判員候補者に選ばれた方のうち、どの程度の方が裁判所に来ていただけるのかを把握するために実施したものである。「義務であるか

ら、なるべく行かなければならないと思う」と回答した方は、できる限り裁判所に行こうと思われている方と考えられるので、「裁判員として参加することについて積極的な意識を持つ方」に分類した。

○世論調査結果 (URL <http://www8.cao.go.jp/survey/h21/h21-saiban/index.html>)
(調査対象等)

調査対象：全国20歳以上の者3,000人

有効回収：2,054人 (回収率68.5%)

調査期間：平成21年5月28日～6月7日

調査方法：調査員による個別面接聴取
(認知率)

裁判員制度を知っている	97.4%
裁判員制度を知らない	2.6%

(参加応諾率)

義務であるか否かにかかわらず、行きたいと思う	13.6%	(計)
義務であるから、なるべく行かなければならないと思う	57.9%	
義務だとしても、行くつもりはない	25.9%	
わからない	2.6%	

(参加応諾率：年代別)	20代	30代	40代	50代	60代	70以上	(全体)
義務であるか否かにかかわらず、行きたいと思う	18.1%	15.2%	15.2%	10.5%	12.7%	12.3%	13.6%
義務であるから、なるべく行かなければならないと思う	69.1%	70.2%	68.8%	62.2%	53.1%	29.5%	57.9%
(計)	87.3%※	85.4%	84.0%	72.7%	65.8%	41.8%	71.5%

(※四捨五入の関係で0.1%の誤差あり)

(2) 必要性

ア 国民や社会のニーズ

裁判員裁判の円滑な実施のためには、裁判員となる国民の理解と協力を得ることが重要である。そのため、裁判員制度の意義や内容等に関する情報を国民に提供し、その理解と協力を得る必要がある。

イ 国が行う必要性

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律附則第2条において、制度の意義等を国民に分かりやすく説明することが政府及び最高裁判所の責務とされている。

ウ 現時点で優先して行う緊急性

平成21年5月21日にスタートした裁判員制度は、国民が裁判員として裁判に参加することになるため、早急に国民の理解と協力を得る必要がある。

(3) 効率性 (効果とコスト)

- 駅や車内等に掲示するポスターデザインに、最高裁判所が使用した図柄を活用
 - 企業や地域の集まりなどに伺って説明会を実施
 - 各種広報企画を裁判所や弁護士会と共催して開催
 - 地方公共団体や各種団体等が主催するイベント等において広報活動を実施
- するなどして、コストを抑えつつも効果的な広報を実施した。

(4) 有効性

ア 手段の妥当性

世論調査の結果等や説明会実施後のアンケート調査等によると、制度について詳しく知っている方ほど制度への不安が少なく、参加意識が高まる傾向が見られる (別紙参照：「裁判員制度に関する意識調査」(平成20年1月から2月にかけて最高裁判所が実施したもの) 調査報告書からの抜粋資料、裁判員制度「草の根広報(説明会)」におけるアンケート集計結果の要旨)。

したがって、制度についての情報を提供して広報することは、認知率及び応諾率

の向上に有効である。

イ 所期の事業効果の発現状況

内閣府による世論調査において、裁判員制度を知っているとの回答が97.4パーセントに達しており、裁判員制度が国民に広く認知されているものと考えられる。また、同世論調査において、裁判員候補者に選ばれたら裁判所においていただけるかとの質問に対し、裁判所に行く旨の回答が71.5パーセントに達しており、裁判員裁判への参加についても、国民の間に一定の理解が得られてきているものと考えられる。

6. 評価結果の今後の政策への反映の方向性等

（目標達成が芳しくない場合の原因分析及びその結果策定した方策）

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律附則第2条において、同法律施行までの期間、裁判員制度の意義等を国民に分かりやすく説明することが政府及び最高裁判所の責務とされたことに基づき、これまで広報活動に努めてきた。平成21年5月21日、裁判員制度が開始されたが、このような広報活動の結果、認知率は目標をおおむね達成し、参加応諾率は目標を達成するなど、一定の成果を上げることができ、裁判員制度広報の所期の目的を達成することができた。

裁判員制度の円滑な実施・定着に向け、今後も、必要な取組を進めてまいりたい。

7. 無駄の削減（行政支出総点検会議指摘事項）の観点からの点検

（1）評価結果と無駄の削減との関係

裁判員制度が開始されること及びこれまでの広報によって一定の理解を得られたことなどを考慮し、平成21年度の裁判員制度の広報に関する予算につき、前年度比で83パーセントに削減した。

（2）指摘事項に言及のある見直し事項

該当事項なし。

8. 関係する法令、施政方針演説等（主なもの）

- 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成16年法律第63号）附則第2条
- 第162回国会における内閣総理大臣施政方針演説（平成17年1月21日）

「国民に身近で頼りがいのある司法を実現するため、裁判の迅速化や刑事裁判に国民が参加する裁判員制度の導入など、我が国の司法制度の在り方を半世紀ぶりに改めました。今後は、制度の着実な実施を図ってまいります。」
- 内閣総理大臣閣議発言（平成19年5月22日）

「司法制度改革は内閣として取り組んできた課題であり、裁判員制度はその重要な柱であります。国民の主体的な参加を得て、制度を円滑に実施するためには、内閣を挙げて広報活動に取り組む必要があります。」
- 内閣総理大臣閣議発言（平成20年4月15日）

「司法制度改革は内閣が一体として取り組んできた重要課題であり、裁判員制度はその中心となる柱です。国民の参加を得て、制度を円滑に実施するためには、内閣を挙げて、広報啓発活動や、国民が裁判員として参加しやすい環境の整備に取り組む必要があります。」
- 第171回国会における内閣総理大臣施政方針演説（平成21年1月28日）

「裁判員制度が5月から始まります。国民が刑事裁判に参加することで、司法をより国民に身近なものとするための改革であります。」
- 内閣総理大臣談話（平成21年5月21日）

「本日、裁判員制度が始まりました。裁判員制度は、政府を挙げて進めてきた司法制度改革の中心となる柱であり、我が国の司法の歴史に新たな一頁を加えるものです。（中略）新たな制度を担うのは、国民の皆様です。国民の皆様には、裁判員制度の意義をご理解いただき、ご協力をお願いいたします。」

9. 備考

※「目間流用の弾力化」

成果重視事業においては、政策目標を効率的に達成するため、事業の性格に応じた予算執行の弾力化が行われている。

歳出予算は、その性質に従って「項」及び「目」に区分されている。異なる「目」の間で経費を流用する場合は、原則として、事前に財務大臣の承認を経る必要があるが、「目間流用の弾力化」は、成果重視事業などの財務大臣の指定する経費について、あらかじめ閣議決定により包括的な承認を行い、各目の相互間における流用について、財務大臣の承認を経たものとして相互に流用することができることとし、予算執行の弾力化を図るものである。

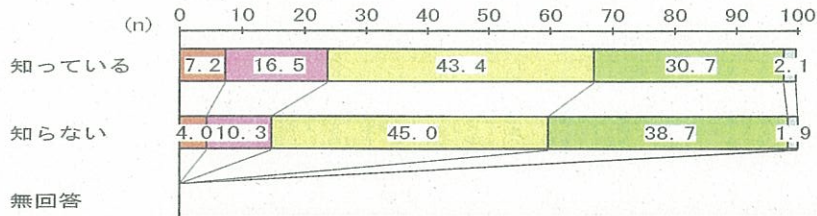
⑨. 裁判員裁判への参加意向 (認知項目別・認知別)

各認知項目について認知別に参加意向をみると、各認知項目とも「知っている」の方が「知らない」より参加意向が高い。

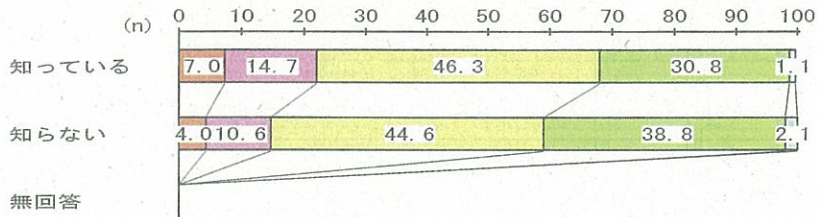
特に、「裁判員としての職務に法律の知識は不要である」「裁判員等選任手続期日の6週間前までに通知が届く」及び「約7割の事件は3日以内に終了する見込みである」について認知している場合は、参加意向が高くなっている。



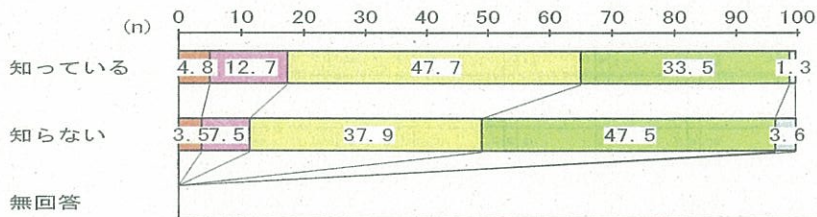
Q 1 裁判員制度認知事項 ⑥裁判員等選任手続期日の6週間前までに通知が届く



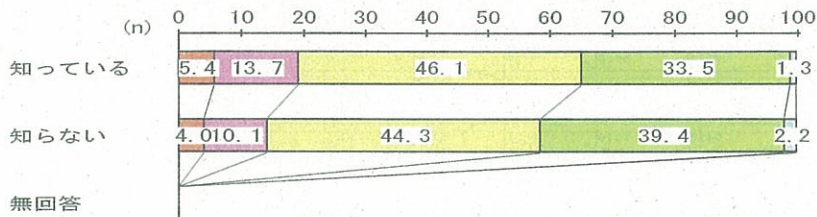
Q 1 裁判員制度認知事項 ⑦約7割の事件は3日以内に終了する見込みである



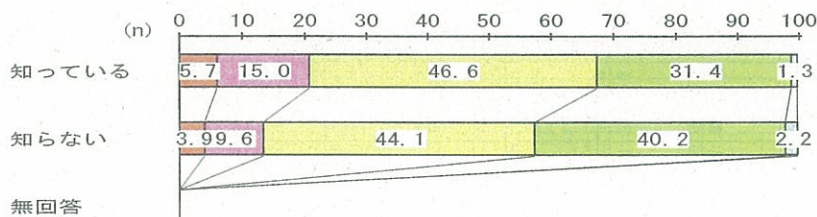
Q 1 裁判員制度認知事項 ⑧何人も裁判員の名前や住所等は公にしてはならない



Q 1 裁判員制度認知事項 ⑨裁判員は守秘義務を負うが法廷でのことは話してよい



Q 1 裁判員制度認知事項 ⑩裁判員・裁判員候補者には旅費や日当が支給される



裁判員制度「草の根広報（説明会）」におけるアンケート集計結果の要旨

実施期間：平成19年9月～平成21年3月

調査対象：各検察庁における裁判員制度説明会参加者

回収結果：378,515人

1 裁判員としての刑事裁判への参加意識

回答内容	説明会前の割合	説明会後の割合
① 参加したい	8.0% (30,279人)	9.5% (35,863人)
② 参加してもよい	22.1% (83,511人)	32.3% (122,153人)
③ あまり参加したくないが、義務であるなら参加せざるをえない	44.2% (167,193人)	39.7% (150,303人)
④ 義務であっても参加したくない	20.8% (78,604人)	13.8% (52,143人)
⑤ わからない	4.4% (16,635人)	3.7% (13,928人)
無回答	0.6% (2,293人)	1.1% (4,125人)

上表のとおり、説明会後の「参加する」（①～③の計）の回答が74.3%から81.5%に上がった。

2 説明会に参加したことによって、裁判員として参加することについての不安が少なくなったかどうか

回答内容	割合
はい	72.7% (275,256人)
いいえ	25.4% (96,080人)
無回答	1.9% (7,179人)

平成20年度成果重視事業実施結果報告書

1. 事業名及び関連政策

(1) 事業名等

事業名	登記情報システム再構築事業
評価実施時期	平成24年度(平成20年度は中間報告)
所管部局	民事局
評価方式	実績評価方式

(2) 関連政策(事業の基本計画上の位置付け)

政策名	国民の財産や身分関係の保護
施策名等	登記事務の適正円滑な処理 【政策体系上の位置付け：Ⅲ－9－(1)】
上記施策の基本目標	登記事務におけるシステムの見直し等により、事務処理の効率化、システム関係経費の削減を図るとともに、国民の利便性を向上させる。
予算額	平成20年度予算額：42,777百万円

2. 課題・目的・必要性

現在の登記情報システムはメインフレーム^{*1}を中核とし、特定メーカー製のハード・ソフトで構築されているため、オープン市場で安価なハード・ソフトを選択できず、新たな情報処理技術の活用も困難である。そこで、柔軟でコストパフォーマンス及びオープン性の高いシステムへ移行することにより、行政サービスの向上とコスト削減を図る必要がある。

また、登記情報の電子化によるメリットを最大限に活用し、窓口に出向くことなく自宅等から登記申請及び登記事項証明書等送付請求が可能となるオンライン申請システムを導入する。これにより、インターネットを利用した各種申請・届出手段のオンライン化を推進し、国民の負担軽減、利便性の向上を図る必要がある。

なお、平成19年度末までに、全国の登記情報の電子化を完了している。

3. 目標の内容等

【達成目標1】

(1) 達成目標

平成20年度末までに、全国の登記所に対してオンライン申請を可能とする。

【目標期間】

平成18年度から平成20年度

【目標値等】

全国の登記所数に対するオンライン申請導入登記所数の割合を100%とする。

	年 度	平成18年度	平成19年度	平成20年度 (達成年度)
		不動産登記	目標値 —	約90%
	実績	約53% 290庁/550庁	約97% 495庁/510庁	100% 490庁/490庁
商業・法人 登記	目標値	—	約90%	100%
	実績	約52% 272庁/521庁	約97% 466庁/481庁	100% 443庁/443庁

(2) 目標設定の考え方

登記申請及び登記事項証明書等送付請求のオンライン化を推進することにより、事務処理の効率化及び国民の利便性の向上が見込めるとの考えから、達成目標1を設定した。

(3) 目標の達成度合いの判定方法・基準

【判定】

A（達成）

【判定方法】

平成20年度において、全国の登記所数に対するオンライン申請導入登記所数の割合が、100パーセントであれば達成とする。

(4) 手段と目標の因果関係

窓口に出向くことなく自宅等からインターネットで登記申請及び登記事項証明書等送付請求が可能となるオンライン申請システムの導入を図り、平成16年度から、登記情報の電子化を完了した登記所に順次オンライン申請用機器を整備している。平成20年度末までに全国の登記所に対してオンライン申請を可能とする。

【達成目標2】

(1) 達成目標

登記情報システムの運用経費を削減する。

【事業実施期間】

平成18年度から平成22年度

【目標値等】

平成23年度における登記情報システムの運用経費を、平成15年度の同経費と比較して、約130億円削減する。

年 度	平成15年度 (基準年度)	平成23年度 (達成年度)
運 用 経 費	約366億円	
目標値(削減額)		約130億円

○平成15年度と比較する理由

本事業は、平成18年度から成果重視事業として進められているが、「登記情報システム業務・システム最適化計画」（平成16年11月19日法務省情報化統括責任者（CIO）決定、平成19年11月7日法務省情報化推進会議改定）については、平成16年度から実施されている。そのため、同計画を策定するに当たり、本格的に再構築が開始された平成16年度の直前の年度である平成15年度を基準として、効果の算出を行うこととしている。

(2) 目標設定の考え方

現在の登記情報システムから、より柔軟でコストパフォーマンス及びオープン性の高いシステムへ移行することにより、新たな情報処理技術の導入による行政サービスを向上させるとともに、運用経費の削減を図る。

「登記情報システム業務・システム最適化計画」に従って、平成22年度末までによりコストパフォーマンスの高い新たなシステムに切り替えることにより、運用経費の削減が見込めるとの考えから、達成目標2を設定した。

(3) 目標の達成度合いの判定方法・基準

【判定】

D（達成していない）

【判定方法】

平成22年度末までに新たなシステムへの移行が完了することから、平成23年度における登記情報システムの運用経費が、平成15年度の同経費と比較して、約130億円削減されれば達成とする。

本事業は、「登記情報システム業務・システム最適化計画」に基づいて実施されている。平成20年度から平成22年度においては、全国の登記所数に対する新たなシステムへの切替登記所数の割合について、各年度ごとに目標値を設定していることから、当該目標値に対する進捗状況（割合）により判定する。

年 度	平成20年度	平成21年度	平成22年度 (達成年度)
目標値	約30%	約60%	100%
実績	9%		

※平成19年度までは開発期間中であるため、目標値等は設定していない。

【基準】

ランク	進捗状況（割合）	達成度合い
A	100%	達成
B	75%以上100%未満	おおむね達成
C	50%以上75%未満	達成が不十分
D	50%未満	達成していない

(4) 手段と目標の因果関係

現在の登記情報システムから、より柔軟でコストパフォーマンス及びオープン性の高いシステムへ移行することにより、新たな情報処理技術の導入による行政サービスを向上させるとともに、運用経費の削減を図る。

4. 予算執行の効率化・弾力化によって得られた効果

【予算執行の効率化・弾力化措置】

国庫債務負担行為^{*2}，目の大括り化^{*3}

【上記措置による効果】

国庫債務負担行為及び目の大括り化の導入によって、このような措置がない場合と比較してライフサイクルベースでの合理的な価格による調達が可能となった。

5. 評価結果等

【達成目標1】

(1) 平成20年度に実施した政策（具体的内容）

平成20年度には、「登記情報システム業務・システム最適化計画」に従い必要な機器の調達や導入作業等を行った結果、全国すべての登記所においてオンライン申請が可能となり、本事業は目標を達成している。

(2) 必要性

ア 国民や社会のニーズ

ITの急速な発展を踏まえ、行政分野においてITを利活用することが求められている。そのため、主要な行政手続の一つである登記申請手続についても、ITの利活用により国民の利便性向上や負荷軽減を実現することが求められていた。

登記申請は、従来、登記所の開庁時間に書面を直接持参する方法を基本としていたが、オンライン申請の導入により登記所の開庁時間や所在にかかわらず自宅や事業所から申請を可能とすることが求められていた。

本事業は、これらの要請を踏まえて実施しているものであり、国民や社会のニーズに合致している。

イ 国が行う必要性

不動産の現況と権利関係を登記簿に記録して公示する不動産登記制度、会社・法人について、その存在を明確にするために一定事項を登記簿に記録して公示する商業・法人登記制度は、国民の権利・義務を直接規律するものであり、司法紛争の解決のために重要な役割を担っている。これらの制度は、我が国経済においてなくてはならない制度基盤である。オンライン申請の導入は、同制度の根幹にかかわるものであることから、本事業は同制度を所管する法務省が行う必要がある。

ウ 現時点で行う緊急性

「IT政策パッケージ2005」（平成17年2月24日IT戦略本部決定）において、2008年度のできるだけ早期に全国の登記所のオンライン化を実現することとしている。本事業が行われなければ、上記政策パッケージに定められた実現目標を達成できない。

また、登記申請手続は、「オンライン利用拡大行動計画」（平成20年9月12日IT戦略本部決定）における重点手続の一つとされ、オンライン利用率向上のための施策を重点的に図ることが決定されている。本施策は、登記所へのオンライン申請導入が完了していることが前提であり、本事業が行われなければ、オンライン申請利用率が

想定どおりに伸びないおそれがある。

(3) 効率性（効果とコスト）

本事業については、「登記情報システム業務・システム最適化計画」に基づき、オンライン申請による申請人の利便性の向上を図る一方で、受付事務の効率化、申請データの記入事務への活用等業務の効率化を図っている。

(4) 有効性

ア 手段の妥当性

従来の書面による登記申請は、登記所の開庁時間内に書類等を直接登記所に持参しなければならず、国民の利便性の点で課題があった。特に登記所の適正配置を推進する中で、管轄登記所が遠隔地に移転した場合には、窓口で、書面を持参して、登記を申請することによる時間や費用の負担が増加する事例も存在している。

本事業により、オンラインにより窓口に出向くことなく登記申請が可能となることで国民の利便性が高まることに加え、登記所側の事務処理においてもオンライン申請中のデータを用いることで、その効率化を図ることができる。

したがって、全国の登記所へのオンライン申請システムの導入は、目的を達成するための手段として妥当である。

イ 所期の事業効果の発現状況

オンライン申請を導入した登記所においては、国民の利便性の向上や事務処理の効率化が図られており、所期の事業効果が着実に発揮されている。

【達成目標 2】

(1) 平成20年度に実施した政策（具体的内容）

平成20年度における次期システムへの切替登記所数は、490庁中43庁（登記所数は平成21年4月1日現在）であったことから、平成20年度における進捗率は9パーセントにとどまり、目標値（約30パーセント）に達することができなかった。この要因は、より一層の効率化を図るため、最適化計画（URL:<http://www.moj.go.jp/KANBOU/JOHOKA/SAITEKI-TOUKI/touki01-02.pdf>）の見直しを行ったことにより、新たなシステムの切替えとシステムの運用箇所の集中化を併せて実施することとしたため、慎重を期して初年度である平成20年度の切替登記所数を抑えて実施したことによる。

なお、平成21年度においては、次期システムへの切替登記所数は330庁（登記所数は、平成21年4月1日現在）を予定しており、目標値（約60パーセント）を上回ること（約67パーセント）を見込んでいる。

(2) 必要性

ア 国民や社会のニーズ

現行システムは、メインフレームと呼ばれる当時の最も標準的なコンピュータを利用して開発されたものである。開発者独自のオペレーションシステムを搭載しているために、これまで運用・保守業務を当該開発者である特定の事業者依存してきた。

一方で、これまでの技術革新の結果、情報システム基盤の動向はメインフレームで構成されたシステムから、ハード・ソフトともオープン化・標準化されたオープンプラットフォームで構成されたオープンシステム^{*4}へと変化し、その信頼性の向上も図られつつある。このため、登記情報システムについてもオープンシステムへ移行することにより、行政サービスの向上及びコスト削減を行う必要があった。

本事業は、これらの背景を踏まえて実施しており、国民や社会のニーズに合致している。

イ 国が行う必要性

不動産の現況と権利関係を登記簿に記録して公示する不動産登記制度、会社・法人について、その存在を明確にするために一定事項を登記簿に記録して公示する商業・法人登記制度は、国民の権利・義務を直接規律するとともに、司法紛争の解決のために重要な役割を担っている。これらの制度は、我が国経済においてなくてはならない制度基盤である。登記情報システムは、同制度の根幹に関わるシステムであることから、本事業は同制度を所管する法務省が行う必要がある。

ウ 現時点で優先して行う緊急性

電子政府推進計画（平成18年8月31日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定、平成19年8月24日及び平成20年12月25日一部改定）において、最適化対象の業務・システムについては可能な限り早期に最適化の効果を発現することが求められている。

本事業を行わなければ、特定の事業者に依存しないオープンシステムへの移行が困難となり、特定の事業者に依存しないハード及びソフトを調達するための調達方法を見直すこと（随意契約から一般競争入札への移行）ができないことから、コストの低減が実現できない。

このため、「登記情報システムの業務・システム最適化計画」に基づき、平成22年度末までにオープンシステムへの移行を完了する必要がある。

(3) 効率性（効果とコスト）

本事業については、「登記情報システム業務・システム最適化計画」に基づき、単にメインフレームをオープンシステムに置き換えるだけではなく、システムの設置箇所数を削減するなど、コストが過大とならないように実施している。

(4) 有効性

ア 手段の妥当性

メインフレームの技術を利用した現行システムは、信頼性は高いものの、柔軟性・拡張性は低く、運用・保守を特定の事業者に依存せざるを得ない。

本事業により、オープンシステムへの移行を行い、随意契約から一般競争入札への移行等の調達方法の見直しを実施することで、柔軟性・拡張性の向上及び費用の削減を実現することができる。

このため、「登記情報システムの業務・システム最適化計画」に基づくオープンシステムへの移行は、目的を達成するための手段として妥当である。

イ 所期の事業効果の発現状況

平成20年度における次期システムへ切替を完了した登記所数は、490庁中43庁（登記所数は平成21年4月1日現在）であったことから、平成20年度における進捗率は9パーセントにとどまり、目標値（約30パーセント）に達することができなかった。

ただし、平成21年度においては、次期システムへ切替を完了する登記所数は330庁（登記所数は、平成21年4月1日現在）を予定しており、所期の事業効果を実現することができる見込みである。

6. 評価結果の今後の政策への反映の方向性等

（目標達成が芳しくない場合の原因分析及びその結果策定した方策）

【達成目標1】

オンライン申請システムの導入については、目標を達成したところ、引き続き同システムの活発な利用に向けての施策を実施していく予定である。

【達成目標2】

登記情報システムの再構築については、新たなシステムの切替えとシステムの運用箇所の集中化を併せて実施することとしたため、平成20年度の次期システムへの切替登記所数は43庁に止まった。しかし、平成21年度及び平成22年度の切替スケジュールを見直し、本スケジュールに基づき、平成22年度における目標達成に向けて予定どおり進められている。現時点においては、特段の問題及び課題等は存在しないことから、引き続き最適化計画を踏まえ、これに沿った本施策を実施していく予定である。

なお、平成20年度における次期システムへの切替率の実績は9パーセントにとどまり、目標値（約30パーセント）に達することができなかったが、前述のとおり切替えが進められており、平成21年度においては、目標値（約60パーセント）を上回ること（約67パーセント）を見込んでいく。

7. 無駄の削減（行政支出総点検会議指摘事項）の観点からの点検

(1) 評価結果と無駄の削減との関係

所期の効果が発揮されており、本施策については引き続き成果重視事業として実施していくこととしている。

(2) 指摘事項に言及のある見直し事項

該当事項なし。

8. 関係する法令、施政方針演説等（主なもの）

○ 「IT政策パッケージ2005」（平成17年2月24日IT戦略本部決定）

1－（1）電子政府の推進

「不動産登記・商業法人登記のオンライン申請については、需要の多い登記所を中心にシステム導入を図ることとし、円滑なシステムの移行に努めるとともに、2008年度の出来るだけ早期に全国の登記所のオンライン化を実現する。」

9. 備考

※1 「メインフレーム」

企業等の基幹業務に使用される大規模なコンピュータ。

※2 「国庫債務負担行為」

成果重視事業においては、政策目標を効率的に達成するため、事業の性格に応じた予算執行の弾力化が行われている。

国の予算は、原則として1会計年度間に限られているが、「国庫債務負担行為」とは、数年にわたり効力が継続する債務の負担権限について、予め予算を以て国会の議決を経て、債務を負担する行為をなすことができる制度である。

※3 「目の大括り化」

歳出予算は、その性質に従って「項」及び「目」に区分されている。「目の大括り化」は、あらかじめ複数の「目」を一つの「目」に括ることにより、予算執行の弾力化を図るものである。

※4 「オープンシステム」

様々なメーカーのソフトウェアやハードウェアを組み合わせで構築されたコンピュータシステム。

平成20年度成果重視事業実施結果報告書

1. 事業名及び関連政策

(1) 事業名等

事業名	地図管理業務・システムの最適化事業
評価実施時期	平成23年度（平成20年度は中間報告）
所管部局	民事局
評価方式	実績評価方式

(2) 関連政策（事業の基本計画上の位置付け）

政策名	国民の財産や身分関係の保護
施策名等	登記事務の適正円滑な処理
	【政策体系上の位置付け：Ⅲ－9－（1）】
上記施策の 基本目標	登記事務におけるシステムの見直し等により，事務処理の効率化，システム関係経費の削減を図るとともに，国民の利便性を向上させる。
予算額	平成20年度予算額：12,847百万円

2. 課題・目的・必要性

従来の地図管理システムは、紙による地図の管理業務を前提としたものであり、数値化された地図等の維持・管理を適正に行うことのみを目的とした必要最小限の機能を有するものである。

このため、情報の提供方法が紙の交付という手段に限定され、また、当該不動産の管轄登記所でしか地図等の証明書を取得できないなど、国民の利便性の点で課題がある。

これに対し、地図情報システムは、登記情報システムと連動することにより登記情報と地図情報の一体的な事務処理及びサービスを可能とし、インターネットを利用した地図情報の提供等の国民への利便性の向上を図ることができることから、地図情報システムを全国に展開する必要がある。

3. 目標の内容等

(1) 達成目標

平成22年度末までに、全国の登記所に対して地図情報システムの導入を完了する。

【目標期間】

平成18年度から同22年度

【目標値等】

全国の登記所数に対する地図情報システム導入登記所数の割合を100%とする。

年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度 (達成年度)
目標値	15%	35%	60%	80%	100%
実績	16%	36%	63%		
	90庁/550庁	182庁/510庁	311庁/490庁		

(2) 目標設定の考え方

従来の紙による地図管理業務を見直し、コンピュータ処理を可能とする地図情報システムの全国展開により、事務処理の効率化及び国民の利便性の向上が見込めるとの考えから、上記達成目標を設定した。その達成度合いについては、「全国の登記所数に対する地図情報システム導入登記所数の割合」で測ることとした。

(3) 目標の達成度合いの判定方法・基準

【判定】

A（達成）

【判定方法】

全国の登記所数に対する地図情報システム導入登記所数の割合について、上記のとおり各年度ごとに目標値を設定していることから、当該目標値に対する進捗状況（割

合)により判定する。

【基準】

ランク	進捗状況(割合)	達成度合い
A	100%	達成
B	75%以上100%未満	おおむね達成
C	50%以上75%未満	達成が不十分
D	50%未満	達成していない

(4) 手段と目標の因果関係

地図情報システムは、登記情報システムと連動することにより登記情報と地図情報の一体的な事務処理及びサービスを可能とし、インターネットを利用した地図情報の提供等の国民への利便性の向上を図ることができることから、地図情報システムを全国に展開する必要がある。

そこで、地図情報システムを導入するためのデータの作成・移行作業を実施し、平成22年度末までに、全国の登記所に対してシステムの導入を完了することとしている。

4. 予算執行の効率化・弾力化によって得られた効果

【予算執行の効率化・弾力化措置】

国庫債務負担行為^{*1}、目の大括り化^{*2}

【上記措置による効果】

上記措置を講じたことにより、本事業を効率的かつ円滑に推進することができた。

5. 評価結果等

(1) 平成20年度に実施した政策(具体的内容)

本事業は、「地図管理業務の業務・システム最適化計画」(URL: <http://www.moj.go.jp/KANBOU/JOHOKA/SAITEKI-MAP/map01-02.pdf>)に沿って実施されている。

平成20年度においては、地図等のデータ作成・移行作業を実施し、同年度末までに、全登記所のうち約63パーセントの登記所について地図情報システムを導入しており、目標を達成している。

この実績を維持すれば、平成22年度末までに全登記所に地図情報システムを導入できる見込みであり、本事業は、予定どおり進捗しているものと評価できる。

(2) 必要性

ア 国民や社会のニーズ

従来の紙等による地図管理では事務処理が非効率的となっていたため、システム整備による事務処理の効率化が求められていた。

また、情報の提供方法が紙の交付という手段に限定されていたため、インターネットを利用した地図情報の提供を可能とするなど、国民の利便性を向上すべきとの要請もあった。

本事業は、これらの要請を踏まえて実施しているものであり、国民や社会のニーズに合致している。

イ 国が行う必要性

登記所に備え付けられている地図は、不動産取引の安全と円滑に資することを目的とした不動産登記制度の根幹を支えるものであることから、当該地図の管理業務の問題点を踏まえて見直すという本事業は、同制度を所管する法務省が行う必要がある。

ウ 現時点で優先して行う緊急性

本事業が行われなければ、システム整備による事務処理の効率化を図ることができないほか、新たなサービスの実現による国民の利便性の向上も図ることができない。

このため、「地図管理業務の業務・システム最適化計画」に基づき、平成22年度末までに全登記所に地図情報システムを導入する必要がある。

(3) 効率性(効果とコスト)

本事業については、「地図管理業務の業務・システム最適化計画」に基づき、オープ

んな技術を活用するとともに、地図情報センターを全国1か所に集中させるなど、コストが過大とならないように実施している。

(4) 有効性

ア 手段の妥当性

従来の紙等による地図管理では事務処理が非効率的となっており、また、情報の提供方法が紙という手段に限定されていたため、国民の利便性の点で課題があった。

本事業は、地図管理業務の見直しを行い、新たに地図情報システムを導入するものである。これにより、登記情報と地図情報の一体的な事務処理や、インターネットを利用した地図情報の提供等が可能となり、事務処理の効率化や国民の利便性の向上を図ることができる。

このため、全国の登記所への地図情報システムの導入は、目的を達成するための手段として妥当である。

イ 所期の事業効果の発現状況

地図情報システムを導入した登記所においては、事務処理の効率化や国民の利便性の向上が図られており、所期の事業効果が着実に発揮されている。

6. 評価結果の今後の政策への反映の方向性等

(目標達成が芳しくない場合の原因分析及びその結果策定した方策)

地図情報システムの導入は、予定どおり進められており、現時点においては、特段の問題及び課題等は存在しない。引き続き「地図管理業務の業務・システム最適化計画」を踏まえ、これに沿った事業を実施していく予定である。

7. 無駄の削減(行政支出総点検会議指摘事項)の観点からの点検

(1) 評価結果と無駄の削減との関係

所期の効果が発揮されており、本施策については引き続き成果重視事業として実施していくこととしている。

(2) 指摘事項に言及のある見直し事項

該当事項なし。

8. 関係する法令、施政方針演説等(主なもの)

○ IT政策パッケージ2005(平成17年2月24日IT戦略本部決定)

1-(1) 電子政府の推進

「不動産登記・商業法人登記のオンライン申請については、需要の多い登記所を中心にシステム導入を図ることとし、円滑なシステムの移行に努めるとともに、2008年度の出来るだけ早期に全国の登記所のオンライン化を実現する。」

9. 備考

※1 「国庫債務負担行為」

成果重視事業においては、政策目標を効率的に達成するため、事業の性格に応じた予算執行の弾力化が行われている。

国の予算は、原則として1会計年度間に限られているが、「国庫債務負担行為」とは、数年にわたり効力が継続する債務の負担権限について、予め予算を以て国会の議決を経て、債務を負担する行為をなすことができる制度である。

※2 「目の大括り化」

歳出予算は、その性質に従って「項」及び「目」に区分されている。「目の大括り化」は、あらかじめ複数の「目」を一つの「目」に括ることにより、予算執行の弾力化を図るものである。

平成20年度成果重視事業実施結果報告書

1. 事業名及び関連政策

(1) 事業名等

事業名	出入国管理業務の業務・システムの最適化
評価実施時期	平成25年度（平成20年度は中間報告）
所管部局	入国管理局
評価方式	実績評価方式

(2) 関連政策（事業の基本計画上の位置付け）

政策名	出入国の公正な管理
施策名等	出入国の公正な管理 【政策体系上の位置付け：V-12-(1)】
上記施策の基本目標	平成20年までの5年間で不法滞在者を半減させ我が国社会の安全と秩序の維持を目指すとともに、我が国の国際協調と国際交流を増進し、我が国社会の健全な発展を目指す。
予算額	平成20年度予算額：9,244百万円

2. 課題・目的・必要性

外国人旅行者・ビジネスマンの訪日促進，我が国と諸外国との間の人的交流の拡大・活発化，これによる審査対象者の急激な増加，テロリズム・外国人犯罪の脅威，リピーターの増加，不法就労・不法滞在事案の巧妙化，偽変造文書・なりすまし事案の横行など，出入国管理行政を取り巻く環境は大きく変化している。

このような諸課題に柔軟かつ迅速に対応するため，現行の業務・システムを見直す一方で，費用対効果の向上に留意しつつ，IT（情報通信技術）を最大限活用した業務・システムを取り入れ，利用者の利便性の向上や負担の軽減等はもとより，より一層の業務の効率化・合理化を図る必要がある。

3. 目標の内容等

(1) 達成目標

出入国管理に関する業務及びシステムを効率化の観点で見直し，システム運用経費を削減することにより，バイオメトリクスシステム導入後の平成24年度におけるシステム運用経費全体の増加額を抑制する。

【目標期間】

平成18年度から平成23年度

【目標値等】

達成年度	平成24年度
目標値（増加額の上限）	44.6億円
参考（達成年度までの削減額）	35.8億円

(2) 目標設定の考え方

本事業は，出入国審査，在留審査及び退去強制等に関する外国人入国管理システムを始めとした各種システムについて，いわゆるレガシーシステム^{*1}からオープンシステム^{*2}へ刷新するものである。これは，外国人入国者について，要注意人物との指紋情報等を照合するバイオメトリクスを活用した出入国審査体制を構築するなど，業務・システムの最適化を図るものである。本事業を推進するに当たり，レガシーシステムの刷新によりシステム運用経費の削減が見込まれるが，バイオメトリクスシステム等の新規導入に伴いシステム運用経費が増加することも踏まえ，本事業完了後の平成24年度におけるシステム運用経費全体の抑制を目標として設定している（※）。

（※）目標値は，以下のとおり算出した。

レガシーシステムの刷新に伴い，平成22年度以降において年間約35.8億円（試算

値)のIT改善効果(ITに係る経常経費の節減効果)を得ることが可能である。他方、バイオメトリクスを活用した出入国審査体制の確立等を含んだシステム全体の運用経費の試算としては、平成24年度以降新たに年間約80.4億円が必要となる。そこで、両者の差額である44.6億円を、「システム運用経費全体の増加額」の上限として目標値に設定した。

(3) 目標の達成度合いの判定方法・基準

【判定】

B

【判定方法】

「出入国管理業務の業務・システム最適化計画^{*3}」が完了する平成24年度において、システム運用経費全体の増加額が、目標値以下であれば達成とする。

平成20年度から平成23年度においては、上記最適化計画に基づき各年度ごとに実施することとされた工程の進捗状況により判定する。

【基準】

ランク	進捗状況(割合)	達成度合い
A	100%	達成
B	75%以上100%未満	おおむね達成
C	50%以上75%未満	達成が不十分
D	50%未満	達成していない

(4) 手段と目標の因果関係

レガシーシステムの刷新に当たっては、特定の開発業者の技術に依存しない公平・透明なシステム調達を可能とするオープンな設計思想の採用、サーバ及び記憶装置の統合による効率化を実施し、システム運用経費を削減する。これにより、新たなシステム導入後のシステム運用経費全体の増加を抑制する。

4. 予算執行の効率化・弾力化によって得られた効果

【予算執行の効率化・弾力化措置】

繰越明許費^{*4}

【上記措置による効果】

平成20年度予算補正1号の自動化ゲートの整備経費、未オンライン空海港のオンライン化経費については、昨年発生した韓国人による特殊なテープを指に貼って指紋を偽装した事案等への対応策のため、同予算を平成21年度に繰り越したことにより、指紋偽装事案の調査及びシステムの改修の検討を行うことが可能となった。

5. 評価結果等

(1) 平成20年度に実施した政策(具体的内容)

平成20年度に実施した取組の具体的内容は、以下のとおりである。

平成18年度において、最適化計画における最適化実施工程を工程どおりスムーズに実施するために、次世代出入国審査システム、次世代在留審査システム、次世代退去強制システム、共通基盤システムの各種要件定義、基本設計を実施した。また、同19年度においては、次世代出入国審査システム(日本人分)についての詳細設計を実施したことにより引き続き、同20年度においては、提報、摘発情報等を電子地図上に展開し、視覚的な情報分析に資する位置情報システム^{*5}の運用を開始した。

システム運用経費全体の抑制効果が発生する目標達成年度は平成24年度からであるため、現時点では指標に係る達成状況について評価することは困難であるが、平成20年度においては位置情報システムの運用を開始したところであり、目標達成に向けた取組が着実に進展しているものといえる。

(2) 必要性

ア 国民や社会のニーズ

外国人旅行者・ビジネスマンの訪日促進、我が国と諸外国との間の人的交流の拡大

・活発化，これによる審査対象者の急激な増加，テロリズム・外国人犯罪の脅威，リピーターの増加，不法就労・不法滞在事案の巧妙化，偽変造文書・なりすまし事案の横行など，出入国管理行政を取り巻く環境は大きく変化している。

このような諸課題に柔軟かつ迅速に対応するため，現行の業務・システムを見直す一方で，費用対効果の向上に留意しつつ，IT（情報通信技術）を最大限活用した業務・システムを取り入れ，利用者の利便性の向上や負担の軽減等のもとより，より一層の業務の効率化・合理化を図ることは社会のニーズに合致している。

イ 国が行う必要性

公正な出入国管理により外国人の入国の許否を決するという作用は，本来的に国が担うべきものであり，我が国の外国人の受入れをめぐる周辺環境の変化に柔軟かつ迅速に対応できるような態勢を構築する必要がある。

ウ 現時点で優先して行う緊急性

アで述べたとおり，出入国管理行政を取り巻く環境は日々大きく変化しているところであり，利用者の利便性の向上や負担の軽減等のもとより，観光立国実現のための入国審査の円滑化のためにも，現時点で優先して行う必要がある。

(3) 効率性（効果とコスト）

出入国管理行政の円滑化と厳格化という一見相反する要請に直面している入国管理局としては，一層の業務の効率化・合理化を図るため，現行の業務・システムを見直す一方で，費用対効果の向上に留意しつつ，IT（情報通信技術）を最大限活用した業務・システムを取り入れるなど限られた行政資源で最大限の効果を挙げるべく努めているところである。

(4) 有効性

ア 手段の妥当性

平成19年8月31日に改定された「出入国管理業務の業務・システム最適化計画」における最適化工程表の工程どおりに取り組んでいるところであり，平成20年度における取組が妥当であったと評価できる。

イ 所期の事業効果の発現状況

本事業は，出入国管理に関する業務及びシステムを効率化の観点で見直し，システム運用経費を削減することにより，バイオメトリクスシステム導入後の平成24年度におけるシステム運用経費全体の増加額を抑制することを達成目標としており，その評価は平成25年度において実施されるものであるが，(1)のとおり，目標達成に向けた取組が着実に進展しているものであり，所期の事業効果が得られているものと評価できる。

5. 評価結果の今後の政策への反映の方向性等

おおむね最適化計画に掲げる工程どおり進められており，現時点においては特段の問題等は存在しないことから，引き続き，平成20年度に実施した次世代出入国審査システム（日本人部分）の詳細設計を踏まえた同システムの開発・導入に向けて取り組んでいくとともに，その他の次世代システムの詳細設計等を実施していくこととしている。

6. 無駄の削減（行政支出総点検会議指摘事項）の観点からの点検

(1) 評価結果と無駄の削減との関係

所期の効果が発揮されており，本施策については引き続き成果重視事業として実施していくこととしている。

(2) 指摘事項に言及のある見直し事項

該当事項なし。

7. 関係する法令，施政方針演説等（主なもの）

- 第162回国会における内閣総理大臣施政方針演説（平成17年1月21日）
「2010年までに外国人訪問者を1,000万人にする目標の達成を図ります。」

- 経済財政改革の基本方針2008（平成20年6月27日閣議決定）
「・・・テロ等への対策，（中略）迅速かつ厳格な出入国審査と不適正な在留活動の防止等を図る（以下略）」

8. 備考

※1 「レガシーシステム」

一般に、時代遅れとなった旧式システムのこと。特定の開発業者の独自の技術や仕様を多用していることから他の開発業者の参入が容易でなく、結果として特定開発業者の技術等に依存し、多大なコストを要するというデメリットがある。

※2 「オープンシステム」

一般に、特定の開発業者の技術や仕様に依存しない一般にも開放されたシステムのこと。特定の開発業者の技術等によらず、多くの開発業者がシステム開発に参入することが可能となり、その結果、より最適でしかもより低価格のシステムの調達が可能となるメリットがある。

※3 「出入国管理業務の業務・システム最適化計画」

「電子政府構築計画」（平成15年7月17日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定、平成16年6月14日一部改定）に基づき平成18年3月31日に策定された後、新たな在留管理制度の見直しに係る検討が進められていることなどの諸事情にかんがみ、平成19年8月31日に改定されたもの。最適化の基本理念として、外国人の円滑な受入れ（円滑化）と、我が国にとって好ましくない外国人に対する厳格な対応（厳格化）という二つの大きな柱のバランスを保ちつつ、適正に業務を推進していくことを主要な課題としている。

業務・システムの最適化を進めるにあたり、「外国人受入政策の立案及び制度設計（Plan）」、「政策及び制度の具体的な実施（Do）」、「入国・在留外国人の現状把握・情報分析（Check）」及び「外国人受入政策の見直し（Act）」という出入国管理行政全体の今後の展開に向けたPDCAサイクルを実現して、我が国の外国人の受入れをめぐる周辺環境の変化に柔軟かつ迅速に対応できるような態勢を構築することを基本理念としている。

また、出入国管理行政の円滑化・厳格化といういわば相反する二つの課題に同時に対応し、かつ一層の業務の効率化・合理化を図ることを目的として本最適化計画の策定に際しては、国民生活の安全性確保、利用者サービスの向上、業務処理の効率化・合理化・集約化、高度情報通信技術の活用、システムの利便性向上、レガシーシステム問題の解消及びITの導入により費用対効果の向上等を最適化の基本理念としている。最適化工程表については、<http://www.moj.go.jp/KANBOU/JOHOKA/SAITEKIKAKOBETSU/ko-20.pdf>を参照。

※4 「繰越明許費」

成果重視事業においては、政策目標を効率的に達成するため、事業の性格に応じた予算執行の弾力化が行われている。

国の予算は、原則として年度間の融通は禁止されているが、「繰越明許費」とは、歳出予算の経費のうち、その性質上又は予算成立後の事由に基づき、年度内にその支出を終わらない見込みのあるものについては、予め国会の議決を経て、翌年度に繰り越して使用することができる制度である。

※5 「位置情報システム」

地図上に外国人在留者や受入機関等に関する位置情報をマッピングし、実態調査や違反調査を実施する上で必要な情報を視覚的に分かり易い形で端末（モバイル型端末を含む）に提供するシステムのこと。効率的な人員配置が可能となり、在留審査業務における実態調査や退去強制業務における違反調査・審査時間の短縮が図られるほか、不法滞在者の摘発が強化されることにより、不法就労関連コストと犯罪関連コストの発生抑止に寄与することが可能となる。